

第九十四回国
参議院地方行政委員会會議録第十二号

昭和五十六年五月二十八日(木曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

五月二十七日

岩上 二郎君

補欠選任
川原新次郎君

五月二十八日

板垣 正君

補欠選任
森山 眞弓君

中村 啓一君

岡部 三郎君

矢追 秀彦君

大川 清幸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

亀長 友義君

金井 元彦君

熊谷 弘君

志苦 裕君

伊藤 郁男君

岡部 三郎君

加藤 武徳君

川原新次郎君

後藤 正夫君

名尾 良孝君

原 文兵衛君

福田 宏一君

森山 眞弓君

小谷 守君

小山 一平君

佐藤 三吾君

和泉 照雄君

大川 清幸君

国務大臣

自治 大臣

政府委員

自治大臣官房審議官

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

矢追 秀彦君

神谷信之助君

美濃部亮吉君

安孫子藤吉君

矢野浩一郎君

川俣 芳郎君

砂子田 隆君

宮尾 盤君

土屋 佳照君

石原 信雄君

高池 忠和君

林 博男君

野尻 栄典君

長尾 立子君

柳 克樹君

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

自治省行政局長

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩上二郎君が委員を辞任され、その補欠として川原新次郎君が選任されました。

また、本日、板垣正君及び中村啓一君が委員を辞任され、その補欠として森山眞弓君及び岡部三郎君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の質疑は、前回をもって終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。

この際、本案の修正について、志苦裕君及び神谷信之助君から、それぞれ発言を求められておりますので、これを許します。志苦裕君。

○志苦裕君 私は、本案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の共同提案に係る修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

地方財政は、御承知のとおり本年度においても一兆三百億円という膨大な財源不足に見舞われ、六年続きの深刻な財政危機に直面いたしております。地方財政がこうした状況に直面することとなつたのは、歴代自民党政府が、住民福祉の充実や生活基盤の整備よりも、産業基盤の整備など中央集権化のもとに大企業優先の高度成長政策を推進してきたためであります。そのため自治体においては過疎過密、公害その他の対策に膨大な財政需要を引き起こすことになりましたが、これに対し

国が十分な自主財源を付与してこなかったところに地方財政の構造的な危機が招来されたと言わなければなりません。

われわれは、このような地方財政の危機を打開し、自治体の自主的な行政運営を確保するため、地方財政の長期的な見通しに立つて抜本的な恒久対策を講ずるようこれまでたびたび要求してきたのでありますが、残念ながら自民党政府の地方財政対策には、こうした課題に積極的に立ち向かう姿勢は全く見られません。そればかりか、一兆三百億円の財源不足に対し、自民党政府は、交付税特別会計における借り入れと償還方法の変更及び地方債振替による措置するなど地方交付税法第六条の三第二項に反する対策を継続する一方、最近の行政改革論議に名をかりて地方交付税率の引き下げさえ図ろうとしています。

今日、地方交付税制度の改革なく税率の引き上げは、いままや国民的合意となっており、この国民的期待にこたえることこそ今国会の重要な課題であります。このような立場からわれわれは、地方交付税率の引き上げ措置を含め、一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を緊急に打開し、地方自治の発展を図るため、本修正案を提出した次第であります。

次に、本修正案の概要について御説明申し上げます。

第一は、最近における自治体の財政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以来、据え置かれてきた地方交付税率を昭和五十七年度から三七%に引き上げることとしております。

第二は、昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度に発行された、ないし発行される財源対策債の元利償還に係る基準財政需要額については、全額臨時地方特例交付金で措置することとし、そのため臨時地方特例交付金を八千五百三十

七億円増額し、九千八百四十三億円といたしております。

なお、本修正案では、昭和五十年から昭和五十六年度までの交付税及び譲与税配付金特別会計における借入額の元金償還については、新たな規定を設けておりませんが、政府による繰り延べ措置によって償還が始まる昭和五十九年度からは、全額臨時地方特例交付金で措置すべきであることを重ねて付記したいと存じます。

第三は、以上の改正による臨時地方特例交付金の増額に伴い、基準財政需要額の算定方法を改正しようとするものであります。教育、福祉など行政サービスに対する住民要求にこたえるため、道府県においては「その他の教育費」及び「厚生労働費」を、また市町村においては、「小学校費」「中学校費」を初めとする教育費及び「社会福祉費」等厚生労働費をそれぞれ増額することといたしております。

以上が本修正案の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) 次に、神谷信之助君。

○神谷信之助君 私は、本案に対し、日本共産党を代表して修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

政府は、本年度の地方財政計画の策定において、財源不足額を一兆三百億円と見積もり、それを臨時地方特例交付金三千三百億、昭和五十年から五十二年までの交付税特別会計借入金金の償還方法の変更による千九百十億、交付税特別会計借入金百九十億、合計三千四百億円の交付税の増額を行い、残りの六千九百億を財源対策債の増発で措置しようとしています。

本年度もまた、地方行政関係者の切実な要求である交付税率の引き上げや制度改革を行わず、その場しのぎの財源対策で切り抜けようとしてい

ますが、これが地方交付税法第六条の三第二項の趣旨に反していることは言うまでもありません。

昨年と比べて財源不足額が減少していますが、これは歳入面で大増税や公共料金の値上げ等住民に多大な負担を求めるとともに、歳出面においては人件費の削減や福祉教育の切り捨てなど、厳しい減量経営を自治体に押しつけることを前提にしたものであり、額面どおりに受け取るわけにはいきません。実態は、五十六年度末の地方債残高が五千兆円を超し、交付税特別会計借入金残高が地方負担分のみで四兆三千億に達するところが見込まれているように、地方財政の危機は依然として深刻であり、いま抜本的な措置をとらなければ危機が長期にわたることは明白であります。

先日の本委員会における参考人質疑でも明らかになったように、今日、地方交付税制度の改革、なにかずく税率の引き上げは、いまや国民的合意になっており、この国民的期待にこたえることこそ今国会の重要な責務であります。

このような立場から、わが党は、地方交付税率の引き上げ措置等を含め、一般財源の充実強化を図り、もって地方財政の危機を緊急に打開し、地方自治の発展を図るため、本修正案を提出したものであります。

次に、本修正案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、最近における自治体の財政需要の増大に対処するため、昭和四十一年度以降据え置かれてきた地方交付税率を、昭和五十七年度から四〇%に引き上げることにいたしました。

第二は、臨時地方特例交付金の増額であります。昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度に発行され、ないしは発行される財源対策債の元金償還に係る基準財政需要額については、金額臨時地方特例交付金で措置することにいたしております。この措置により、昭和五十六年度における臨時地方特例交付金は八千五百三十七億円増額し九千八百四十三億円となります。

また、昭和五十六年度から五十六年度までの交付税特別会計における借入金の元金償還については、全額臨時地方特例交付金で措置することとし、附則の一部を改正しております。

第三は、臨時地方特例交付金の増額に伴い、基準財政需要額の算定方法を改正しようとするものであります。

教育、福祉などの行政サービスに対する住民要求にこたえるため、道府県においては「その他の教育費」及び「厚生労働費」を、市町村においては「教育費」及び「厚生労働費」をそれぞれ増額することといたしております。

以上が本修正案の要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) ただいまの志吉裕君及び神谷信之助君提出の修正案はそれぞれ予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から各修正案に対する意見を聴取いたします。安孫子自治大臣。

○國務大臣(安孫子自治大臣) ただいまの地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する日本社会

党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合共同提案の修正案並びに日本共産党提案の修正案につきましましては、政府といたしましてはいずれも賛成いたしかねます。

○委員長(亀長友義君) それでは、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小山一平君 私は、ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、原案に反対し、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合提案による修正案に賛成の立場から反対討論を行います。

申し上げるまでもなく、最近の地方交付税に関する論議には、経団連等の交付税率の引き下げ論に端の見えるように、地方交付税の基本的性格をゆがめる傾向が見受けられます。地方交付税

は、国が一たん徴収して自治体に交付するにすぎず、それはあくまでも自治体固有の財源であります。したがって、時の財政事情によって軽々に総額やその仕組みが左右されるべきものでないことは明らかであります。その基本は、地方交付税法第六条の三第二項にあることは申し上げるまでもありません。交付税の核心ともいえるべきこの基本性格において、昨今政府内部、とりわけ大蔵省においては、これを行政改革に名をかりてゆがめる姿勢がかいま見えることはきわめて遺憾であり、猛省を促しておきたいと思っております。

以上のような基本的認識に立つて、本修正案及び地方財政計画を検討いたしますと、大要二点にわたって問題点を指摘せざるを得ません。

その一つは、財源不足額の補てんについてであります。これまで財源不足額の補てんに対しては交付税特別会計における借り入れと財源対策債償還はおおむね五対五でありましたが、これが本年に至っては財源対策債に大きく比重がかけられております。これによって地方財政の質的悪化は一層加速されることになることは明らかであります。

二つには、財政再建に名をかりて、地方財政が国の財政の犠牲に供されることとあります。交付税特別会計における借入額の償還において、利差の特等と云われる地方債償還のための負担軽減分に対する国の負担分を後年に繰り延べたことが端的に示すように、本年の地方財政対策全般にわたって国の財政再建が優先されたことは明らかであります。このような国の姿勢を許すならば、行政改革とは自治体を犠牲にするものとなり、将来に大きな禍根を残すことは明らかであります。

以上、私は地方交付税の基本問題に関し反対理由を申し上げてまいりました。社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の修正案は、ただいま申し上げた幾つかの欠陥を補完し、地方財政改善を配慮した妥当なものであります。

時あたかも第二次臨時行政調査会において国と地方の事務配分、機能分担のあり方等が審議され

つつあります。地方行政財政については、地方自治を積極的にわが国政治の主柱に据えるためにも、政府、とりわけ自治省は、古くは神戸報告を初め、地方制度調査会、地方六団体等々から出されている地方自治に関する諸提言をこうした機関討議に反映し、真に地方の時代形成に向けて努力されるよう強く要求いたします。

私は、このような検討の結果、政府原案には反対であり、なおまた、共産党修正案については、多くの点で共通するものがあり、一定の評価はできますが、やや整合性の点で問題があると思われ、以上申し上げまして、私の討論を終わります。

○熊谷弘君 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成し、修正案に反対の意を表します。

政府原案は、昭和五十六年度分の地方交付税の総額について、臨時地方特例交付金千三百六億円の繰り入れ、借入金償還方法の変更による千九百十億円の増額、交付税特別会計における千三百二十億円の借り入れ等所要の措置を講ずること、借入金の償還方法の変更等に伴い後年度の地方交付税の総額を変更すること、地方団体の財政需要の増加に対処するため各種の単位費用等を改正し、あわせて地方公共団体の手数料についてその適正化を図ること等を主な内容としたしております。

地方財政は、申し上げるまでもなく昭和五十年以降巨額の財源不足を生じ、懸命の努力にもかかわらず、なお収支の不均衡を解消できない状況にあります。昭和五十六年度におきましても、昨年度より大幅に減少したとはいえ、なお一兆円を超える財源不足を生じ、このまま推移すれば国ともども財政の根柢が破綻しかねない状況にあります。地方自治の発展のためにはもとより安定した財政基盤の確立が必要であり、このことは十分考慮されなくてはなりません。

しかしながら、地方財政における財源不足の問題は、公経済の一環として国家財政とも共通する課題であり、その解消には、地方を通ずる制度の抜本的な改正を必要とするものであります。政府はすでに、行財政制度の抜本的見直しによる増税なき財政再建を緊急課題として取り組んでおられるところであります。わが党としても、問題の重要性にかんがみ、地方団体の要望等を踏まえつつ、この国民的課題にこたえ得るよう鋭意努力いたしておるところであります。

今回の政府提出の地方交付税法改正案は、以上のような政治状況の中で、国の財政再建と同一基調に立ち、経費の効率的使用に留意しつつ、増大する地方の財政需要と新規施策に対応する所要の措置を講じようとするものでありまして、当面の措置としては妥当な措置であると評価せざるを得ません。

以上の理由により、私は修正案に反対、政府提出の原案に賛成の意を表するものであります。

○和泉昭雄君 私は、公明党・国民会議を代表して、たゞいま議題となりました内閣提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対し、日本社会党、公明党・国民会議並びに民社党・国民連合提出の同修正案に賛成し、日本共産党提出の同修正案に反対の立場から討論を行うものであります。

われわれは、これまで地方財政危機を打開し、地方自治体が住民の意向に沿う自主的な行政運営を進めるために地方行政の抜本的な改革を要求してまいりましたが、この要求に対し、政府は何ら根本的な改革も行わず、小手先の対策に終始してきたために、いままお危機から脱することができません。早急に国、地方間の行政の抜本的改革を断行することをまず初めに訴えるものであります。

さて、交付税率についてであります。地方財政は、五十六年度の財源対策を見ても明らかのように、史上最大と言われる国税の増税に伴う増収を見込み、その上に、住民税減税の見送り、あ

るいは交付税特別会計の借入金に対する元利償還金の繰り延べ措置などあらゆる手段を講じて、なおかつ一兆三百億円の膨大な財源不足を生じております。このような地方財政の実態を見るに、今日の地方財政制度は完全に破綻を来したと言わざるを得ません。

行政サービスの維持向上を図りつつ、中央に偏重し、危機に陥っている今日の地方財政を打開するためには、まず地方交付税率を四〇〇程度に引き上げることが必要であります。当面の諸状況を考えますとき、社公民三党案が示すように、来年度から五％引き上げ、三七％にすべきであります。このような措置がとられていない政府案であり、これが第一の反対の理由であります。

次に、財源対策債に対する元利償還についてであります。

昭和五十年以降の地方債残高は、五十五年度末で二十九兆円という巨額に達しております。五十六年度は一兆円近くをこの地方債の返済に充てなければならぬなど、財政危機に伴う財源対策債は地方財政を圧迫しております。よって、このような状況を考え、われわれが提出した修正案のように、少なくとも五十一年度から五十六年度までの各年度に発行された財源対策債の元利償還金については、全額臨時地方特例交付金で措置すべきであります。政府案には、このような措置がなされておられません。これが第二の反対の理由であります。

次に、補助金制度についてであります。

財政再建をめぐり、補助金の整理合理化が問題になっているにもかかわらず、廃止されたはずの補助金が名称を変えただけで現実に残っている実態が明らかになるなど、一向に改善をされておられません。五十六年度予算では、廃止、統合など整理合理化件数は延べ千三百二十九件、整理合理化金額は千六百八十八億円となっております。しかし、この反面九十八件が新設をされ、補助金総額は十四兆五千六百十七億円と、前年度に比べ六千五百四十七億円と、四・七％の純増となっております。

これは国の一般歳出予算の伸び率四・三％を上回るもので、補助金の整理合理化のかけ声とはうらはらにふえる傾向すら見られるのであります。特に地方団体からの要望の強い補助金の地方一般財源化については、ほとんどが見込まれておりません。また、当面、類似ないし同一目的の補助金について自治体が自主的に選択できる、いわゆる補助金のメニュー化、あるいは総合補助金化を進めるべきであります。こうした点に対しても何ら改善の跡が見られず、きわめて怠慢と言わざるを得ません。これが第三の反対の理由であります。

以上申し上げて、私の討論を終わります。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、わが党提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案に賛成、政府提出の地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の意見を述べます。

政府は、五十六年度予算編成において、歳入面では史上空前の公共料金等の大幅な引き上げという国民に対して大きな犠牲を強いながら、歳出面においてはアメリカや財界の要求する軍事費やエネルギー対策費などを伸ばす一方、国民の切実な願いである福祉、教育などの経費は厳しく抑制しました。まさに軍拡、大増税、福祉、教育切り捨ての最悪の予算と言わなければなりません。

五十六年度の地方財政計画も、国の予算編成を基調として作成されたために、歳入面では国税の増税に加えて、住民税の課税最低限据え置き、あるいは不動産取得税の税率引き上げ等による増税や、高等学校入学金等の使用料、手数料の引き上げを行っており、また歳出面においては、人件費の削減や福祉、教育を初めとする経費節減、経常経費の厳しい圧迫が行われています。

このような操作の結果、財源不足額は昨年の二兆五千五百五十億円から本年度の一兆三百億円へと減少しましたが、これをもって地方財政の改善と見することは決してできません。むしろ、五十六年度末の地方債残高が五千兆円を越し、交付税特別会

計借入金残額が地方負担分のみで四兆三千億に達することが見込まれているように、地方財政の危機は依然としてきわめて深刻であり、かつ長期化の様相を呈しているのが実態であります。いまこそ、交付税法第六條の第三項の規定に従い、地方行財政制度の改革、なかならず税率の引き上げという抜本的措置が緊急に求められているのであります。

にもかかわらず、政府はこの抜本的改善策を見送り、財源不足額一兆三百億を臨時地方特例交付金の交付、交付税特別会計借入金償還方法の変更、資金運用部からの借り入れ、さらには財源対策債への振替で糊塗しようとしております。数年来続けているこのような特例措置は、地方の財源保障の機能を著しく低下させ、地方の財政秩序を破壊するきわめて不当不法な措置であり、容認できないものであります。

政府は、こうしたやり方を改め、交付税率の引き上げや地方自治体への大幅な財源移譲を含む財政制度の改正をすぐ実施すべきであります。

次に、わが党の修正案について述べます。
本修正案は、交付税率の四〇％への引き上げ、財源対策債償還費及び交付税特別会計借入金全額国の負担とすることを中心内容とするもので、交付税法の趣旨に基づいた正当な措置によって地方財源を補完しようとするもので、地方自治体の自主的な発展を保障する財政制度の確立を図るものであります。

最後に、日本社会党、公明党、民社党の三党共同修正案についてであります。

今回の案は、昨年のわが党を含む野党四党共同修正案より後退し、交付税率の引き上げを三七％までとしております。交付税率の四〇％への引き上げは、地方六団体を初め国民合意の基準となっており、同時に、その実現がますます切望されてきているところであります。しかし、政府案よりは前進的なものであり、わが党修正案が残念ながら否決された場合においては、改善の策としてこれを支持することを表明しまして、討論を終わります。

ます。

○伊藤都男君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっており、政府提案の地方交付税法等の一部を改正する法律案及び共産党提案の修正案に反対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合提案の修正案に賛成の立場から討論を行うものであります。

現在、わが国の地方財政はきわめて厳しい危機的な状況にあります。昭和五十五年度以降、毎年大幅な財政収支の不均衡が続き、五十五年度補正から五十六年度当初までの財源不足の累積額は十七兆五千六百七十九億に上っております。このような大幅な財源不足を補てんするため、政府は毎年度交付税特別会計における借り入れと地方債の大幅な増額発行を行ってまいりました。

しかし、これらの財源不足対策は、単に収支のつじつまを合わせたものにすぎません。五十六年度の財源不足一兆三百億に達しても、本来五十五年間に使用すべきであった地方交付税の増加分を五十六年度に回し、あるいは交付税特別会計の償還方法を変更するなど、数字の小手先操作で補てんしたものに過ぎません。

一方、地方債の残高は三十一兆六千五百五十二億に達し、交付税特別会計における借入金七兆七千億のうち、地方負担額は四兆六千四百六十六億に上っております。これらの償還は、将来地方財政にとって大きな負担であることは言うまでもありません。いまこそ抜本的な改善がなされなければならぬのであります。そうしなければ現下の財政危機を突破することはとうてい不可能であると思ふのであります。すなわち、当委員会において再三にわたり地方交付税率の引き上げ等議論が繰り返されてまいりましたように、既存の制度の改正こそまずもって行う必要があるものであります。

現在の地方交付税率は昭和四十一年以来十五年間も据え置かれたままであります。これは地方財政の危機的状況に対する政府の認識の欠如を示すものであり、政府は怠慢のそしりを免れないと言

わねばなりません。わが党は、五十七年度は少なくとも五％の税率を引き上げ、三七％とすべきであると考へます。

また、補助金制度のあり方についても種々議論がなされてきたところでありますが、特に公共事業費の国庫負担金はこれを一括して地方自治体に交付するという第二交付税の制度創設を主張するものであります。

日本社会党、公明党・国民会議並びに民社党・国民連合提案の修正案が、国と地方との財政関係に新しい秩序をつくるものと確信します。

以上申し上げて、討論を終わります。

○委員長(亀長友義君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それではこれより地方交付税法等の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、神谷信之助君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀長友義君) 少数と認めます。よって、神谷信之助君提出の修正案は否決されました。

次に、志古裕君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(亀長友義君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀長友義君) 次に、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子自治大臣) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員共済組合の退職年金等について、別途本国会において御審議をいただいております恩給法等の一部を改正する法律案による改正内容に準じてその額の引き上げ等を行うとともに、遺族の範囲の見直し及び遺族年金に計算される寡婦加算額の引き上げを行うほか、地方議会議員の退職年金等についての増額改定措置及び地方団体関係団体職員等の年金制度について地方公務員共済組合法の改正に準ずる所要の措置を講じ、また、地方団体関係団体職員共済組合を地方職員共済組合に統合し、これに伴う所要の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、地方公務員共済組合制度の改正に関する事項についてであります。

まず、その一は、地方公務員共済組合が支給する退職年金等について、恩給の増額改定の措置に準じ、その額を引き上げることとあります。すなわち、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等について、本年四月分から平

均約四・四％増額する措置を講ずることとしたしております。

その二は、恩給における最低保障額の引き上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額を引き上げるとともに、恩給における増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引き上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとしております。

その三は、遺族年金に計算される寡婦加算の額を、厚生年金における寡婦加算の額との均衡上引き上げるとともに、遺族年金を受ける妻が同時に退職年金等を受けることができる場合には、必要な調整を行うこととしております。

その四は、遺族の範囲を改正し、従来死亡した者との生計維持関係を必要としなかった組合員期間十年以上の者の配偶者の遺族の要件として、組合員期間十年未満の者の配偶者と同じく、死亡した者との生計維持関係を必要とすることとしております。

以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を公務員給与の引き上げを考慮し四十二万円に引き上げるとともに、昭和五十四年以前に退職した退職年金または減額退職年金の受給者に対して昭和五十五年一月以後に退職した者と同様、退職後の給与所得に応じて年金額の一部の支給を停止することとする等所要の措置を講ずることとしております。

第二は、その他の年金制度の改正に関する事項であります。

すなわち、地方議会議員共済組合が支給する退職年金等について、その額の増額改定を行うとともに、地方団体関係団体職員共済組合の年金制度について、地方公務員共済組合制度の改正措置に準じて所要の措置を講ずることとしております。

第三は、地方団体関係団体職員共済組合の地方職員共済組合への統合であります。

すなわち、行政改革計画に基づき、昭和五十七年四月一日をもって地方団体関係団体職員共済組

合を地方職員共済組合に統合することとしております。

以上が昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及び内容であります。

なお、本法律案については、衆議院において、施行期日について、「昭和五十六年四月一日」を「公布の日」に改め、これに伴う所要の規定の整備を図る内容で修正可決されております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(亀長友義君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三善君 冒頭にお聞きしたいと思うんですが、この法律案関係資料は、いつ配ったんですか。

○政府委員(宮尾盛重君) 国会に法案を提出いたしますときに資料としてお配りをしていると承知をいたしております。

○佐藤三善君 いや、いつ配ったんですかと聞いている。

○政府委員(宮尾盛重君) 正確な日時がちょっとはつきりいたしません、五月の半ばごろであらうというふうに承知をいたしております。

○佐藤三善君 私は、きょう、いま初めてこれを見るんです。恐らくそうじゃないですか、皆さん方も、いま初めて見ていま質疑せいというの、これは神様みたいでなければならぬわけだから、もっとひとつそこいらは配慮した方がいいんじゃないかと思ひます。申し上げておきたいと思ひます。これはそれだけの問題です。

そこで、きょうは大蔵省来ていただいておりますから、若干大蔵省関係の質問をしておきたいと思ひますが、一昨年度の大改正がございまして、このときに四つの宿題が附帯決議、確認事項でやられていたわけですが、これはどういふふうに今日まで処理しておるのか、その経過をまず第一に

聞きたいと思ひます。

それから同時に、一昨日閣議で決定した、懲戒処分者の不当な規制についての解除の問題、この中身がどういふふうになっておるのか。

さらに、これは自治体、いわゆる自治省関係としてはどういふふうにして処理しようとしておるのか、あわせてひとつお聞きしたいと思ひます。

○説明員(野尻榮典君) お答え申し上げます。

私どもの、国家公務員共済組合法の一昨年度の大改正は、衆議院におきましては大蔵委員会、参議院におきましては内閣委員会御審議をいたいただき、それぞれは同様の附帯決議をちょうだいしているわけでございまして、附帯決議の項目といたしましては五項目ございまして。

最初の項目は、退職年金の支給開始年齢を六十歳に引き上げるに当たりまして、将来の雇用保障との関連に十分留意し、段階的に退職勧奨年齢等を引き上げていくように努めることという御趣旨でございまして。

この点に關しましては、もちろん公的年金の支給開始年齢と雇用の年齢というものが非常に密接な関係にあるという前提での御決議と承知いたしておりますけれども、一般的に申しますと、公的年金の支給開始年齢と申しますのは、やはり平均寿命の推移であるとか、あるいは高齢者の稼働能力、それから年金財政、そういったすべての要素を総合的に勘案しながら、そのときどきの状況に応じてある一定の年齢に決めていく、一律的に決めていくというふうな物の考え方が基本にあるうかと思ひます。一方、定年の年齢というの、ある職種や業種、それぞれの職域ごとにおける労働の対応に際しまして、企業とか職域ごとに個別的に決めていくというの、一般的な考え方のよう

でございまして。したがって、この両者の年齢には非常に密接なつながりがあると思ひますけれども、だからびたっと一致していなければならぬというふうな性質のものでも必ずしもないのではないかと。一般的にはそのように考えられていたわけでございまして。

しかしながら、今後わが国が高齢化社会への移行をたどることは明らかでございまして、そういう観点からこの問題を考えますときには、高齢者の雇用政策というものと年金の支給開始年齢の連係と申しますか、これは非常に重要な課題であるということは承知しております。したがって、いまこれからの一般的な対策といたしましては、やはり高齢者雇用と失業保険の活用、あるいは民間等で盛んに最近取り入れられております企業年金といったような、言ってみれば公的年金の支給開始までのつなぎ年金でございまして、こういったものの今後の活用等を総合的に政策として取り入れながら、この問題に対処していかなければならぬのではないかとこの問題について考えているわけでございまして。

そこで、別途今国会に御提案申し上げております公務員の定年制法案がもし施行されることになりましたら、六十歳の定年制というものが昭和六十年に一度一応実現するかどうかになりますので、そうしますと、共済組合の支給開始年齢を六十歳と引き上げた一昨年度の共済法の改正の支給開始年齢と一応はびたっと合うというふうな、いまのところはなるのではないかとこの問題について考えているわけでございまして。

一番目の項目といたしましては、高齢者の勤続が不適当と考えられるような重労働職種あるいは危険職種、これらのところから長期間継続していた者につきましては、支給開始年齢以前に退職した場合の減額退職年金の減額率を一般の減額率より緩和するように、そういう検討を将来必要に応じて行うようにという御趣旨の決議でございまして。

この点につきましては、現在、各省あるいは三公社とか地方公共団体を通じまして、どういふ職種が危険職種あるいは重労働職種というものに相当するのか、それにつきまして現在調査を行っている段階でございまして。今後、それぞれ地方団体あるいは三公社等のそういった関係者との間で調整を図りながら、将来必要に応じて、この検討を

重ねてまいりたいというふうに考えております。

第三番目の問題は、年金給付に対する国庫負担につきまして、厚生年金の負担割合と共済組合に対する負担割合とが相違していることにかんがみまして、年金制度間の整合性に配慮しつつ検討を行うようにという趣旨でございました。

もともと、社会保険に対する国庫負担のあり方につきましてはいろいろ御議論が多いところでございまして、基本的には保険料だけでは適当な給付水準が確保できないといったような場合、あるいは被保険者の範囲に非常に低所得層を含んでいるといったような場合におきまして、国庫負担の必要の緊要度とか、あるいは社会保険制度全体のバランスとか、あるいは財源の効率的配分といったような見地から措置されるというのが原則的な考え方と想っております。この問題につきまして、公的年金に対する国庫負担がどういうふうに整合性を図っていくべきかという点について、今後とも真剣に検討を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

四番目に、先ほど先生の方からさらに詳しくというお話がございましたが、懲戒処分者等に対する年金の給付制限については、他の年金制度との均衡も考慮しながら再検討するようにという附帯決議でございました。

この点につきましては、確かに私どもの方も大蔵委員会あるいは内閣委員会におきまして現在の給付制限の全廃と申しますか、これは公務員制度の一環でもある年金制度としてはできかねるけれども、制限の内容が非常に厳しいものであるという指摘につきましては私もいたしまして、反省をいたしまして、その後、国家公務員の例で申しますと昨年の十二月から現在まで五回ぐらいにわたります、国家公務員共済組合審議会にこの緩和の方策につきましてお諮りをいたしましたわけでございます。いろいろな検討の内容がございまして、一定の年齢に到達したところで制限を解除するという案、あるいは支給開始後一定の期間を経

過したことにによりまして制限を解除する案、それらの案につきましてそれぞれ利害得失を御議論いただいたわけでございますが、結果といたしましては、やはり支給開始後一定の期間を経過したことによって制限を解除するということが公平性があるのではないかと、その一定の期間と御意見が一致いたしました。その一定の期間というのは年金の支給開始後五年を経過した時点で解除する、こういうやり方が一応いままのところ公平な処置ではないかという御議論でございました。なお、その後地方公務員の審議会におきましても同趣旨のような答申が出されるやに聞き及んでおります。まだ詳しくは存じておりません。

そのようなことで国家公務員、地方公務員とも同じような足並みをそろえた措置が図られるという見通しが立ちましたので、私もいたしまして、去る五月二十六日の閣議におきましてこの給付制限を、いままでは言ってみれば無期の制限でございましたのを五年間の有期制限に切りかえるというように、実は政令の改正を行いました。当面こういう措置をとったところでございます。

最後に、五番目の附帯決議でございますが、共済組合制度に関する基本的事項につきまして一元的に調査審議する機関の設置について検討せよ、こういう附帯決議を私どもの方はいただいております。

御趣旨は、国家公務員、地方公務員とそれぞれ各省ごとに審議会がございまして、また、公企体共済には審議会がございせん。そういうかっこうで審議会があったりなかったり、あるいは同じような内容についてそれぞれの省庁で審議をしていくというのはいかがか、これは一本化した審議会にしたらどうかというのが御趣旨かと思っております。いま申し上げましたように、現在の各省別に分かれての審議会を統合するに当たっては、既存の審議会との関係をどうするか、あるいはその審議会を置く省庁をどこに置くのかといったような技術的な問題がいろいろございます。

そこで当面は、そういった新審議会をつくるというのをちょっと見合わせまして、昨年の六月から私どもの大蔵省の方に、大蔵大臣の私的な研究会といたしまして共済年金制度基本問題研究会といたしたものを設置いたしました。そこで国家公務員、地方公務員、公共企業体職員すべてを通ずる共済年金の共通的な重要事項につきまして学識経験者である先生方にお集まりいただいて、現在までに十二回程度の研究会を開催いたしております。この研究会をもつてこの附帯決議に一応沿った形で処理しているというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

○政府委員(宮尾盛重) 私の方に尋ねがございましたのは、懲戒処分者に対する給付制限の取り扱いの問題でございます。

そこで、この問題についてでございますが、先ほど大蔵省の方から御答弁がありましたように、関係のところで、自治省といたしましていろいろ御相談をし、地方公務員共済組合審議会にも先ほど大蔵省の方から御説明がありましたような考え方でお諮りをいたしました。その結果、給付制限の期間を年金の支給開始から五年間に限定することについて審議会での御了承を得ておりますので、正式の御答申をいただき次第近々政令改正をいたしまして所要の措置を、先ほど申し上げましたように五年間に限定するという改正を行いたいというふうに存じております。

○佐藤三善君 野尻さん、いまあなたの報告のあった中で、減額年金の問題、これは真剣に今後検討していくというお答えなんですが、いまの減額年金制度の決議の趣旨は、言うならば特殊職種の労働者に対して十五年後も減額年金を尊重しなさいということなんですが、同時にまた、私がちょっと聞いておきたいのは、あの減額年金は四〇%ですね。そうすると、たとえば五年間で見ると二〇%ですか低くなる、それが未来永劫ついていくわけですね。いまの恩給制度が一つは基礎になっておるのですけれども、恩給の場合は若年停止と

いうのがある。これは三年ぐらいたら復活して五年後には完全に復活する、こういう仕組みになっておりますね。そういう問題を含めて私はこの際ひとつ減額年金を検討すべきじゃないか、こういうふうに思っているんですが、いかがですか。

○説明員(野尻栄典君) 確かに先生おっしゃいましたとおり、恩給は一部支給という物の考え方とございまして減額年金ではございません。五十五歳になりますと満額の年金が出るけれども、四十五歳から半分だけ支給する、五十歳から七割支給する一部支給制度でございます。それに対して、私どもの共済年金がございまして、これは減額年金制度でございます。これは支給開始年齢の前、任意の時期に、自分は何歳からもらいたいという申し出をするために、任意の時期がばらばらであるために、満額年金をもらう人と早くもらう人との間に公平性が保たれてなければいけないというところで、その年齢によって減額率を決めていくと、こういう仕組みでございますので、恩給のような一部支給というのとはもともと共済年金にはなじまない、保険数理になかなか乗りにくいわけでございます。その点は、恩給と社会保険の方式の共済年金に切りかえたという点の基本的な性質の相違ではないかというふうに私どもは考えております。

○佐藤三善君 それはそのとおりなんですが、言うならば、あの減額年金制度が三十七年の年金法のとときに一番議論になって、恩給ではいわず若年停止があるのに年金にないということはけしからぬじゃないかということを含めて議論をした末に、さっきあなたの言ったような議論をしたが任意選択制ということをつくった経緯もあるわけですよ。ですから、この問題は、さっきさかしく真剣に検討するということでございますから、その中の一つに入れていただいて、ぜひ検討をしていただきたいと、こういうふうに思っております。

次に、懲戒処分者の問題で、これはいままでの無期が五年有期と、こういうことになったことは

一つの大きな成果だと思ふんです。しかし、いまこれに対する御報告を聞いていますと、国共審、自治省は地共審、それぞれ諮問をしてそういうことになったと、こういう御報告をいただきましたが、それぞれの審議会はこれでも結構だということなのか。もつとこれは縮めるべきだ、二年にするとか三年にするとか、もしくはこれはなくすべきだ、こういう意見があったのか。その答申の内容はそれぞれいかがですか。

○説明員(野尻栄典君) 五回ほどの審議会がございました経過では、いろいろな御意見が各先生方から出されたことは事実でございますが、私どもが当初こういう考え方がかかっていたというふうな案としてお出ししたものは、一定の年齢に達したところで解除するという方法でございました。それに対して、一定の年齢で解除するということがなりまして、先ほど言いました減額年金の選択者の支給開始の時期と、その制限解除される年齢との間にばらばらな形が出て、結果として非常に不公平になるのではないかと、ということ、言ってみれば組合員を代表する委員の方から、一定年齢に到達したことによる解除よりも、一定期間制限を行った後の解除という方が公平性があるということで、むしろこの案は組合員を代表する方の御意見として出たわけでございます。

ただし、この期間につきましては、途中でいろいろな期間のあり方、三年だとか五年だとか、いろいろな御議論があったことは事実でございますが、最終的には五年でまゐるといふことで全委員の御了解を得たということでございます。

○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員共済組合審議会におきまして審議経過でございますが、先ほど申し上げましたように、まだ答申は出ておりません。最終の審議会では御了承を得て、今後答申書がまとめられ段階になっておりますが、その最後の審議会の段階で、先ほど御説明をいたしましたように、国家公務員共済組合と同じ考え方で支給制限を五年間に限定をすると、これにつきまして

は御了承を得たわけでございます。ただ、一部職員を代表する委員の方から、この措置でやむを得ないかと考えるが、なお将来にわたってこういう給付制限がさらに緩和あるいは廃止される方向で検討されることを希望すると、こういう意見を一部の委員の意見として、答申といえますか、それをもつて加えておくと、こういうことがなされておるわけでございます。

○佐藤三善君 私これは国会にぜひ、三年間取り上げてきておるわけですが、私が一貫して言うのは、破産罪はこれはある程度、五年間有効にしたってやむを得ぬにしても、少なくとも厚生年金とか他の年金と対比してないものを特に公務員共済といふことでつけておる理由でありますから、たとえば労働運動であるとかそういうものまでこれを一律にすべきじゃない、こういう主張をしてきたわけですが、そういう意味では、私は一定の評価はしますけれども、しかし、なおこれは正しいかなきやならぬと思つておるんです。

一体、野尻さん、この五年間という根拠は何ですか。聞かしてくださいます。

○説明員(野尻栄典君) 私どもの方から積極的に御提案申し上げたのではなくて、こういうことで委員の先生方の御意見がまとまったということでございます。したがって、この根拠を私どもの方からお示しするといふのはなかなかむづかしいと思ひますけれども、私どもの方の当初の提案が、将来、共済年金の支給開始年齢が六十歳になった際に、六十五歳になったらすべて解除するということではないかと、こういうことで、一応のたたき台としてお諮りした経緯がございますので、六十歳支給、六十五歳解除というその五年間を会長がとつて、それでは有期の五年にしたらどうかというふうな御意見になったのではないかと、いうふうに類推しております。

○佐藤三善君 これはしかし、どうですか。私が言うように、五年に政令改正をやったわけですが、野尻さんのさっきの御報告では、一昨日の政

令改正までに種々協議をしてやったということですが、これは公務員部長、ばくらはこの問題を三年間取り上げてきているけれども、政令改正をするまでに全然あなたから相談を受けていないですね、この問題は。まあ政令だから国会に諮る必要はないということだろうけれども、それならそれとして、たとえば何と、私、私が国会なんかで主張をしてきたように、破産罪なら別だけれども、少なくとも労働運動まで含めて生涯にわたるこういう措置はやるべきだということ、主張してきたんですが、そういうことにはなっていないのです。ですから私は、恐らく地公審のこの緩和の議論というのはそこから出ておると思うのです、根っこは。どうなんですか。そういう答申はまだ出ていないようだけれども、少なくともそういう方向で意見がついて出るとすれば、それに基づいてこの問題をさらに検討すると、どういふふうな受け取つていいんですか。

○政府委員(宮尾盛君) 懲戒処分者に対しまして年金の給付制限につきましては、先ほど大蔵省の方から御説明がありましたように、いろいろな角度からの議論があるわけでございます。一つには、こういった制度を設けておきますのは、共済年金制度は公的年金制度の一つではあります、公的年金制度は公務員制度の一環であるといふ性格をあわせ持つておると、こういう考え方からこのような給付制限の措置が講ぜられておるわけでございます。そういう立場からいたしますと、現在の給付制限の措置を全廃するということについては問題があると、こういう御議論が審議会の中でもあったわけでございます。他方、いま先生が御質問の中でお示しになりましたような御議論も片方であるわけでございます、それらの両者のいろいろな議論を審議会の場で検討され、そしてその結果といたしまして、先ほど来御説明申し上げておりますように、給付制限を全廃なくしてしまふことはまあ今回はいたしません、それを緩和すると、こういう方向で審議会に私どもも

お諮りをし、審議会としてそれでよろうという結論になったわけでございます。

組合員を代表する委員の方々も、やむを得ないといふことでこの結論には賛成——賛成といいますが、同意をしていただいておりますが、ただ、将来の問題として、この問題についてさらに緩和あるいは廃止をする方向での検討をお願いしたいという一部委員の意見を申し述べておくと、こういう形で、それで審議会が閉じられたわけでございます。いまして、審議会の結論としてはこれでよろしいといふふうになっておるわけでございます。

○佐藤三善君 大臣も来たようですから大臣にもちよつと見解聞いておきたいと思ひますが、これはもうずうっと大きな問題で、国会のたびに取上げてきた問題が、御努力をいただいてようやく一昨日の閣議で政令が決定して、そういうことになつたといふことは、一つの評価はします。しかし、私は一貫して主張しておつたように、やっぱり破産罪と労働運動における処分とを一緒にするといふことはけしからぬと、こういう観点で、少なくとも破産罪は有期やむを得ないけれども、労働運動の問題をこの中に一緒にしたとするといふことについては問題があるといふことを私は主張してきたわけですが、この三年間ずうっと一貫して、きのうたまたま大蔵に行つて野尻さんから話を聞いたんですが、こういう経緯について、私ははずっと一貫して取り上げてきたけれども、残念ながら公務員部長からは一言もそういう状況報告、御相談もなかった。まあそこはいいでしょう。政令だから国会の知ったことじゃないという観点ならそれでいいでしょう。しかし、いざいざにしてみても、私はやっぱり、私が主張してきた点が生かされていない、しかもそのことを受けて地共審の委員会、審議会の中でもまだ答申は出ていないようだけれども、意見としてはもつとそこら辺を緩和していかなきやいかぬじゃないかといふ意見もあるようです。ぜひそこら辺を大事にしながら今後ともひとつ検討をしていただきたいと

思います、大臣いかがですか。

○国務大臣(安藤子藤吉君) 佐藤さんの年来の主張が、満足しないけれども一部今度前進をしたわけでございますから、これはこれでひとつ御理解を願って、今後はまたその方向というものを、これは自治省だけで片づく問題じゃありませんでほかのいろいろな関係があるわけでございますから、その辺の調整をとりましてこれからのやつていこうと、こう思っておりますので、この点はひとつ評価をしてもらいたいと思います。

○佐藤三善君 一応評価はしておるんですから、そういう点は間違えないようにしていただきたいと思っています。

そこで野尻さん、さっき報告があった中でちょっと気にかかると報告が一つございましたので聞いておきたいんですが、何ですか、共済年金基本問題研究会、こういうのが大蔵大臣の私設機関で昨年六月にできている。昨年六月にできてすでに十二回やっていると、これはかなり激しく議論しておるといふ感じがするんですね。大体こういう審議会というのは、地方制度調査会じゃないけれども、一年もたぬうちに十二回もやるというのは相当激しい議論をやっておると思うんですが、これは何をどうしようということと議論をしておるんですか。同時にまた、この問題についてはどういふめどを持って議論しておるんですか。中身をひとつ報告してください。

○説明員(野尻栄典君) この研究会、昨年の六月に設けさせていただきました、現在まで十二回行っているわけでございますけれども、現在、共済年金各制度が国や地方あるいは公営、それから私立学校、農林漁業団体というふうな五つの法律に分かれております。それぞれの法律に分かれて共済組合が抱えている問題にはかなり共通している面がございます、それら共通した共済年金の基本問題についてその関係者が一堂に会して全体で議論していったらどうか、こういうふうな趣旨で開いているわけでございます。

その研究の主なテーマといたしましては、これ

からの年金財政を踏まえた職域年金制度としての共済年金のあり方、さらに併せて申しますと、給付水準や給付要件がいまのままでいいのかどうか、こういった見直しでございます。それが第一点。

それから第二点といたしましては、他の公的年金制度、たとえば民間で言えば厚生年金でございますが、そういう他の年金制度との整合性をこれからどういふふうに関わっていったらいいのか。あるいはこれから高齢化社会を迎えるに当たりましての各制度間との給付の調整、これらについてどういふふうにかえていったらいいのか。それが二つ目の大きなテーマでございます。

それから三番目といたしましては、御承知のように国鉄共済組合が非常に財政危機を迎えておりますけれども、この国鉄共済組合は、確かに制度は別、保険者も別ということではあります。共済グループとしていまだ同じような仕組みで運営されてきた、言ってみれば兄弟の共済組合でございます。ですから、その国鉄共済を含ましてこの年金財政をこれからどう立て直すのかということを含んで一緒に考えてみよう、こういった財政問題、これが三つ目の大きなテーマでございます。

こういったテーマにつきまして、言ってみれば、大蔵省、自治省、運輸省等がすべて共同事務局的な形になりまして、学識経験者の皆さんにお集まりいただき議論を重ねていくというわけでございます。

現在までの十二回のうち、当初数回は現在の共済年金制度の仕組みについての概論的なフリートーキングが行われてきております。最近では、国鉄共済問題について少し立ち入った検討を行っているわけでございます。こういった状況でございます。

○佐藤三善君 どうもいま聞いていますと、一、二は一つの絡みで国鉄共済の問題をこういう場で議論しておるわけですか。そういうふうな受け取れるんですが、いまの説明を聞いてみると財政問

題と。私はそれならそれでも結構なんです、これは大体どういう、これから先のめどというのは五十九年に置いておるんです。それともそういうめどはなしに、無期限に単なるディスカッション、こういう意味なのですか。これには地公関係も参加しておるのかしら、どうなんですか。

○説明員(野尻栄典君) この研究会の発足の際には、おおむね二カ年程度で御意見のおまとめをお願いしたいというふうに申し上げております。したがって、これで大体一年過ぎたわけですから、あと一年間くらいというふうに大まかには考えております。

国鉄の問題だけをやっているわけでございます。で、各共済グループごとに、たとえば地方公務員でございますと地方職員共済、公立学校共済それぞれ抱えている問題につきましても同じように出し合ひまして議論を行っているというふうでございます。

構成している委員の先生方はほとんどが学識経験者ということでございますけれども、一応それぞれの共済のグループから推薦を受けた学識経験者が参加している、こういうふうなことでございます。

○佐藤三善君 これは自治省はどういう見解なんですか、この問題について。

○政府委員(宮尾盛君) ただいま大蔵省の共済課長からお答えをいたしましたように、地方公務員共済制度につきましても、これは他の共済制度と共通する問題もありません、また地方公務員共済が独自で抱えている問題等もありますので、そういった点につきまして、この中で特に共通する共済制度の今後のあり方の問題あるいは財政問題、そういった点についていろいろな角度から研究をしていただく、こういうことになっておるわけでございます。

○佐藤三善君 性格は大蔵大臣の私的な諮問機関と言わなかったですか。これは、基本問題研究会というのはいくつ位置づけになるんですか。正

規の共済問題全体を議論する、そういう意味で各省間の合意を得た機関なのかどうなんでしょうか、いかがですか。

○説明員(野尻栄典君) 正式な審議会あるいは研究会といったようなものではございません。あくまでも事実上つくった機関でございます。ただ、こういうものを発足させるに当たりましては、関係各省との御連絡もした上で、大蔵省に置いてはございますけれども、形の上では大蔵大臣の私的な研究会というふうにはなっておりますけれども、運営といたしましては共済各省と御相談をしながら行っている、こういうことになっております。

○佐藤三善君 どうもそこら辺が納得できぬのですがね。私にはこの問題は突然、こういう二年間という期間で、しかも年十二回というテンポでいっておるといふことになりまして、いま野尻さんが言うように、ことしもう一年間やってきたわけだからそろそろこれは仕上げに入らなきゃ二年間という期間にならぬわけですから。そういう段階まで自治省はこの問題については一体どう対応してきたのかというのを、莫として何にも答えられない答え出ませんね。やはり自治省としてもこういう問題があるならば、もっとそれこそ自治大臣の諮問機関的なものをつくって対応して協議していかなくちゃ、根幹に触れる問題になるんじゃないかというふうな気がするんですが、そういうふうにとつてないんですか。どうなんですか。

○政府委員(宮尾盛君) 先生御承知のように、共済制度は、これは国共済、地共済等を含まして同じ仕組みや制度によっておるわけでございます。そういう意味で、この研究会は、先ほど申し上げましたようなテーマを中心に大蔵省に設置をされておりますけれども、今後、共済年金制度がどういふあり方であるべきか、そういった点について共通してその研究を進めていかなくちゃならない課題がたくさんございますので、そういう立場から、この研究会に自治省といたしましては事務的に参加いたしますが、加わらせていただいております。

わけでございます。

なお、先ほど大蔵省の方から御答弁がありましたように、この研究会の構成メンバーでございませうけれども、それぞれの共済制度から代表的な方が参加をさせていただいておまして、地方公務員共済組合関係では地方職員共済組合の理事長の斎藤さんがこの中の委員に加わっておると、こういう状況になっておまして、そういう意味で地方公務員共済制度が抱えておられるいろいろな問題等について十分議論をしていただけたらと、こういうふうなことを考えておるわけでございます。

なお、先ほど御答弁がありましたように、これは正式の審議会というふうなものではないと、これは正式の審議会というふうなものと議論がございまして、かねてからたくさんいろいろと議論がございまして、共済年金制度について関係の方々に集まっていたら、研究をしよう、こういうものでございまして、その成果の状況を見ながら具体的にどういふふうにしていくのかという対策を考えていくべきものというふうなことをおるわけでございます。

○佐藤三吾君 私にはなぜひとちと気になったか、大体正式じゃないと言いながら、たとえばこの懲戒処分者の問題一つをとらえてみても、それから今回でございました被扶養者の認定基準の問題、これも後で質問したいと思いますが、こういった問題等も抱えて、言うなら、ほとんど大蔵省の方で議論したのが、またことと相談しなきゃ何もうできないという仕組みになっておるわけだね、自治省の一貫したいままでの態度というの。しかも、言うならその一番親になるというか、大蔵大臣の私的機関とはいいますけれども、これが二年間の期限つきで、一年に十二回というテンポで議論をしておるといことは、私はかえってまた、そこでまたとった案ができたなら今度は地共済云々というふうになるんじゃないかという感じがしてならぬわけですよ。しかも、いま議論を聞いていますと、そこら辺が野尻さんの説明の中でよくわかるけれども、どうも一の問題と二の問題、これなら私は素直に受け取るんですよ、そ

ういう意味では。三がつくと、ちょっとどういう意味なのかというふうになるわけですよ。そこで、そういう意味で、この財源調整、プールとか、こういうのがちらちらしますから、そういう意味を込めておるのか何なのか、ここら辺の問題が私は気になってならぬわけですから、そこら辺もひとつ――提案者はあなただから、あなたはいいと思ってるんだから、学者に議論させながらも、片一方頭の中ではちゃんとこういうふうなリードしていかうと思ってると思うんでね、そこら辺をすばつと言ってくれませんか。そうすれば自治省の対応が私は問題になってくると思うんですが、どうなんですか、あるんなら言ってくださいよ、何をねらっているのか。

○説明員(野尻栄典君) 私、先生が言われるような、そういうようなことは全くございせんけれども、三の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、国鉄共済組合は単独で年金事業を維持できるのがあと三年か四年と、こう言われております。そうすると、この国鉄共済問題をどういふふうな解決するかというのがわが国の将来の公的年金制度の解決の仕方の一つの手法になっていくというふうなことがよく言われているわけでございます。国鉄の関係の方々は、国鉄、専売、電電という三公社の共済組合と国家公務員の共済組合と、当面、この共済グループを統合一元化して将来の財政危機に対応したらどうかという意見がもうすでに公表されているわけでございます。また、ことしの四月から国鉄共済組合は財源率を千分の百七十七というかなり大きな掛金の引き上げを行いました。行いましたけれども、それでもあと四年しかたない。そうすると、現役の保険料を将来給料の二割と三割取らなければならぬやうな状態というやうなことが明らかになっておりますが、そんなやうな高額の保険料を、年金のために給料の二割ぐらいの掛金を出すというやうなことが現実でできるかといひますと、これまた非常にむずかしい話で、そういう問題を国鉄共済が抱えております。

私どもの国家公務員共済も二十年先を見ますと、いまの国鉄と同じ状況になります。それは長期推計です。一昨年から公表しております。私どもも同じ状況に二十年先にはなります。そういうやうに、各グループがそれぞれ将来を展望したときには、やはり何といひますか、楽観的な見通しというのがほとんどない。そういう国鉄の問題を問近に見ながら全体でどういふふうな持っているたらいのかというところをお互いに真剣に検討しようではないかというのがこの三番の国鉄共済を含む年金財政の問題と、こういうことでございす。具体的に統合とか財政調整とかいう話はいまのところまだ出ておりません。国鉄の関係者からはそういう希望が述べられていることは事実でございますけれども、そこに向かって突き進むためにその研究会を設けていると、そういうやうなことは私どもは考えておりません。

○佐藤三吾君 私は、希望だけ言っておきますが、全統統一というのとはわがらぬことはありませんよ。厚生年金も国民年金も共済も一本にして国民の権利義務をきちと平等にすべきだ、公平にすべきじゃないかと、いま非常に強いこういう議論がございまして、そういう意味で、この一、二の問題を含めて議論をするというなら、共済関係だけ集まるというののも一つのおかしな問題です。それから二段階論というのもありますね、一部の意見に。そういうのもあるでしょう。しかし、もう一つの問題として、いやそうじゃない、当面いま国鉄問題が大変だと、そこで、あなたさっきおっしゃったやうに、ひとつ三公社と国家公務員を含めて一つのグループで当面の措置を議論し合おうと、こういう議論はわかるんですよ。そこで今度は地共済まで入って、地方公務員共済まで入って一緒にやるといふことになるとどうも意味合いがわからなくなる、こういう感じがしておるものですか私ちょっとしつこく聞いたんですが、まあ昼の時間が来たやうでございますから、一応ここで中断します。いまの私の考えだけ聞いておいてください。

○委員長(亀長友義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時五分開会

○委員長(亀長友義君) ただいまから地方行政委員会を開いたします。

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩以前に引き続き、質疑を行います。

○佐藤三吾君 先ほど、冒頭に大臣に三つほど聞きたいと思つていたんですが、ちょうど大臣が内閣委員会の方に行かれたやうでございまして、ちょっと詳細に入る前に、緊急な問題として二、三聞いておきたいと思つてございまして、一つは、自民党の議員立法ということで、新幹線整備五線の法律がきょう衆議院を上がって参議院に来る、こういうことになっておるわけですが、この問題は、地方自治と深くかわり合う重大な法案だと私は見ておるわけです。ところが、衆議院の方は地行との連合審査も何もしないままやられてきておるという経緯もあるやうですけれども、この問題について、大臣として、大変な地方負担を前提とした法案ですけれども、一体どういふ見解を持ってどう対処しておるのか。この法案に対する大臣の考え方をまず聞いておきたいと思つてます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 新幹線の今回の議員立法の趣旨は、新幹線を通すにつれて地元と――府県、市町村でありますやうが、話し合いをする、そういう道を聞くんだというふうな自治省としては理解をしております。そういう話し合いをすることは可能であるといふことの立法である、そういうふうな理解をしているわけでございます。この点は、この間衆議院の運輸委員会においても、そういう趣旨を私は述べておきました。そこで、いろいろ思惑もあるだらうと思つて

す。一説によりますと、三分の一は地元で持つんだとか、国は三分の二だとか、そういうような話も、確定的なものじゃありませんけれども、そういう動きも全然ないわけではない。地方財政の立場、地方の立場から申しますと、私はあつた新幹線のようなものはナショナルプロジェクトでありますから、これは国でやるべき問題である。地方が負担するということとは適当じゃないというふうに私は考えております。

そこで、議員立法というものが仮に成立をいたしましたという場合に、いろいろ地方団体の思惑も出てくるでしょう。そこで地元でも何がしかの負担をするというふうな話が出てこないでもなかならうと思ひます。そういう場合に、えてして、これは交付税の中から出してこれという議論だつて出ないわけのものじゃないだらうと思ひます。この点はあらかじめはっきり明言しておきました。交付税の対象じゃない。自治省といたしましては、交付税でもってこの財源を措置する考えはない。したがって、各地方団体が交付税等を考えないで何かいろいろ工夫すれば、それはまあ自治省としてもそう強く関与すべき問題でもないし、そこはいろいろ各県の思惑もあるだらうと思ひます。したがって自治省は、交付税その他特別にこの問題についての財源措置をする考えはありませんと、こういうことをこの間の衆議院の運輸委員会においては申し述べておいたわけでございます。

自治省といたしましては、そういう方針でこれに対処していこうと思つております。

○佐藤三吾君 これは野党が出した議員立法じゃないんです。与党が出した議員立法です。与党がこの法案をまとめる際に、自治大臣としてはこの問題についての意見、それからいま申し上げたような地方自治体の立場——なぜ私は言うかといひますと、これは当然財政再建法の改正を伴つてくると思うんですね。そうでしょう。そういう問題等についての大臣の意見なり対応というのはなかつたんですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 与党内で論議された際も、いま私が申し上げましたような、そういうふうな理解をする、こういうことではっきり発言をしております。

○佐藤三吾君 そうすると、あれはもうはっきり三分の一が地元自治体負担になっていきますよね。自治体負担を目標にしていますよ、なっていますよ。と言つて悪いけれども、それに対して交付税はこれは使つちやならぬということ、これはもう全然許さない。それから、そのほかでもしできれば云々といういま話があつたんですが、財政再建法の関係はどういうふうな態度を表明しておりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) ただいま提出されております議員立法による新幹線整備法の改正案でございまして、改正案の内容を見ますと、国鉄あるいは鉄道建設公団に対して地方公共団体が補助金等を交付することができるといふ規定でございまして、再建法の二十四条二項におきましては、地方公共団体は、一定の団体——公社、公団等に対して、寄付金とか、あるいは法令によらない負担金——「これらに類するもの」ということでありますが、これを支出してはならないという規定でございまして、したがって、いままでの新幹線整備法でございまして、この二十四条二項の規定に抵触をしないことになつておられます。いま提出されておられます法案では、整備法上負担をすることができるといふ、根拠を与えるという内容でございまして、先ほども申し上げました二十四条二項の中の、法令によらない負担金ということにはならない。そういう意味で、再建法の特別と申しますか、直接には抵触をしないという形の内容となつております。

○佐藤三吾君 そうすると、今度は法令をつくるわけだから、その場合には財政再建法と対立しないというふうな説明だと思ひますが、基本的に自治省としては、この法案についてはあつてしかるべきだと、賛成だと、こういうことですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど大臣からお答

えを申し上げたとおりでございますが、自治省といたしましては、新幹線というものはこれは国土全体の交通ネットワークとして最も基幹的な事業でございまして、従来から日本国有鉄道なり、あるいは鉄道建設公団の負担において行つてきたものでございまして、また、現在の国、地方の事務配分なり、あるいは財源配分のためから申しましても、今後の建設についても、国なり国鉄なり、あるいは鉄道建設公団が負担をして行つべきものだと、こういうぐあいに考えておるところでございます。

○佐藤三吾君 大臣どうなんでしょうか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 最初に申し上げましたとおり、こういう問題は、これは国の一つの基本的な施設でございまして、だから国自身の力によつて建設するというのが常道だらうと、こう思ひます。ところが、最近の情勢を見ますと、新幹線に対する熱望は非常に強い。しかし、国の方にはなかなか財源がない。したがって、ある二部の地方団体等におきましては、まあどの程度のことかはわかりませんが、若干のことはおれの方で考えてもいいからひとつやってくれぬかという空気がだつて相当強くなつておられることも事実でございます。

その間に立ちまして自治省としては、やはり基本的にこれは国の政策と申しますかナショナルプロジェクトであるから、これは国でやるべきだらうという本筋論はいたしておりますけれども、そういう実際の動きを考えますと、いま申しましたとおり交付税でございまして、その他の財源措置を講じない。しかし、地方団体としてのいろいろ工夫をして何がしかの協力をするという場合までも、まあこういうことで党として結論を出しまして、以上の二、三点を私としてははっきり話しまして、その方針を決められたと、こういうことでございまして。

うに、地方自治体が大変な借金財政。そういう中であつて、本来、国の分野と地方の分野と見ましても、いままでの既成の新幹線の実態から見ても、当然国もしくは鉄道公団、国鉄がやる事項であつて、借金財政の中で地方自治体にそこまですべて交付税はだめだと言つておられるのです。そのほかで財源ができるはずがない。この五線の関係団体見てみなさい。常識で考えたら、負担ができないことはわかり切つておられることなんです。こういう問題に対して、やっぱり自治大臣として見解をきちつと当初にすべきだと私は思ひます。

ところが、与党である自民党が議員立法でこういう法案を出してくるのに対して、そういう感覚では問題があると私は思ひます。大臣が交付税の説明の際に言つておつたことは全部、実態から見てもそんなことはできつたことじゃないですか。そういう点をあなたが十分承知しながら、そこら辺を明確にしないというのは何か意味があるんですか。どうですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 格別の意味はございせん。繰返すようでありまして、地方公共団体といたしましては、やはり新幹線を通すことについて話し合ひをしていく。その際に、恐らく何がしかひとつやってくれと、こういう話も出てくるんだらうと思ひます。それは、自治省では交付税その他の財源措置は格別見ませんよ。そういういたしますと、地方団体としてはそのほか何か工夫をすることになるのじゃないか。まあ実際からいへば工夫する余地なんというものはほとんどないと思ひますけれども、各県各県の状況もございまして、また各県の責任者にも、じゃあぜひそれでやってくれと、こういうような空気が相当あるわけでございます。その点で、自治省の一存だけで、条件ははっきりしておきまして、絶対にかねものであると言ひわけにはなかなかいきかねる。しかし、その際に自治省としての立場だけははっきりしておき、こういうことによつて

党としては決められたものです。

○佐藤三吾君 私は、これをずっと追及する意味ではないですがね。しかし、いままでとまえてという表現通りの議論についてはあなたの意見は私は理解しないわけではない。しかしそれが考えても、先ほど上がった交付税法の議論を通じて見ても、自治体で交付税を定めて負担ができるというしるものでないことは常識的じゃないですかね。そういうむづかしい法案の場合には、やはり自治大臣としてきちっと明確な態度を表明するのが私はしかるべきだと思う。それでなくて、ひょっとすればあなたは自治体で交付税以外の何かできる余地があるというふうに本心に思っておるんですか。そういう前提に立てば別ですよ。しかしそうでないということはもうあなた自身がわかり切っておるはずですよ。にもかかわらず与党である――野党ではないので、与党であるという法案の提起について、やっぱりあなた自身がきちっとしたいところには私は問題があるのじゃないかと思うので、そこら辺は今後どうするか。そこら辺を含めて、あなたの決意をひとつ聞いておきたいと思つて。

○国務大臣(安孫子藤吉君) この問題の経緯から申し上げますと、まあ関係県の一部においては、やはりそれは何か自分のところにも考える余地もあるから、だからひとつぜひそういう方向をとつてくれと、こういう意見の開陳もないわけではなかったわけでありまして。自治省といたしまして、各県の財政状況というものは知悉をいたしております。したがって、そういう力は各県にはないはずだと私は思っております。しかしながら、各県にはわれわれの知らないいろいろな財源調達の方法だって全然ないんだというところ――自治体の責任者がそういうことを言う以上はあるいは目安があるのかもしれない。そこまでは突き詰めておりません。

しかし、ともいいますればこれはそういうことで交付税その他に追い込んでいくという危険性だっておりますから、それは絶対だめですよといふことだけははっきりさせておいて、後は地方の団体の責任者が交渉の過程において工夫をするというふうなことにならざるを得ないだろうと、そういうことでございます。方向だけははっきりさせておいて、その点を十分了承した上での今回の提案である、こういうふうに考えております。

○佐藤三吾君 大体わかりましたが、いずれにしてもこの法案は私は通ると思つていませんし廃案になるだろうと思つてます。しかし仮に廃案になつても、また次の国会に出てこないとも限らない、そういう問題ですから、私はやっぱり単に回りにくく議論をするんじゃないで、実態見ればわかるわけだから、交付税だけは出さぬのだと、こういうことじゃなくて、少なくとも関係自治体と話し合つても結構でしょう、そんなむづかしい法案についてはきつちつとすると、やっぱりこういう態度を今後はひとつ自治大臣としての見識の中で明らかにしていただきたいということを注文しておきたいと思つてます。

そこで第二番目に、同和の問題について聞いておきたいんですが、両院の内閣委員会に同和問題小委員会ができました。御承知のとおりに今国会の予算委員会では、総理は、八月の予算集約までに態度を決めたいと。いわゆるこの特別措置法の継続強化をするかどうかですね。こういう委員会答弁をしております。また私も三十一日だつたんです、予算の分科会で中山長官とこの問題やりとりしたんですが、残事業もこれあり、この問題については何とかひとつ「理想に向かつて」という表現だったんですが、いずれにしても、早く結論を出してしまいたいと地方自治体が大変困つておる、こういうふうな承つておると、こういうお話もございました。したがって、早急に態度を決めたいといふことを言つておるわけです。

まさしくいま残事業の問題というものは、各自治体でこの法案の成り行きを含めて非常に心配もして、注目もし、陳情も来ております。さつき通りました交付税法に対する陳情は一つも来ない、早く上げてくれという。ところがこれは、もう三月から引き続き何とかひとつしてくれという自治体側の陳情が来ています。そういう問題について自治大臣としてどういう見解を持っておるか。総理が八月までに結論を出すと言ふのだけれども、それに対して自治大臣としては、残事業とかかわりもあるのか、この際ひとつ継続強化をする、こういう観点に立つてやるのかどうか、ここを聞きたいのです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) まあ同和の問題は、私が言うまでもありませんが、総理府でもつてその結論を出す、そういうたてまえになっておるわけでございます。

地方の実情から申しますと、残事業も相当多いといふことは私も承知をいたしております。それからまた、この間政府招集の知事会議におきましても、数県の知事からその点の発言もございました。私といたしまして、今後総理府において各省の協議のもとにおいて、この問題の結論を出す際には、そうした地方の声だけは十分に反映をさしていきたいと、こう思つております。

○佐藤三吾君 地方の声を反映するといふ態度は、自治大臣としては特別措置法については継続強化をしてみたいと、こういう方向で閣内に聞いての努力をしようと、こういうふうな理解していいんですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 結論は、各府県知事も強くこのことを希望しておりますから、私といたしましてはそういう意見を反映をしていくと、まあ結論はそういうことになるだろうと思つてます。

○佐藤三吾君 継続強化するといふことですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 結局、おまえは賛成であるかどうかと、こういうことで、おまえは賛成といふ回答をひとつこの際言えと、こういうことが本当の質問の趣旨だろうと思つてます。

それはいろいろ関係がありますから、これは総理府において全般的な状況については判断をせざるを得ないだろうと思つてますが、地方自治体の

要望から申しますと、残事業も多いからぜひこれをひとつ継続するようにしてくれと、こういう要望が非常に強いわけでございます。そのことだけは十分反映をさしていきたいと、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 何れも余り人の悪い方なり方をせぬで、素直にとつていただきたいと思つて。

私のいま言うように、自治体ではいま一番この問題が、何と云うのですか、焦点の一つになつてゐることは間違いない。ですから、そういうわけ、大臣の気持ちばかりではありません。ぜひひとつそういう観点でこの問題の八月決定に向けて地方の期待にこたえるように御努力をお願いしておきたいと思つてます。

そこで、次の問題で、行政改革について、さつき大臣が言われましたように、五月二十三日の知事会、大変な意見が出ております。それから同日財界の方からまた意見書が出されてゐる。そこで、知事会の意見は、大臣が日ごろ主張しておりますように、また、この委員会でも議論が出ておりますように、この際、単なる財政再建という行政改革でなくて、第十七次地方制度調査会が答申しておるように、いわゆる国と自治体の事務の再配分を含めて、財源を含めて、きちつとすべきである。さらに、それに伴つて、許可可の地方に移譲できる分については大幅に移譲していく。こういう地方分権、自治という観点からこの問題が集約されておるようであると思つておる。そういう立場を大臣は、私は堅持をしておると思つておりますが、であるなら、財界から出された意見書、この中では、地方交付税にまで見直しをすべきであるとか、さらに最近の中曾根長官の発言等を見ると、地方公務員の給与から定員まで議論すべきだと、こういうことで、これはまあ十一項目というのが当面の措置として議論になつておるといふんですが、十一項目があるのかないのか中身はわかりませんが、その中にもそういうような重要な措置が入れられておるといふように聞いておるわけですが、こういった問題について、

大臣はどういう見解を持って第二臨調並びにこの行政改革に対処しておられるのか。これは私は先般も質問をしましたが、なかなかあなたの言うような考え方が音になつて出てこない。もともとどこかで言ひようがあると思ふんだけれども、それが音になつて出てこないところを見ると、言ひたいのかどうなのかという危惧を持つておられるけれども、この辺について見解をしかと聞いておきたいと思ふのです。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 第二臨調発足の当時、一体地方の問題をどう扱うかという問題も相当論議された問題であります。地方制度調査会というものがあつたのは事実でございます。しかし、考へてみますと、地方と中央との関係というものは非常に関係が深いわけでございまして、やはり中央の制度を論議する場合に地方の問題をカッとして議論するということは現実的じゃないと思ふのであります。したがつて、第二臨調において地方の問題も扱うということについては私は賛意を表してゐるわけでございまして、

しかしながら、これが地方自治の本旨というもののにそぐわないような、そうした答申であつては困るわけでございまして。地方の問題については地方制度調査会において累次にわたる答申も得てゐるわけでございまして、大体その辺に尽きてゐるわけでございまして、これがなかなか実現をしない。それは中央との関係において実現をしないわけでございますが、それをこの第二臨調の際にある程度の解決をするということも一つの前進の方向じゃないかとも私は考へておるわけでございまして。

そこで、第二臨調においていろいろ論議が行われておる。論議でございまして、いろいろな意見が出ることは私は当然だろつと思ひますが、究極いたしますところ、この答申については地方の自治というものを十分に尊重をして、その線に反しないような答申であるべきである、こういうこ

とについては強く主張してゐるわけでございまして、これは中曾根長官だつて十分承知をしておることです。いま論議の過程でございまして、から何とも言へませんけれども、最終的にはそうした答申が得られるものだらうと思つておるわけであります。

なおまた、地方制度調査会の会長だつて臨調の有力な委員としておるわけでございまして、その辺の調整については十分配慮をされるものだらうと思つておるわけであります。しかし、その答申というものがどういふ形になるか、いまのところ判明いたさないわけではございまして、しかし答申を作成するに当たつては、地方自治の本旨にそぐわないような形でやつてもらつてはいかぬというところは強く申し入れをいたしてあり、また行政管理庁と自治省との間の話し合いにおきましてもその点は十分尊重をしていきますというように、どこにもなつておるから、今後その経過を見ていきたい、こう思つておると思つてございまして。

○佐藤三吾君 そうしますと、かつてもう結論が出ておりましたところの地方事務官の問題ですね、これは臨調の前に結論を出そうとしておるのですか、それとも臨調の中でやろうとしておるのか。それから大平さんのときに当時の行管庁長官がまとめたですね。あのときに、たとえば県段階の国の出先機関の整理統合については、当時の日程で言うところの六月までに結論を出すということになつてゐた。この問題がまだそのまゝで、大平さんがなくなつてからさうおきになつておるんですが、こゝろの問題については自治省としてはどう対処しておるのですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 地方事務官の問題は長い経過がありまして、これは閣議了解でもつてひとつはつきりさせるということになつておるわけではございまして、なかなかこの問題の解決というものは困難をきわめておるもので、一部は解決いたしましたけれども、大部分のものは未解決に終つておるのが現状でございまして。

先ほど、午前中に内閣委員会におきましてもその問題の質問がございました。それで私は、大変長い経過をたどつていまだに未解決の問題は、せめて第二臨調の過程において、これは地方と国との関係をやはり取り扱うわけでございまして、から、こうした問題もはつきりさせるべきではないか、私もそれを期待し、強く要望しておるんです。という答えをしておりましたが、これに對して、行管庁長官も同席しておりました、行管庁長官に対して再度その質問がありましたが、その線では第二臨調としてはひとつ措置をするように努力いたしますというお話でございましたので、それに私は期待をいたしておりました。

それから、出先機関の問題でございまして、けれども、いまの行管の方向から申しますと、当面のところは蔵入、蔵出のバランスという問題に力点を置いておるのであつて、そうした機構的な問題についてはその次の段階にというものが大体の方向のようでございまして、しかしこれは先般の知事会でも話ございましたとおり、そういうものをさておいて蔵入、蔵出の問題で扱うのはどうであらうかという批判もあつたわけでございまして。同時並行的にこの問題は扱つてもらひたい、こう思ひます。しかしながら、事の順序から申しますと、蔵入、蔵出の方に重点がかりまして、機構の問題というのはその次の段階になる状況にあることは私もさういふふうに思つておりますが、しかし、同時並行的にはこの問題をやはり論議されてしかるべきだらう、こう考へておるところであります。

○佐藤三吾君 もう時間の関係ありますからさう長くはしませんが、私は、地方自治法の改正ですね、これを大臣が四月三十日に断念をした、これをこそが言うならば行革の前途を占むに値する内容だつたと思ふんですね。ところが、結果的にそれを断念している。いま聞いてみますと、地方に一つは先送りされるような感じがするんですね。いわゆる県段階の国の出先機関の問題の処理にしまし

ても、地方事務官制度の問題にしましても、これだけ三十数年も当分の間というばかげた実態であるというところについて、これは常識的に考えればもうすぐ結論の出る問題が先送りされて、そしていまあなたがおっしゃつたように、当面の焦点は蔵入、蔵出だ、こういうふうになつてくる、いわゆる行政改革の一番骨である国と地方との事務の再配分、財源の再配分という問題は、またこれはこの二年間を通じての行政改革から取り残されて、依然としていまの体制を強化していく、こういうふうになりかねぬやうな気がしてならぬわけですね。そういう意味では、まさに私は剣が峰に立つやうな気持ちで自治大臣がやつぱり対処していかないと、不退転の決意でやつていかないと、これはいまのあなたのやうな情勢感覚からいくと押し切られてしまふ。行政改革は意味のない、単なる財政赤字を国のサイドからどうするかという問題でやられかねない、もう非常にびつな方向にやられていく危険性を私は強く感ずるわけですね。もうあと二カ月が一つの勝負でしよう、第一の。どう具体的にするのか、決意だけ聞いて次に移りたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 繰り返すようでありましても、地方の問題を今回の第二臨調において取り扱うについては、国との関係というものが非常に複雑多岐にわたる、しかもそれが非能率的でもあるし、合理的でない面が非常に多い、その観点から、地方自治の本旨を阻害しない範囲内においてこの問題の調整をやつてもらひたい、こういふことで地方の問題も扱うことになつておるわけでございまして、いまのお話のありました各般の問題については、その範疇に属するものだらうと思ふんです。制度の問題がさうでございまして。蔵入、蔵出の問題を扱うにいたしまして、論議を進めてまいりますれば、単に蔵入、蔵出だけで済むものではありませんが、やはりその制度自体にも論議が触れなければ問題は解決しないと思つております。今後の第二臨調の進

行の経過によりますけれども、私はそういうふう
に考えておるわけでありませう。

そこで、この答申なりあるいはその後の働きと
いうものが地方自治の本旨に反するようなそうし
た方向に進んでいく場合には、私としても強い意
見の開陳をしなくちゃならぬと、こう思っている
ところで。

○佐藤三吾君 ぜひひとつその点をお願いして
きたいと思ひます。

そこで、話がまた午前中に戻りますが、被扶養
者の認定基準の引き上げが今年の四月に改善され
ております。これは具体的にはどういうふう
に改善されたのか。私が聞きますと、何か二通りの
枠をつくったというふうに聞いておるんですが、
いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 被扶養者の認定基準の取
り扱いの問題でございますが、地方公務員共済組
合制度におきましては、所得税法での控除対象の配
偶者の収入限度額が、本年、昭和五十六年分から七
十九万円に引き上げられたわけでございまして、
従来七十万円であったものが七十九万円に引き上
げられた、こういうことを考慮をいたしまして、
共済制度におきましても本年の五月一日から八十
万円に引き上げるといふことにいたしておるわけ
でございます。

なお、被扶養者の認定の弾力的運用をいたしま
して、特に障害年金あるいは廃疾年金の受給者ま
たはその収入の中に年金収入を含む六十五歳以上
の老年者につきましては、収入限度額は百二十万
円とすると、こういう特例を設けることにいたし
ておるわけでございます。

○佐藤三吾君 これに対する地公審の意見、答申
はどういうことなんでしょうか。

○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員共済制度審議
会にもこの点はお諮りをいたしました。これに
ついて、その措置を行うべきであるといふことで
同意をいただいております。

○佐藤三吾君 障害者、廃疾、それから年金の受

給者の六十五歳以上と、こういう説明だったんで
すけれども、この八十万円というのは一般的ですよ
ね。私は、百二十万円というのは月十万円ですから
からぬことはない、いまの状態の中で。しかし、
八十万円というのは余りにも私は非現実的な額じゃ
ないかと思うんですけれども、どうしてこれが百
二十万円に統一できなかったんですか。

○政府委員(宮尾盛君) これは佐藤先生も御存じ
のように、この被扶養者の認定につきましては、
所得税の取り扱いあるいは給与法での取り扱い、
これに準じて行くと、こういうことになっておる
わけでございまして。そういうことから、これまで
所得税法上の取り扱いも七十万で据え置かれてき
たために共済制度上の被扶養者の認定基準が七十
万で行われてまいっております。これを引き上
げるべきではないかという御議論がたびたびあつ
たわけでございまして。今回、先ほど申し上げまし
たように、五十六年分から所得税法の取り扱いが
改正をされましたので、私もその共済の制度
の上でも七十万円を八十万円というにいたしま
して、本年の五月一日からそういう取り扱いをし
ていくと、こういうふうにしていくわけでござ
いまして。

○佐藤三吾君 人数は、新制度でどの程度の救済
になるんですか、各共済は。

○政府委員(宮尾盛君) これでどれだけの方が救
済されるかという点については、ちょっとそう
いう資料がございませんので、不明でございま
す。

○佐藤三吾君 たとえば私が去年ですか取り上げ
た高知の、年金受給の両親、六十五歳以上の人で
すよね、それが結果的に七十万にひっかかっちゃ
って、年金は上がっていくものですか、したが
って扶養家族から外されて、国民健康保険で
すか、ということになるというところで大変問題があ
る、たしかこの委員会でも取り上げたと思うんで
すけれども、そういう方は今度はこういう新
制度になって救済になるわけですね。そうなれば
これらの方々については当然これはさかのぼって

また国民健康保険から戻るといふことになるわけ
ですか。どうなんですか。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

○政府委員(宮尾盛君) 八十万円というその認定
基準を過去にさかのぼって適用するといふことは
できないわけでございます。先ほど申し上げま
したように、本年の五月一日以降の取り扱いとい
うことになるわけでございまして。

○佐藤三吾君 いや、この百二十万というのはま
さに新設でしょう、今度、八十万は確かにいまま
で七十万だったのが八十万になっただけだ
れども、いま申し上げるのは、この新設の百二十万
の口該当者、両親、この人については、当然現行
の百二十万の口に入るわけだ。入る場合にはまた
国民健康保険から戻ると、こういうことで理解し
ていいんですか。

○政府委員(宮尾盛君) 五月の一日の段階で、先
ほどの百二十万の対象になる方々の所得が百二十
万になれば、いままで健康保険制度で行っていた
人たちが共済制度の方の被扶養者として認定され
ることになるわけでございまして。そういう意味で
は先生のおっしゃるとおりでございまして。

○佐藤三吾君 そうすると、私の言うように、戻
ることができるといふこと、わかりました。ぜ
ひひとつそういう意味で、私が気遣うのは、さ
きあなたが第一に答弁したように、五月一日以
降でなされたことと、過去にこういう
問題が起った方で、いわゆるこの百二十万に該
当する方々について出てくると思ひますから、そ
こら辺はひとつ運営について遺漏のないように
お願いしておきたいと思ひます。よろしいで
すか。

それから次に、寡婦年金の問題で、この法案の
中に引き上げがなされているわけですが、これは
実施時期はどうなるんですか。

○政府委員(宮尾盛君) 本年の四月からいたし
ております。

○佐藤三吾君 そうしますと、厚生年金と対比す
ると六カ月間の引き上げがおくられると、そう理

解せざるを得ぬのがね。これは私、十一月の
十三日ですか、去年の臨時国会の際の法案審議
で、当時は石破自治大臣だったんですけれども、
そういう感じがしましたから、この問題について
は週及支給をして厚年と同時に引き上げる措置を
とるべきだと、こう大臣に迫りました。ところが、石
破大臣も、私もそう思う。しかし大臣が立つと
きには、何か石破大臣の答弁のときにはいつも事
務局が、公務員部長が横におつて、原稿を書いて
それを読み上げる式の答弁だったんですね。その
答弁の中で、事務局とも十分相談した上での答
えですと断って答弁したんです。そうして、厚生
年金の実施時期にさかのぼるよう検討を加えて成
案を得たい、こういうふうな議論が残つておる
わけですね。大臣は約束されておるわけですね。それ
がどうして六カ月の延期になるのか。——これは

大臣に聞きましょうか、いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 昨年の寡婦加算の取り扱
いについての御質疑と答弁の経緯があったわけで
ございまして、そのときの大臣の答弁といたしま
しては、「厚生年金の改善時期にまでさかのぼる
という問題も含めて検討し、成案が得られれば次
期国会に提案したい」と考えております。と、
こういうふうな御答弁を申し上げておるわけで
ございまして。これはそういうことで、厚生年金との
改善時期のずれについて、さかのぼることにつ
いて検討を私どもいろいろいたしました。これは
もちろん地方公務員共済組合制度だけで解決でき
る問題ではございませんので、関係の省庁ともい
ろいろ相談をし検討をいたしたわけでございませ
うが、結果といたしまして、先ほどお答えを申し上
げましたように、そこまでさかのぼることにつ
いては問題があるといふことで、五十六年度から実
施をする、こういうことになったとさざるを得なかつ
たわけでございまして。

それで、なぜそういうことかといふことでござ
いまして、昨年厚生年金法の改正案が出ました際
に、これは先生も十分御承知のこととございませ
うが、大幅な寡婦加算の引き上げ措置に關連をいた

しまして、四十歳未満のいわゆる子なし妻については、これは遺族年金の支給対象としない、こういう新たな措置を織り込むことといたしておいたわけでございます。そこで、いわゆる四十歳未満の子なし妻についてそういう扱いをすることについては、これは地方公務員共済組合審議会からの答申でも、非常にこれは検討を要する問題であるので、この際遺族年金の引き上げについては見送るべきである、こういうことで実は見送った経緯があります。そして、その後厚生年金法につきましては遺族年金の引き上げは行われたわけでございますが、いわゆるそれとべアとなつておりまして四十歳未満の子なし妻について支給対象としない、遺族年金の支給対象としない、この措置は国会修正で削除されて、引き上げだけが通ったと、こういう経緯があつたわけでございます。

私どももいたしましては、そういう経緯を踏まえて、共済年金でこの遺族年金の引き上げをどういうふうにするのか、それから厚生年金との整合性というものをどうするか、こういうことをいろいろと検討をいたしたわけでございますが、結論といたしましては、やはりこういう制度の改正を行うことにつきましては、さかのぼって行うというよりは、そういう事例がないといふよりもきわめて乏しいことと、それから仮にさかのぼるといふことになりましたと、これは厚生年金でもそういう措置を講じておるわけでございますが、併給調整措置の問題が出てまいりました。遺族年金と本人の退職年金あるいは老齢年金とが併給されている、こういう場合にはさかのぼって遺族加算額について減額措置を講じなければならぬ、そういう既得権に対する関係の問題が出てまいります。こういうことから、今回の遺族加算の引き上げにつきましては、本年、五十六年から実施をする、こういうことにせざるを得ない、こういう結論によりまして、審議会にもお諮りをし、こういった措置をとることといたしておるわけでございます。

そういう事情にありますので、御理解を賜りたいと思つたわけでございます。

○佐藤三吾君 私は、たしか去年の五月十三日だつたと思いますが、共済法の審議の際に、確かに原案は四十歳未満の子なし妻の問題言つておりまして、それが引かかれておつたから地共審の答申も、見合つたわけですね。しかし、これはもうそのときの情勢としては修正、厚生省もそれに応ずるといふ態度を明らかにしたときの委員会です。ですから恐らくこれはなくなるだろう。削除と。そうすると地方公務員共済に係る人たちが、これがこのままですと置き去りになる危険性があるということ、たしか五月のこの委員会では私は追及したんです。したがってそこら辺を事務局としてきちんとしてくつたので、そして他の共済年金者と差が出ないようにしなければいけませんよというのを言つておつたわけですね。そして、しかもそれがいよいよ十月段階だつたと思つて、厚年が修正が決まりました。それを受けて十一月十三日の参議院のこの委員会の中の審議で、こういうふうな厚年が決まりました、直ちにこれに対応しなさいな、こういうことになるから、そこに差が出ないように所要の措置をとりなさいよというのがこの議事録に載つておる私の質問であり、大臣の答弁だつたと思つております。

ですから、こういう経緯から見ると、私はむしろ十一月の本法の改正案の際に直ちに対応しなさいということとで去年の五月に言つたわけですね。ところが、なおかつそれがあなたの方が、もう修正をするという見通しが明らかになつたかわからず、十一月の法案改正に出たなかつた。なかつたから私はそういう質問をしたんですけれども、それに対する大臣答弁が、いまあなたがおっしゃつたように厚生年金の改善時期までさかのぼるという問題も含めて検討して、成案が得られれば次期国会に提案しますということがこういう種類の場合には非常にむづかしいことはわかつたことはなし。しかし、だからといって、差額が何倍になり

ますか、約六万何倍になるんじゃないですか、六カ月で。こういう寡婦の皆さんにとってはきわめて貴重な差額支給が措置されないということについては何としても私はやりきれない。事務局の手落ちということだけでは済まされないものがあると思つております。

ですから、大ざっぱで恐縮なんですけれども、たとえば一時金とか——このままいけばもう永久にその差はもたないわけですね。それでしょ。その分今度は逆に上乗せしたというわけじゃないんですからね。だから、結果的には貴重な年金が事務局の手落ちという、まずさのために出てこないということになるというところは、私はやりきれぬと思うので、たとえば一時金とか、何かの方法があるのじゃないかと思つて、これは一体大臣どう思いますか。どう考えますか。

○政府委員(宮尾盛重) 先ほどもお答えをいたしましたように、昨年の十一月の当委員会におきまして、佐藤先生から厚生年金の支給時期と合わせてやれないかという強い御要望があつたことは確かでございます。それに対して大臣からの御答弁といたしまして、そういうさかのぼる問題も含めて検討はいたしますと、こういうことは申し上げておりますけれども、それをお約束をしているというふうには私は理解をいたしておらないわけでございます。

ただ、御指摘のような点についての議論というのは十分しておかなければいけない問題でありますので、地方公務員共済制度だけの問題ではありませぬし、国家公務員共済、それ以外の共済制度と共通問題でありますので、そういうところでこの問題を提起をいたしまして検討いたしましたわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、それまでのいろいろな経緯があるということと、それから仮に、これも先ほど申し上げましたが、実施時期を厚生年金等に合わせようということになりましたと、十一月から本年まで、四月までの間に本人が退職年金あるいは老齢年金等

を受けておる場合には給付調整措置までさかのぼらざるを得ないことになるわけでございます。そうなりますと、すでに裁定が終わつております方についてもその分を減額をしなければならぬということになりまして、既得権との関係でいろいろな問題が出てくる、こういうようなこともございまして、これまでの共済制度におきましていろいろな支給改善の措置は将来にわたつて行つたのが一般的でございまして、さかのぼる問題ではないと、こういう結論に達したわけでございます。

そういう意味合いから、厚生年金の受給者との関係におきましてはこの遺族加算額について差がその間できておることは確かでございますけれども、ぜひそういうことで御理解をいただきたいと思つたわけでございます。

○佐藤三吾君 くだいようですけれども、本人たちに何か問題があつたとか、国会の審議がおくれからやむを得なかつたとか、そういう問題じゃないんですよ、この問題は、あなたの方が、政府原案がもう修正する、修正に際する、このことを昨年の五月の段階では厚生大臣が国会で答弁しておるんです、いわゆる四十歳以下の子なし妻については削除するということについて。そういう前提で私は昨年五月に直ちに、もう間違いないから——結果的にその修正がまとまつたのは十月ですよ。十月だけれども、五月の段階でそこら辺が新聞発表に出ておるわけですね。だから、そういう情勢にあるから、そこら辺に遺漏のない措置をとるべきだということを追及しておるわけですね。そして十一月の臨時国会における法案審議の際に、そこだけまだ修正していない。もう一方の厚生の方は修正終わつておるのに、十一月に出してきた法案ではまた九十国会と同じ法案を出してきておる。

ですから私は、ここはひとつ事務局の責任として、大臣の責任においてひとつ遺漏のないように措置してもらいたいということを言つておるわけですから、それに対する大臣の答弁が、さつき

言ったように、「厚生年金の改善時期にまでさかのぼる」という問題も含めて検討し、成案が得られれば次期国会に提案したいと考えております。」と。それに対して私は追い打ちをかけているんだ。そういうような経緯から、「大臣自身はそのことについて全力を上げて努力すると、こういうことでよろしうございませうか。」と。それについて大臣が、「事務局とも十分相談しました上での責任を持つての御答弁」であるということをお聞きください。こうなっている。

ですからそういう面から見ると、結果的に制度としてはさかのぼるということはないとすれば、その検討の努力の一端として私は、一時金とか何らかの方法でそこら辺の納得できるような方法があつてしかるべきじゃないか、さかのぼることはなじまないからできない、これでは余りにも責任逃れじゃないか、こう言っておるんです。これは大臣どうですか。

○政府委員(宮尾重吉) ただいまの法案の経緯もございまして、少し御説明をさせていただきます。と思ひますが、少しにそういういろいろな、厚生年金法の改正をめぐる御議論があつたということ、そういうことだろうと思ひます。ただ、これは先生も御承知のように、共済関係の法案と厚生年金法の改正法案はいずれも通常国会で成立を見ずに終りまして、同じ内容の法案で臨時国会に再提出をされたわけでございまして、ですから私どももいたしましては、臨時国会に再提出をした法案につきましては、先ほどもいろいろ経緯を御説明申し上げましたが、厚生年金法の制度の措置といたしましていろいろ共済年金の方に持ち込むには問題のある制度だから見合わせるべきだという地共済の答申も踏まえて、私どもは臨時国会ではそういう措置を全く、寡婦加算について措置を何ら講じていない形で法案の御審議を願つたわけでございします。

【理事金井元彦君退席、委員長着席】
そういう過程で、臨時国会では厚生年金法の改正案につきましては寡婦加算の額の引き上げは成立

をいたしたわけでございしますが、四十歳未満の子なし妻についての年金受給権の制限、これは削除になりまして、私ども共済年金制度としては非常に問題視しておつたその制度がなくて、寡婦加算額だけを引き上げる、こういうふうになつたわけでございます。

したがいまして、その十一月の段階で、先生からいま御指摘ありましたような質問、答弁があつたわけでございしますが、私どもとしましてはそこで、改善時期までさかのぼつてそういうことに必ずいたしますという趣旨で御答弁を申し上げたわけでございまして、佐藤先生からも同じにすべきではないかという非常に強い御意見がありまして、たので、そういう点も検討の中心といたしまして十分関係のところと御相談をし、成案が得られれば国会に提出をいたしたい、こういう御答弁を申し上げたわけでございします。

したがいまして、何か一時金等の措置ができないうか、こういう御質問でございしますが、これは地方公務員共済組合だけの問題ではございせん、で、国共済も他の共済制度もすべて共通する問題でございします。地共済だけでそういう措置を講ずるといふことは困難でございしますので、御理解をいたされたいと思つたわけでございします。

○佐藤三吾君 まあなかなか大臣は立たぬし、公務員部長の答弁は判で押したような同じような答弁をする。そこには誠意が一つもないにじまない。

こういう方々というのは全部母子家庭です。ね。大変な、その日その日の暮らしが厳しい環境にあるだけに、私は単なる六万円ということだけでは済まされない問題があると思つてございします。ですから盛んにそういう去年からの審議の経緯も、そういう観点から隙間をつくつちやいかぬというところで私もこの委員会でも再三取り上げてきています。それで、結果的には六カ月のすき間ができてしまった、しょうがない、こういうことしか答弁が返つてこない。これは私は納得ができません。ですからそれこそ審議が進みませんので、これは納

得できませんが一応前へ進みます。ただ、ここら辺の問題は、今後のこともありますから、やはりそういう無責任な回答をして済まされる問題でないという、これはひとつ大臣、まさに事務局のそういう手違いというのかおくれが迷惑をかけているわけですから、今後再びこういうことのないようにしてもらわなければいかぬと思つてございします。これは大臣でございますか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 経過についてはいま部長から申し上げたとおりであります。部長の方でもやっぱりそれなりにベストを尽くしたけれども、いろいろ諸問題の方の意見なんかもそれと違うというふうな経過がありましておくれたということだと思つてございします。

それで、一時金というわけにもなかなかないかと思ひますが、要は、今後そうした改正が行われる場合に、やはり同じような時期に同じようにスタートするといふようなことであれば問題は解消する上にいま承知をしておるところでございしますが、その点についていろいろなきさつがあつて、そうもいかなかったという、これにはそれなりの理由があつたわけでございしますが、今後十分その点を配慮いたしまして、同じような制度改正をするなら厚生年金の制度改正と同じようにこつちもやるといふ方向で努力をしていくということが一つのわれわれの努力すべき要点ではなからうかと、こう思つたところでございします。十分努力いたします。

○佐藤三吾君 いま寡婦の問題が出ましたから関連して聞きますが、地共済の答申を見ますと、それにしても大幅な寡婦だけの引き上げということでは遺族年金という制度からいってなじまない、問題がある、こういう指摘もしています。本院における決議も、一番切実なのは遺族の年金だと、こころはひとつ改善せよという決議もしておる。寡婦の問題は今度法改正で大幅に上げることになったわけですが、そのほかの遺族年金全体の問題についてはこの問題と関連してどうして所要の改正措置がとれなかったのか、いかがですか。

○政府委員(宮尾重吉) 遺族年金の給付水準について改善を図れというたびたびの御意見あるいは附帯決議等をちようたいをしておるわけでございしますが、これにつきましては、いま先生が引用されました地共済の答申の中にもそういう見解が出ておりますように、遺族年金全体のあり方というものをどういふふうにするのか、これは共済年金制度のみならず公的年金制度全体を通じて非常に大きな課題であり、問題であるわけでございします。そういうことでございします。午前中も御質問がありました共済年金制度基本問題研究会、ここでもこの遺族年金のあり方につきまして一つの研究課題ということで取り上げていただいておりますのでございまして、そういうところでのいろいろな研究成果等も踏まえながら、今後どういふふうな遺族年金のあり方を求めていくか十分検討を加えていく必要がある、こういうふうな考えをしておるわけでございします。そういう意味で、直ちに附帯決議等にあつたような形への改善措置を講ずる段階にはまだ至つておらないというのが現状でございします。

○佐藤三吾君 その基本問題研究会は、それはそれでいいんですが、遺族の中で寡婦だけ今度はずっと上がった。だから遺族の中においてアンバラが生まれてきたわけですね。そうでしょう。大変なアンバラが生まれてきた。ですから、当然やはりこれは地共済の答申の中にも言っているように、問題があると言わざるを得ない。私どもは少なくともいまのような五割給付じゃなくて、八割もしくは七割、この本院の決議は七割だったと思ひますが、そういう形でひとつ遺族の救済をすべきだといふことを再三にわたつて決議しておるわけですね。当然そこに、寡婦だけばつと上がるというかつこうになりますと、やっぱり遺族の中にもいろいろな問題が起こつてくると思つて。そういう問題であるだけに、当然それに付随して、少なくともそこら辺を緩和するとか、滑らかにするとか、こういう所要の措置が寡婦引き上げと同時にやられてしかるべきじゃないか、そう私は言つておるわ

けです。

だから、基本問題研究会というのは二年間の議論でやって、ずっと先のことなんですが、この寡婦引き上げの法案を出したというのは、単に厚生年金が上がったからやむを得ず出したという仕組みじゃなくて、それに伴って遺族の全体のバランスを考えて、この際ひとつ所要の措置をとった、こういう形にどうしてならなかったのか、こう聞いておるわけです。

○政府委員(宮尾盛重) 遺族年金の給付水準の改善の問題は、先ほど申し上げましたように、非常に基本的な検討を要する問題であるわけでございします。そこで、そういう中で寡婦加算の大幅な引き上げが厚生年金の方で行われたと、引き上げるという措置を講じようという法案が出てまいりました、この取り扱いについて、先ほど御答弁の中で申し上げましたように、事務的にいろいろと検討をし、また審議会にもこの取り扱いについての御意見を伺ったわけでございますが、基本的には遺族年金全体の問題をどうするかという中で、この寡婦加算の取り扱いというものも決めていくというのが一番望ましい姿であることは先生御指摘のとおりでございます。

ただ、そういうことではありますけれども、やはりその問題を解決するためには年金制度全体の問題あるいは支給水準と財源の問題、そういう中で遺族年金の支給水準の改善等もどうしていくか、こういうことが検討課題になるわけでございまして、どうしてもこれはある程度時間がかかる、また研究会でも取り上げていただいております問題である、こういうことから、共済年金制度といましては、寡婦加算額を直ちに引き上げることについてはいろいろな議論、問題はありまじうけれども、やはりそれを上げないで、おとこといいたしますと、なおそれは厚生年金と共済年金との間で差ができてしまうのではないかと、そういう議論も出てまいりますし、特に遺族の中で、そういう意味では最も弱い立場にありますが寡婦の方の問題でございしますから、この際厚生年金の方

でそういう措置が講じられたならば、やはりそれはやらざるを得ないだろう、こういう考え方に立って今回の改正措置を行おうとしておるわけでございします。決して基本的な問題を無視してそういうことにしておるわけではないわけでございしますけれども、基本的な問題についてはもう少し時間が必要だ、こういう考え方からこのような措置をいたしておるわけでございします。

○佐藤三吾君 あなたの言う論旨は一貫しないね。確かにあなたがおっしゃる通りに弱い立場の人たちですよ。そういう人たちに對して六万円の差額はこらえてもらおう。一方で、弱い立場だから遺族の中ではここは聖域だ。あと一緒に関連して議論がなかなかできない。こういうつじつまの合わない議論にあなたの論旨は一貫するとそうなるんですよ。だから、これ以上私は言いませんが、しかし、ちゃんと本院でも決議しておるわけですから、七割給付しなさいと。当然これは一緒に議論できたつじつまの論旨は、いや、それはそう言っても、国会なんというのは議論の対象にならぬのだ、何は決議したって、へみたなものと言ふのなら別ですけれども、国権の最高機関としての決議をやっておるわけですから、当然これはやっぱり常識から考えてみてこれだけが聖域ということはない。遺族の場合。だから、厚年との均衡を保つ意味があるのなら、遺族全体のバランスをとる、こういう所要の措置がとられてしかるべきだと私は思うので、この点はひとつ、基本問題研究会で議論しておるからということではなくて、やっぱり院の決議をやっておるわけですから、早急にひとつ対処をして、次の国会には所要の措置がとれるように努力をしていただきたい、ということ、これ、大臣に聞きましょうね。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いまの議論、やっぱり全体の問題と、特に緊急を要する問題について措置をする、そこにアンバランスが出てくる、それはおかしいじゃないかということ、そういう御趣意は私も理解をいたしますが、やはり年金の全体の問題にも影響を持つという問題になりますと、そこにやはり時間がかかるということこれは現実の姿だろと思ひます。したがって、部長から申し上げておることはそのとおりだと思いますし、私も理解をするものでございします。今後の問題として、来国会にこの遺族年金の問題もひとつ提案するように努力しろと、こういうたつてのお尋ねでございしますが、さて、なかなか基本的な問題まで波及する問題でございしますので、来国会に必ず提出できるという約束ができませんけれども、大変重要な問題でございしますから、今後とも真剣にこれに取り組んでいくというところだけは申し上げておきます。

○佐藤三吾君 次にいきます。

短期的問題で二、三聞いておきたいと思ひますが、医療費の増額というが、不正診療の横行も含めて、健保、それから短期がバンク状態にある。これは、去年の実態は私聞きましたけれども、現状ではどういふ地方公務員共済の短期の状況になっておるのか、まずそこを聞きたいと思ひます。

○政府委員(宮尾盛重) 短期の五十五年度の状況を御説明申し上げたいと思ひますが、共済組合の短期経理の収支状況全体は、医療費が大幅に上がってまいっておりますし、それから掛金あるいは負担金の基礎となります給料が必ずしも伸びていないと、こういうことから大分悪化をきておる状況でございします。

それで、五十五年の当期損益の状況について見てみますと、当期不足金を出しておる組合が幾つか出てまいっております、こういう状況になっております。

それから、そういうことに対応いたしまして、財源率の状況でございしますが、財源率につきましても、五十五年から五十六年にかけまして、財源率を引き上げて対処をいたさなければならぬという組合が一部に出てまいっております。現在、地共済の五十六年四月一日現在の平均的な短期の財源率は大体千分の九十・三くらい状況になっております。それから、市町村共済の中でもそういう特に財源率が非常に高い状況になってきておる

ところが幾つか目立ってきておるという状況でございまして、総体といたしまして財政状況は必ずしも良好な方向にはないという状況でございします。

○佐藤三吾君 この財源率千分の百以上というのは何団体ございしますか。

○政府委員(宮尾盛重) 十団体でございします。ただいま申し上げたのは百を超えているところでございます。

○佐藤三吾君 それで、都市共済が何ば、市町村共済が何ばという内訳はどうなっておりますか。

○政府委員(宮尾盛重) 担当課長から御説明をさせていただきます。

○説明員(柳克樹君) 市町村共済組合が九つ、それから指定都市共済組合で全般的に行つております札幌市職員共済組合が百を超えております。

○佐藤三吾君 これは何ですか、こういったところについてはどういふ所要の措置がとられていますか。

○政府委員(宮尾盛重) 本年からは財源率が千分の百四を超える共済組合につきましましては、一般会計から補助をすることができ、こういうことになってまいりました。御存じのように、短期の財源率につきましては使用者と組合員が折半の状況になっておりますので、掛金が非常に多くなる、こういう団体に対してそういう措置を緊急に講じておるわけでございします。この措置は、従前は千分の百を超える団体について、五十一年度から緊急の措置としてこういうことをすることができるといふうにいたしておるわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、本年から、健康保険組合における保険料の限度額等の引き上げがあったことを勘案いたしまして、千分の百四を超える団体についてそういう措置を講ずることができるといふことになっておるわけでございします。

○佐藤三吾君 そうしますと、地方公務員共済全体の平均が千分の九十・三というわけですね、さっきの答弁では、そのうち百を超えておるのが十と、こういう御答弁のようですが、大体耐用年数

から見て、何年ぐらいしたらいまのこの医療費の伸びと合わせて百を超えるような状態になるのか。異常事態になるのか。これいかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) これは医療費の動向とかあるいは給与費がどういふふうになっていくのかというような支出、収入両面に絡む問題でございますので、そこについての具体的な見通しを申し上げます。そこはむしろいいわけでございます。

○佐藤三吾君　そうしますと、いま御存じのとおり、診療報酬の値上げが出ていますね。厚生省が出していますね。それを一つの前提としまして、ことしの春闘相場も大体出てきましたね。そういうものを見合って、どの程度の状況になるのか、そこら辺はいかがですか。

○説明員(柳克樹君) 医療費改定に伴う試算でございしますが、ただいま地方職員共済組合について試算をしたものがございますけれども、これによりますと、改定後の短期の支出額が約一〇%程度増加をいたしました、それに対してまだベアが、現在どれぐらいになるかわかりませんが、現在ベアにつきましては一〇%アップということで試算をいたしておりますが、これによりますれば若干赤になるといふことでございます。

○佐藤三吾君　どのぐらい赤字になるんですか。全部がそうなるんですか。

○説明員(柳克樹君) 地方職員共済組合の事例を
手元に持っておりますが、これによりますと約三
億弱、二億五千万ほどの赤字ということでござい
ます。

○佐藤三吾君 私はこの問題で、去年この委員会の中で三つの提案をしたんですが、一つは、健保と対比して見て地共済の不正請求に対する対応が非常にぬるい、この点をもっと厳しくすべきじゃないか。それから、医療機関をできるだけ公立病院に指定する、こういう措置をとるべきじゃないか。さらに、超過負担の超過額に対する国庫負担の導入をすべきじゃないか。これは、健保の場合には報酬月額四十ですか、それを超える場合については事業主負担するということが明確にな

っていますね。そういうことと関連をしても、よく皆さんは厚年、健保ということを非常に言うわけですから、横並びということで整合性という意識で、そういう面から見てもこの際ひとつ導入すべきじゃないかということを強く主張しておったんですけれども、これらについては一体どういう対応をしているんですか。

○政府委員(官尾盤君) 医療費増高対策についてでございますが、昨年もいろいろとこれについて御論議をいただき、御提案もいただいたわけでございますが、それぞれの各組合等におきましていろいろな措置をこれまでも講じてきておりますし、その後も実施をしておるわけでございます。

それです。たとえば地方職員共済組合等におきましてはいろいろな資料等をつくりまして組合員に周知徹底をさせるといふようなことをいたしてあります。ほか、医療費の通知運動の実施等も行っております。団体、あるいは新たにやろうとしている団体、新規にそういうことを検討しておる団体、こういふようなところもあります。それから、そのほかいろいろな創意工夫をこらしまして医療費の増高対策を講じようとかいふことで努力をしておる段階であります。

それから公的負担の問題でございしますが、公的負担の問題については、確かにいろいろと議論があるわけでございすけれども、考え方といたしましては、国庫負担を導入するということについては、保険料だけで社会的に要求される最低限度の生活を保障することができないような場合とか、あるいは被保険者の範囲が非常に負担能力が低い者にまで及んでいるような場合、そういう場合に国庫負担あるいは公的負担というふうなものを導入をしていくという考え方が一般的でございまして、社会保障制度全般についてそういった意味からの緊急度に応じて行へべきものだということに言われておるわけでございす。

そこで、共済組合の短期給付につきましてどうであるかという考え方でございますけれども、共済組合制度は公務員を対象としたのは職域保険で

でございますので、そういう意味から公的負担の必要性というものは乏しい、こういう考え方に立ちまして、これまで公的負担の措置はとられていない現状にあるわけでございます。ただ、この点につきましてはいろいろな立場での御議論もありま

すし、それから国会での附帯決議その他もありまして、そういう意味から私どもといたしましては、先ほども御説明申し上げましたように、昭和五十一年度から短期経理につきまして非常に財政状況が悪化しておる団体も出てきておるといふ状況を踏まえて、一般会計からの繰り入れ措置等も行われるように措置をいたしてきておるわけでございしますが、なお、この公的負担の問題については非常に基本的な問題でありまして、なかなか結論といえますか、そういう方向に持っていくことはむずかしい問題ではありますけれども、引き続き検討をしまいたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 努力をしたと言うなら、この五十五年度の不正診療の審査状況というのは、件数はわかりますか。

○政府委員(宮尾盛君) 五十五年年度の状況ですが、基金への過誤返送件数、これは地方職員共済組合の關係で申し上げますと、五十五年度請求件数は六百七十二万五千件でありまして、そのうち返送をいたしましたのが三万五千件ほどでございます。したがって、全体の割合といたしましては〇・五三％、こういうことになります。

○佐藤三吾君 昨年はたしかこれは○・五%だったと思いますね、五十四年度は。これは後でいいですから一遍ひとつ資料を出してください、各共済別に。できればこの五年間ぐらいの状況を年ごとにとまとめて出していただきたいということを資料要求をしておきます。よろしいですか。

先ほど私が言った、医療のできるだけ公立病院への指定とか、そういう点についてはどういう検討をなさっておるんですか。

○政府委員(宮尾盤君) 御質問の御趣旨は、公立病院にできるだけかかりなさい、こういう指導を

するのかどうかと、こういうことでございますが、これはそういうことを私どもの立場で各共済組合に指導することについてはいろいろな問題もあろうかと思えますので、そういうことはいたしております。

○佐藤三吾君 それから、私はこれは自治省の立場でなかなか言えぬと思いますが、各共済でこういった問題について検討をされておるのかどうなのか。たとえば不正診療が事実としてわかった、それで突き戻したと、そうすれば、ここに三万なんぼ、三万五千も出ておるわけですから、これはおかしいと思ったから戻したわけでしょう。そうすれば、大体この地図がかかるんじゃないですか。この医者から出てくる診療請求は件数はどの程度あるとか、こういうのが。そういうのが大体各共済の立場から見れば、私は絵がかかるんじゃないかと思うんです。そういうところについて、これは単に返送して戻すだけじゃなくて、やはり不正診療をやめなければ今後私どもも考えなきゃならぬとかいう議論があつてしかるべきだと私は思うんですが、そういう具体的な面についてはどういうふうな指導をやられていますか。

○政府委員(宮尾盛君) ただいまの御質問のような具体的な措置につきましては、それぞれの共済組合がいろいろな形でもって努力なり検討をして対処していく問題かと存するわけでございまして、自治省といたしまして、そういう具体的な手段、方法にまで立ち至って指導をしていくということについては、それだけの能力もありませんし、また、すべき問題ではないというふうに考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君　まあそうでしょう、自治省としては。それはわかります。そうなると、今度は審議のときには少し各共済を個々に並べてもらわぬと実情がよくわからないということになると思うんですが、まあいづれにしても、私はこの不正診療などを発見してやっていくことは決して医者そのものを敵視するとかいうことではなくて、本当に

公正な医療を確立する一つの手段だと思ひ、そういう観点で私は買いていかないと、同時にまたそのことは医療費のかさ上げを、不正かさ上げをとめていく役割もするでしょうし、そういう意味合いで質問しておるわけですから、そこら辺の問題については今後たとえば共済組合の指導を含めた懇談会、いろいろあるでしょうけれども、ぜひひとつそういう万端の措置をとるといふ一環としてお願いしておきたいと思ひます。

それから、国庫負担の導入の問題で先ほど御回答がございましたが、これは地共済についてはなじまないという中でも、百四になれば五十一年から一般会計から補助するという方向の道をつ切り開いたようでありますけれども、もともと政管健保、組合健保も、これは五十年ですか、五億ですかね、入れておられますし、組合健保といえ、言うならば大企業を中心とする民間も含めた健保でもあるわけですし、私はなじまないということだけでこの問題をとめるんじゃないくて、日雇い、船員についても、日雇い健保、船員健保も含まれて国庫を導入しておるわけですから、ここら辺はむしろ不均衡になっておる、不公平になっておる、こういうふうには思ふんですが、いかがですか。共済だけが外されておる、いまの実態から見ると。

○政府委員(宮尾盤君) 先ほど少しその点に触れて御答弁申し上げたかと思ひますが、そういう国庫補助制度というものを導入するかどうかというところにつきましては、共済の場合と健保の場合とはおのずからそこに組合員の構成も違えばあるいはその財政状況も違う。いろいろな差があるわけございまして、一般的に、やはりそういう国庫補助制度まで導入をいたしまして何らかの財政措置を講じていくというためには、やはりその組合の組合員が非常に所得が低い階層の人たちが多くとか、あるいはどうしても保険料だけでは一定の最低限度の需要を満たすことができないとかいうような、そういう必要性というものがあつて初めて国庫補助制度というものがこれは導入され

ると考えておるわけでございます。そういう意味からいたしまして、共済組合につきましては公務員が対象となつておる組合でございますので、健保と同じような形で国庫補助を導入をするということについては、まあこれまでその必要性というものは、そういう措置が講じられてこなかったというふうには理解をいたしておるわけでございます。

○佐藤三吾君 だから、あなたの言う論理からいって、たとえば政管健保であるとか日雇い健保であるとかはわかりますよ。しかし、船員健保であるとか組合健保、こういうところにもこの国庫導入がされておるわけですから、そういう面から見ると共済組合は、公務員なるがゆえに不公平な取り扱いになっておると私言つておるわけです。

そういう観点で、また本院においても決議もしておるわけですから、これはきょうは答弁は時間の関係で求めませんが、決議を尊重して、十分審議をして実現するよう努力をひとつお願いしておきたいと思ひます。よろしいですか。

それで、もう一つ二つ聞きたいのは、臨時職員の問題ですね。これ、三つぐらい組合員の条件がありますね、職員。その中に、一年以上という前提になっておられますから、公務員の場合には共済組合に入れない、適用を受けない、こういうことになっておるわけですね。ところが、健保の場合を見ますと、この除外されておるのは二カ月以内。二カ月引き続いた者の場合には有資格と、こうなつておる。それから日々雇用の場合も、一カ月を超えた場合には有資格なんです。それから季節労働者の場合も、四カ月を超えた場合には有資格になる。臨時的業務の職員の場合でも、六カ月を超えた場合には有資格になる。どうしてこれが公務員の場合にできないんですか。

○政府委員(宮尾盤君) 共済制度におきましては、短期と長期と合わせてこの資格、臨時職員についてもその資格の問題を決めておるわけでございます。いま引用されましたその事例は、短期のケースだと思ひます。したがしまして、共済制度

におきましては、そういう年金制度の問題とあわせてこの短期の問題についても組合員としての資格を決めると、こういうことになっておりますので、そこに違いが出てくるというふうには考えるわけでございます。

○佐藤三吾君 だから、共済の短期の場合も健保に合はしてしまふべきじゃないかと思つておるわけですか。

○政府委員(宮尾盤君) これも、そうすると短期と長期と組合員となる資格といふんです。短期は組合員だけれども長期では組合員でないというふうな扱いが出てまいります。非常に複雑な取り扱いになってまいりますし、他の共済組合制度も同じ扱いにいたしておるわけでございますので、地方公務員の共済組合についてそういうことをやうに考えておるわけでございます。

○佐藤三吾君 むずかしいというのじゃなくて、ここら辺はひとつぜひ検討しておいてもらいたいと思ひます。

それから次に、退職者の場合に、たとえばその月の一日にやめた。その場合には、その月の間は短期の組合員としての使用ができるのかどうなのか。どうなんですか。

○説明員(柳克樹君) 退職いたしますと、その翌日に資格を喪失いたしますので組合員でなくなりま

○佐藤三吾君 そうすると、掛け金はどうなるんですか。

○説明員(柳克樹君) 掛け金は、月の初日現在で徴収いたしますので、取るようになります。徴収することになります。

○佐藤三吾君 そうすると、掛け金は一日でやめてもその月分のやつは取る、しかし適用は退職した翌日からだめですと、こういう仕組みになっておるんですか。

○説明員(柳克樹君) 現在の仕組みではそういうふうになっております。

○佐藤三吾君 その理屈はどういうことですか。

○説明員(柳克樹君) 結局、月単位で組合員の資格を認定するということになっておるわけでございますけれども、ただ現在は、国民皆保険あるいは国民皆年金という仕組みの関係から、一つの職域から離脱した場合には別の職域でもって保険に加入する、こういう考えで整理されているのだからと思ひます。

○佐藤三吾君 おかしいじゃないですか。その月分の掛け金は取つて、そして掛け金を取つておるから資格があるのかと思つと、やめた人の場合にはその翌日から取り上げる。その月分の掛け金は取つておいてその月分の使用はさせぬという理屈は、どう考えたつておかしいじゃないですか。大臣どう思ひますか。常識的でないですよ、大臣の。考えてみなさいよ。

○説明員(柳克樹君) 共済組合の場合には、御承知のように長期と短期と両方やっております関係で、長期の場合には当該月が組合員期間に入つてまいります。そういうことをいろいろ勘案して、現在の制度になつておるというふうには考えております。

○佐藤三吾君 そんなことあんた、短期の組合費と長期の組合費と別々に取つていますよ。込みで取つていないですよ。そうでしょうが。いま短期だって、大体どのくらいですか、千分の五、六、七取つておるんじゃないですか、平均で。千分の六、七取つておると思ひますよ。それだけの月の掛け金を納めて、使用はできませんという、そんなあんた、へ理屈がありますか。

○説明員(柳克樹君) そういうお考えもあるかと思ひますけれども、先ほど申しましたように、長期の場合には一日でも組合員期間にするというふうなこともございまして、それから短期につきましても、御承知のように、継続療養の取り扱いもございまして。そういう場合に、当該月を一月に数えるということでございます。

○佐藤三吾君 それは、たとえば佐藤三吾という人間はその長期療養の場合にはそうかもしれぬ。しかし柳さんなら柳さんという人間の場合には健

こちらの方を支給すると、こういう仕組みをつくらなければならないので、昔掛金が、当時の古い時代の厚生年金の掛金で確かに低かったわけですが、でも、厚生年金の支給水準が急激に改善された結果、通年ルールによるあれも相当上がったきておるわけでございます。そこで、共済年金における基本ルールよりは通年ルールの方が高いという結果になりますので、こちらの支給を受ける、こういう結果になっているわけでございます。確かに年金制度が全部一つであればそれはそういう比較というものができるわけでございますけれども、そういう古い沿革をしょってスタートしてきておるそれぞれの制度の中で、いま申し上げましたような通年ルールを共済が取り込んでいる、こういうことから出てくる一つの問題点だというふうに考えるわけでございます。

○佐藤三善君 最後に、時間がなくて大変残念ですが、私がいま言ったような実態が明らかにしておきますように、やっぱり地共済というのは厚生年金よりいいんだ、官民格差だという議論というのは実体が伴っていないと思うんですよ。特に下級職員、現業関係、こういう人たちというのは、現業などはこれからずっと中途採用です。そうなるべくと依然としてよくない、こういったことを立証しておると思うんですね。これはやっぱり厚年のように最低保障額がばちとあって、そこからスタートを切っていないところに問題があるわけですから、そこらの問題を含めてぜひやっぱこの問題は今後検討を基本問題研究会ですか、そういうところも含めて検討していかなくちゃいけないと私は思います。その点をぜひひとつお願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、先ほど、昨年の委員会で決議された中で、たとえば一年おくれの問題とか、最低保障額の問題とか、既給一時金の問題、任意継続の問題等が、これは聞く時間が足らずにきておりますが、これらの問題も引き続きひとつ検討してもらいたいということを要望して、最後に大臣のそれらに対する御見解をいただいて、

私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いまいろいろの御質問がありまして、その中には二、三やはり常識的におかしいというような問題があるわけでございます。制度の沿革の中において、そういう一種のアンバランス的な、あるいは常識に反したような結論が出ておる制度もあるわけでございますが、これを是正するというところについてはわれわれ努めていかなければならぬと思います。せっかく制度全体についての検討も加えておるわけでございますから、貴重な御意見といたしまして、これをひとつ十分われわれも認識をして、そして制度の改善に向かって努力をいたしたいと思います。

○委員長(亀長友義君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、矢追彦彦君が委員を辞任され、その補欠として大川清幸君が選任されました。

○志苦裕君 大臣、いま審議中の法案の所管をしておる局長はどなたですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 局長は行政局長でございます。

○志苦裕君 行政局長はどうして出ていないのですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 実質的には公務員部長がやっておりますので、公務員部長が万事お答えできる立場にございます。

○志苦裕君 説明になりませんよ。法案を提案して、大臣がおいでいただいているからほかの者はいなくていいわけですが、しかし、法案を提出しておいて、責任の政府委員である局長が来ていない。委員長に何かお話しありましたか、行政局長が休むということについて。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 官尾公務員部長も政府委員でありますから、これだけは一応申し上げておきます。

○志苦裕君 政府委員であることはわかっていまして、法案に軽重はないわけですが、御都合があるなら、それぞれ政府も生きた機能をしておるわけですから、部長ももちろん政府委員ですが、その旨当然委員長の方に報告をし、了承を求めているべきだと、私はそのように思います。その点についてどうですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) そういう取り計らいをいたします。

○志苦裕君 まあきょうはいないからやらぬというようなことはしませんけれども……。

それで、五十三年の四月二十七日の交付税法の審議におきまして、地公法四十二条に規定をする職員の保健、その他厚生に関する事項を充実をしようというところが約束をされました、その後の次官通達にその旨盛り込まれたということは承知をいたしておりますが、一体それによつてどのような成果が得られたものか、これを概括的に伺いたいわけでありまして。

ついでに、地方公共団体におけるたとえば厚生制度に関する条例であるとかあるいは厚生制度に関する計画であるとか、そういうものが制定あるいは樹立されている状況はどのようなものであるか。また、それに係る費用、財政上の措置というものはどのような配慮がなされておるか。これらの点についてひとつお答えをお願いしたいと思います。

○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員法の四十二条に、「地方公共団体は、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」、こういうふうな定められていることは先生御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、毎年度地方財政の運営に関する通達等におきましてこの地方団体ににおきます厚生制度の充実につきまして努力をするようにということを述べておるわけでございます。たとえば昨年度におきましては、「公務員能率の向上にも寄与するため、地方公務員法第四

十二条の規定に照らし、健康の増進等職員の厚生について適切な配慮をされたい。」ということをして事務次官名をもちまして各知事あてに通知をいたしておるわけでございます。

なお、自治省といたしましては、このような各地方公共団体で行います厚生事業の実施に関する経費、費用につきましては、地方交付税におきまして国家公務員におけると同額の職員一人当たり年額三千九百円、これは五十六年度の額でございますが、これを措置をいたしておるわけでございます。

なお、お尋ねがありました、各地方公共団体において具体的にそういったものがどういう状況になつておるかという点につきましては、そういった報告を求めておりませんので、そういった資料がございません。

○志苦裕君 一例を引きますが、互助会等も厚生制度の一つですが、たとえば条例で互助会を定めていないところがありますか。

○政府委員(宮尾盛君) 都道府県等ではほとんど条例で定めていると思いますが、数多くの地方団体の中ではそういうところもあると思います。

○志苦裕君 条例で互助会を定めた場合と条例で互助会を定めなない場合、たとえば条例で互助会を定めたりいたしますと掛金の課税免除というふうな問題がございますね。条例で定めなない場合にはそうならないんじゃないですか、その辺どうですか。

○政府委員(宮尾盛君) 条例で定めていない場合には御指摘のとおりでございます。

○志苦裕君 きょうお示しになれぬ、いま持っているというから、その辺の点で不利が出ないようなこれは積極的な指導をお願いをしななければなりませんし、自治省としても、公務員法の四十二条はもう言うまでもなく地方公共団体の義務でありまして、別の言葉で言えば職員の権利でもあるわけでありまして、当然に費用も公共団体が負担をすることをたてまえるわけでありまして、積極的にその辺の実態の把握や助言をお願いしたい

と思います。

私がここで問題にしますのは、法律にある職員の保健やあるいは元氣回復その他厚生に関することの多くが、職員、すなわち組合員が負担をする共済や互助会等に肩がわりをさせられておるというケースが見受けられます。これは言うまでもないのではありませんが、たとえば健康診断をする、成人病検診をする、あるいは福利厚生施設等をつくるという場合には、四十二条に基づけばこれは当局側、地方公共団体の義務として負担になるわけであり、共済や互助会がやってくれなければならないことになり、やはりこれは職員の負担になるわけであり、掛金が折半であるか、その割合は別として、たとえば健康診断をやる、県が二千万円出したら共済が一千万円出して、職員で幾らか持つてくれというふうな形で健康診断が行われるのは、全くこの四十二条の趣旨に反する、義務を怠っておるということになるわけでありまして、その辺の点についてどうお考えですか。

○政府委員(宮尾盛君) 職員の保健あるいは元氣回復その他厚生事業につきましては、四十二条にそういう規定がありますし、ただいま御指摘がありましたように、地方公共団体はこれを実施をしなければならぬというふうな規定がありますので、積極的にこういった事業に取り組むことが必要であるというふうな考えでおるわけでございます。他方、共済組合におきましても、そういう組合員の福利厚生事業は行えるわけでございまして、したがって、中には現実問題として共済組合の方に委託をしたり、互助会に委託をしたりしてやっていると、こういうふうなケースもありまして、必ずしもその境界線がきちっとしていないというケースはあるわけでございます。

ただ、御質問の趣旨は、四十二条の規定に基づく福利厚生事業というものを、地方公共団体も積極的にやるべきであると、こういう御趣旨であり、地方公共団体が手をこまねいておることによって、その負担が互助会なり共済の方に行くこと

とについて御懸念をお持ちしているということだというふうな思いです。私ももしまして、かねがね通達等でそういう指導をしておりますが、今後ともそういう考え方で地方公共団体に對して指導してまいりたいと考えておるわけでございます。

○志苦裕君 大臣、いまの公務員部長の答弁でいいわけですが、率直に言います、健康診断一つとってみても、互助会にもそれに似たような仕事もあるし、共済組合もそれに似たようなこともあるし、地方公共団体それぞれとしてもやらなきゃならぬ。きのう県がやって、きょうは互助会がやって、あしたは共済と、何れも同じ仕事をすることは、いかに公明正統の上ですが、それをいかにして、公共団体が義務としてやらなきゃならぬことを手をはたして、県がやれば県の負担なわけですよ。ところが、共済なり互助会がやるということになります。これは組合員、職員との割り勘ですから、そういうことになりまして、地方公共団体の義務をそちらの方に、まあ放棄をされているということになります。で、そちらの財政ももちろん幾らか圧迫することにもなるわけですが、この辺のけじめはやっぱりきちっとつけて、義務は義務で果たしてもらうということ、いまの部長の答弁どおり、大臣も積極的にその旨指導、助言を公共団体に、大臣の責任をひとつお約束いただきたい。

○國務大臣(安藤子藤吉君) そういう方向で指導いたします。

○志苦裕君 時間もありますから少しカットして次に参りましょう。

その次は、これに似たようなケースなんですけれども、法四十五条の公務災害補償の規定によつて、本来対処しなければならぬケースが起る。ところが、どういふ理由か後で申し上げますが、これを安易に共済組合の短期の方で処置をしてしま

うというケースもずいぶん持ち込まれておるわけでありまして。たとえば、何かけがをした、ちょっとした病気になった。本来ならば公務災害補償でしなきゃならぬのだけれども、手取り早く共済でやる。なぜそうなるかという、公務災害の趣旨だとか手続がよく周知されていないということもありまして。二つ目は、公務災害の方の認定基準が、特に病気なんかのがややこしい。あるいはきわめて制限を受けるというふうなこともある。三つ目は、基金支那の体制あるいは機能というふうなものが非常に弱い。行ってみると、何か県庁をやめたようなのがぼつんと座っているようなところもあります。こういうようなことで、体制が弱いというふうな、その他の理由があるのかもしれないが、そんなあんばいで、やっぱり公務災害補償で対処しなきゃならぬのが共済短期の方に肩がわりだ。

これは結果としてどういふことになるかという、先ほどと同じでございまして、公務災害補償の方の基金といふことが一〇〇%当局の負担になっておるわけですね。共済は組合員も持っておる。言うなら割勘財政ですね。これも同じように、当局が義務を果たすべきところをそっちへちよいと肩がわりというケースになるわけですね。これらのことが結果として共済短期の財政にわが寄つていくという問題につながっていくわけでありまして。この辺の点についてどのように理解していただきますか。

○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員法の四十五条に公務災害補償制度が定められておまして、当然、公務によつて負傷したりあるいは死亡したり、疾病にかかったり、こういう場合には公務災害補償の適用になるわけでございます。ただ、これは十分御承知のとおり、公務に起因をしなればいけないということになっておまして、しかも、この公務災害につきましても、それぞれの団体の負担になるわけでございますから、そこで公務に起因するか否かということについての認定手続というものはどうしても必要になるわけござ

います。

そこで、いま御質問の中にありましたように、そういう認定手続がめんどうであるとかいうようなことから、後遺症が残らないような簡単なものについてはあるいは共済短期の方で措置をしてしまふというふうなケースが確かにあるだろうというふうな思いです。筋道としては、公務に起因するものであればこれは公務災害補償、それからそれ以外のものではあれば共済制度と、こういうことでいくのが当然であらうというふうに思います。私もそういったしましては、これは基金の方にいろいろ指導をいたしまして、いわゆる周知徹底して、いかに基金だより等を発刊をいたしまして、そういう中で公務災害補償制度の周知徹底を図ることをやらせております。

いろいろと基金としても努力をしておるようでございますが、さらにその努力をしていかなければならない、こういうふうな考えをしております。それから支部体制が弱いというふうなことで、そういう事例が共済の方に行つてしまふということにつきましては、できるだけそういうことのないように周知徹底をしていく中で適切な措置を講ずるよう努力をされてまいりたいと考えておるわけでございます。

○志苦裕君 たとえばこれ、実際出されたケースがどれぐらい認定されておるのか。何割ぐらい。

○政府委員(宮尾盛君) 五十四年度で申し上げますと、受理件数が三万二千八百三十四件、認定件数が三万二千八百三十三件でございますから、九九・一%になっております。

○志苦裕君 ほっと認定されているという数字。だから、その数字を見ている限りは問題がないように思いますが、大臣も公務員部長もこれを見てうまいいてるわいというふうに見てもらっちゃ困るんですね。これは、手続きされたものうちそうだったというんですね。そこへ持ち込まないで手帳にやっちゃったという、共済の方に回し

やったというケースはこれではわからないわけですよ。私は、そこへ入ってこないでもう別口で処理をされるというケースが、特に軽易な問題については非常に多い。これは財政的にはばかにならないということはこの機会に指摘をしておきたいこと、こんなことはないと思うんだけど、発生件数がやたらと多いと使用者責任の追及というものもあるわけ。おまえのところはやたらとけがが多いんじゃないかとね。こういうふうなことになるますとあんばいが悪いものだから、別の方のケースに入れておけば別にその分は出てきませんからね。こういう問題、事実私も何件か相談を受けているわけでありまして、先ほどの問題点の指摘のように、また部長答弁ありましたが、ひとつ手抜きがなくていい。

特に、先ほど地方公共団体の責めに属する事項を組合員に分担しておるといふ指摘をしましたが、特にこの問題は、レクリエーションだとか健康増進施設とかというふうなものは少々割り勘でもいいやと、百歩譲ってあれは認めて、その辺の境界があいまいであっても幾らか甘受できることがあるかもしれないけれども、公務に起因する災害、これを共済に回すというところは、職員が負担するということですから、こんなべらぼうな話はない。これはひとつ厳格に取り扱うように指示をしてもらいたい。

時間があれば公務災害の発生状況等も聞きたいところですが、仮に、周りの環境も環境ですから発生状況が残念ながらかさんでおるといふのであれば、それは短期の財政に大変な影響をこれから及ぼしていくことを意味するわけでありまして、その点は特に御要望を申し上げておきます。

その次は、労働安全衛生法による安全衛生管理体制、突き詰めて言えば委員会の設置でもいいんですが、これがずいぶん不備です。言うまでもなくこれは罰則を伴っておるものなんです、念のために、義務設置事業所とその委員会等の設置率、言いかえれば法令遵守率といいますが、これ

どれくらいになっていますか。

○政府委員(宮尾盛君) 五十五年の三月末現在の状況でございますが、総括安全衛生管理者は七・九%、それから安全管理者の場合ですと七・二%、衛生管理者の場合四四・六%、産業医につきましては三四・一%、安全委員会五九・八%、衛生委員会二五%、そういう状況でございます。

○志苦裕君 大臣、いま部長答弁のとおりです。国が法律を設けて、そしてそれを遵守すべき公共団体においてこのていらくというのはいまのことにもって遺憾千万ということになるわけで、大臣、この点につきましては積極的にやっばり対応を講ずるべきだ。まあそういうものがあってもなくても人が出なさいいじゃないかというののも一つの理屈かもしれないけれども、しかし、この種のものは事前に、たった一人の職員であつてもけがしないように、病気になるようにというものが大事なのでありますから、その点、特にひとつ大臣の所見のほどを。

○国務大臣(安藤子藤吉君) これもきわめて重要な問題であります、実績は毎年上がつていまい、この点については会議の席を通じ、あるいは必要によりましては通達等を出しまして徹底方を努力してまいります。

○志苦裕君 そのように大臣の答弁を了承いたして、せっかく努力をお願いします。

その次は、例の追加費用の問題ですが、いわゆる追加費用の過不足の問題が非常に問題になるわけですが、これはどうして生ずるんでしょうね。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

○政府委員(宮尾盛君) 追加費用の過不足というのがどの段階での過不足なのか、ちょっと御質問の趣旨が確にわかりかねるわけでございますが、個々の団体において発生をしておる追加費用の額と、それからそれに対する財源措置的な考え方と理解してよろしゅうございましょうか。——そういう御趣旨であれば、地方公共団体が負担をすべき追加費用につきましては、御承知のように、地方交付税におきましてその所要額を措置を

する、こういうことにいたしておるわけでございます。ただ、その場合に、これは交付税の措置につきましては、御承知のように、標準的な団体につきまして一定の仕組みをつくりまして措置をする、こういうことにいたしておりますので、そういうことから個々の地方公共団体が負担すべき追加費用額と交付税で措置をしておる額との乖離がそこに出てくる、こういうことになっておるわけでございます。

○志苦裕君 ですから、問題は二つあって、いまの段階の方の話は、交付税という仕組み上、ある程度これは抽象的な数字ですから、交付税そのものは、ですから、ある団体は実際に共済へ納める余裕がよいある、あるいはある団体は少ない。交付税で見込まれた額の方が少なくて持ち出す方がよい、こういう問題があります。

〔理事金井元彦君退席、委員長着席〕

交付税は何に使つてもいいわけですから、よけいに来たら橋の一本も、そつちの方へ回すことも可能で、その場合には問題にならないのですが、少ない団体になりますと議会等でクレームがつくわけですよ。何だそんなものにやっばり出すのかというふうな話になります、とかく目くらましが立つ。議会あたりには、これはもう義務なんだというふうなことを言つたてなかなかなうような者もたくさんおりますから、そういう意味で一つは問題になる。

そこで、交付税に盛り込むという仕掛けの上ではやむを得ないのかもしれないけれども、もうちょっと何か工夫がないかという問題点が一つと、それから、地方公共団体が組合の方に納める、そうすると実際に支払った分との過不足というのもあるわけでありまして、納め方が少ないのによりけい支出しておれば、それは基金の方に食い込んでいふことはいくつですか、二つの問題を持つていふことは確かなんですが、一番いいことはと云えば、実績がストレートに動けば一番いいわけですから、何かもうちょっと改善の余地はないものですか。うまい工夫はないですか、これ

は。

○政府委員(宮尾盛君) 確かに、いまの追加費用所要額の実額と措置をしておる額とはそういう違いが出てくる、そこで御指摘のような事例等が出てまいりました問題があることは、かねがね私も承知をいたしておりました、いろいろなことを内部的に検討はいたしておるわけでございまして、ただ、いろいろいままで検討してきている中で、やはり交付税の仕組みというものが、そういう標準的な団体を設定をいたしまして一律に措置をするような仕組みになっておりますので、これ、実態に合うような形に詰めていくのはなかなかむずかしいわけでございます。確かに各地方公共団体で予算措置等のときにいろいろ問題が起きるといふ話も聞いておりますので、さらに何か知恵がないかどうかもう少し研究を続けさせていた

いただきたい。どうも、いまの段階でうまい方法というのがあるわけではありませんが、それにしても何かもう少し検討を続けてみる必要があるというふうに考えておるわけでございまして。

○志苦裕君 では、仮に交付税制度というものがなければ、どつちも地方自治体は自分のお金を適当に使わなきゃならぬのですから、前段の方の分は、あるときには少ないときもあるんだし、あるときには多いときもある。ちょうど除雪費用の見込みみたいなもので、雪が降らないうちうけたり、雪が降つたりすると困るというあたりであるいは納得がつくのかもしれませんが、後段の方の、自治体が納めた分と支払った分の差し引きが不足を生ずるといふのは、これはその財政に与つては大変なことですね。これはしようがないわいとは言つてはおれぬのでありまして、何か適当な、ブールしたお金でも持つておつてね、その辺のものをどう調整するか、何かちょっと工夫があつてもいいと思ふんですよ、これは。その辺ひとつよく研究してください。

○政府委員(宮尾盛君) この追加費用の問題もさうでございますが、各単位共済組合の年金の支払に要する経費につきましては、個々の単位組合

だけではなかなか十分対応し切れないという問題もありますことから、御承知のように連合会——市町村の場合には連合会等をつくりまして、都市の場合もそうでございますが、連合会の中に長期の積立金を積み立てて、個々の組合財政が非常にピンチになったときに全体としてその調整をしていくと、こういうような仕組みを設けておるわけでございます。その中に、かつてはこの追加費用も取り上げるような形でやっておった経緯があるわけでございますが、ところがこの追加費用は、その性格上個々の地方団体がやはり完全に責任を持つべき問題であると、こういうたてまえから、現在におきましてはそういう方向ではなくて、個別のやはり地方団体が所要額全部を当該共済組合に払っていただく、こういう考え方になっていくために、財政措置をしている額とそれから共済組合で払い込まなければならぬ額との間に乖離が出てくる、あるいは完全に共済組合に財政措置がなされない、こういうような問題点が出てくるわけでございます。いづれにしてもそういう個々の地方団体と単位共済組合の問題、あるいは連合会を含めての何らかの措置がないのかどうか、こういう点についていろいろとこれまでも研究はしてきておるわけでございますが、さらにそういう問題の研究を精進しまして、なるべく早い機会にそういう点について問題が起きないような措置を講ずるよう努力をしたいと考えております。

○志苦格君 毎年審議する法案ですから、この次のときまで何にかうまい知恵が出てきますように要望いたします。

責任準備金の通告をいたしました、これは取りやめます。

厚生省、おいででしたかな。——御足労いただきましたが、ひとつわずかな時間しかないんですけれども、企業年金につきまして、きょうはひとつ勉強させてもらう意味でお越しただいたんですが、その種類であるとか普及状況やその内容等について、今後の少し審議の参考にもしたいと思っておりますので、いろいろと御説明をいただきたい。

い。なお、資料等ありましたら御提示をいただきたいと思っております。

○説明員(長尾立子君) お答えを申し上げます。わが国の企業年金制度は、俗に三つの種類があるというふうに言われておるわけでございます。第一は、私どもの方で所管をいたしておりますが、厚生年金基金制度でございます。もう一つが法人税法によります税制適格年金と言われるものでございます。このほかに、企業が独自に設定をいたします自社年金制度がございます。

まず、厚生年金基金制度につきまして御説明を申し上げます。

厚生年金基金制度は、昭和四十一年に発足をいたしましたのでございますが、厚生年金の老齢年金につきまして、定額部分と報酬比例部分という二段階の構成に年金の給付の仕組みがなっておりますけれども、その報酬比例部分が代行し、かつその報酬比例部分が政府本体が実施するよりも上回る給付を行うという条件をいたしまして、厚生年金基金の適用事業所につきまして、大きな会社でございます。御自分のところだけで設置をなすという場合もございまして、また、親会社、子会社という関係で設置をいたしますものもございまして、または同業同士の企業が集まられて、総合型と私ども申しておりますが、そういう形で設置される三つの形式がございます。これにつきまして、加入の条件をいたしまして、設置の条件をいたしまして千人以上の規模で設置をお願いをいたしておるわけでございます。

次に、法人税法による税制適格年金でございますが、これは私どもの所管でございませんで、やや説明を省略させていただきますと思うのでございまして、昭和三十七年に発足をいたしましたものでございまして、企業または団体の被用者のみを加入資格といたしまして、おおむね十五年から三十年の資格を持ちまして退職を要件とする年金を設置するものでございます。これは法人税法上の適格要件を備えた退職年金制度というふうな俗に言われておるわけでございますが、私どもの

厚生年金基金と非常に違いますことは、ただいま千人以上の規模でない厚生年金基金は設置できないということをお願いしたわけでございます。この税制適格年金は社外にこういったファンを積み立てるわけでございますけれども、社外に積み立てます場合に、信託会社が生命保険会社に資金の運用をやらせまして、その場合に、最低の人員規模をいたしまして、生保契約の場合は二十人という小さな規模ですることができます。信託契約の場合は百人ということになっておるようでございます。それと大きな違いは私どもの方の厚生年金基金は終身、つまり亡くなりますまで老齢給付をすることを要件といたしておりますけれども、税制適格年金につきましては、そういう給付の設計の上につきまして相当の自由度がございまして、現実には有期、十年とか二十年とかいう範囲内で給付をするというようなことが認められておるわけでございます。こういったある一定の税法上の適格要件を兼ねておりますと、税法上たとえば年金積立金につきましますものに若干の税法上の特典があるわけでございます。

そのほかの自社年金制度でございますが、この詳細は私どもも知っておりません。企業におきましては、いま申し上げました三つの企業年金をすべてやっておる企業もございまして、それから厚生年金基金だけという企業もございまして、その組み合わせというのは、正直に申し上げます。その組み合わせというのは、正直に申し上げます。現実の事業の概況を御説明申し上げます。

次に、現実の事業の概況を御説明申し上げます。

厚生年金基金本体、つまりサラリーマンの現在の被用者でございまして、これは五十四年度時点で申し上げまして二千四百七十一万四千二人という人数になっておるわけでございますが、このうち厚生年金基金に加入いたしております者は五百七十八万六千人でございまして、二二・四％ということになっております。税制適格年金につきましては五百四十万六千人でございまして、これがやはり

二一・九％となっております。自社年金につきましては把握をいたしておりません。いまこの数字のうち厚生年金基金と税制適格年金が一部重複をしておると思っておりますので、非常に大きなことを申し上げて恐縮でございますが、厚生年金の被保険者のうちの四〇％近い方が何らかの形で企業年金の加入者であるということではないかと、民間の調査によりまして、株式上場会社におきましては、おおむね上場会社のうちの七〇％が何らかの形のこういった年金制度を実施しておるというふうな数字が出ておるわけでございます。

これらの年金の受給の状況でございますが、現在、厚生年金基金の場合には、同じく五十四年度末の数字でございますが、年金受給者は五十二万八千三百五十九人になっております。税制適格年金は、実は税制適格年金を一時金で選択する、つまり退職一時金と同じような形で、企業といたしましては社外に、信託会社、生命保険会社に積み立てますけれども、退職された時点で一時金で選択されるということがございますので、現実には年金を受給しておられます方は数が少のうございまして、四万八千七百六十七人というふうな数字になっておるわけでございます。これは厚生年金の方の受給者で申しますと、老齢年金受給者または通算老齢年金受給者というものと対比をすべきだと思っておりますが、厚生年金本体のこの時点におきまして老齢年金、通算老齢年金の受給者は三百一十三万三千人でございまして、約一三％程度の人間がこういった企業年金を現実には受給しているということが実態ではないかと思っております。

先生お話し、以上のようなものにつきましては、資料の提出をさせていただきますかと思っております。

○志苦格君 資料をいただきました。なお検討をさせていただきますが、厚生年金基金あるいは税制適格年金、自社年金、いまお話しのように、特に自社年金に至ってはよくわからないというお話でありました。これは国の役所で言っていると、どこがこう

いうものを所管をしておるんでしょね。

○説明員(長尾立子君) 先ほど申し上げましたように、厚生年金基金は私どもの役所が所管をいたしておりますが、税制適格年金は大蔵省が所管をいたしております。

○志苦裕君 自任年金の方は。

○説明員(長尾立子君) これにつきましては、行政上の何と申しますか具体的な規制とか介入というのをやっておらないわけでございます。所管省は明確でございます。

○志苦裕君 どうもありがとうございます。

時間が来ましたから、終わります。

○和泉照雄君 共済年金の質問をするわけでございますが、厚生年金に入りますと一番関心が深いのは経営状態ということになってまいるわけでございますが、国鉄の共済年金は、国鉄共済収支計画策定審議会、ここにおいても昭和六十年以降の見通しが立たない状況でパンク状態だと、このようにも言われておりますが、ところで地方公務員の共済はどうかと、自治省の試算では、昭和六十九年ごろには単年度収支がマイナスになって積立金がなくなるのが昭和七十八年。別の試算では七十七年に単年度収支がマイナスになって、八十六年には積立金がゼロになると、こういうことでございまして、しかし私は、この破綻はもう少し早く来るのではないかと、こういうふう非常に心配するわけでございます。その理由の第一は、自治省の方の試算によりますと、年金單位というのとは地方公務員共済全体を一つに考えておられる、しかしながら、もうすでに呉市とかあるいは大牟田市など小さな保障集団が危機に陥っているという例もありますから、他にもこういう例がどんどん出てくるのではないかと、こういうことが一つであります。

第二には、この試算は、全部の積立金を取り崩せるという前提に立っておるようでございまして、けれども、実際には組合員の貸し付け等に回っている分は回収できないのではないかと。こういうことから破綻はもう少し早く来るのではないかと思

うのでございしますが、この考え方は私は妥当ではないかと思うのですが、そこらあたりの見解をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(宮尾盛君) ただいま御質問の中にありましたように、私も年金財政についての試算をいたしておるわけでございしますが、この試算には、当然前提をいたしまして、組合員数を一定にしてみるとか、あるいは給与のベースアップとかあるいは年金改定率を毎年五%程度見込むと、こういうようなことで粗い試算をしておるわけでございまして、その場合にも財源率を据え置いた場合、あるいは一定の前提で財源率を上げた場合、こういう計算をいたしておりますが、確かに御指摘のようにこれは地方職員共済組合の全体の姿を平均的に見たものでございまして、個別に見てまいりますと、私も試算をしておるものよりははるかに早い時期に個別の組合で財政的な問題が出てくるものが相当あり得る。現に、ただいま御指摘がありました呉市とかあるいはそのほか幾つかの都市共済組合について、そういう事例がすでに出かかってきております。

それからもう一つ先生御指摘がありました、積立金を全部取り崩せるといふ前提という点も、これはそういうことには確かにならないわけでございまして、そういう点についても一つの考慮を払っていかねばならないわけでございします。で、そういう意味におきましては、御指摘のように財政状況の悪化の時期というものはもう少し早いところから考えておく必要があるというふうに思っております。

○和泉照雄君 そこで、いま申し上げました呉市とか大牟田市、こういうような小さな保障集団の中でそういうような危機が起こっているというところでございますが、この呉市、大牟田市の共済組合の場合、どのような措置をとっておるものなんでしょうか。現在、三十組合で連合会をつくっておるようでございしますが、一応財政の調整の基本は、仕組みといたしまして、そういうことはできておるようでございますけれども、まだ現に作動しておる

ような状態ではないように見受けられるんですが、どうでしょうか。

○政府委員(宮尾盛君) 都市共済組合は三十の個別の組合があるわけでございしますが、これらが連合会をつくっておるわけでございします。そこで、三十ある都市共済組合の中で、たとえば呉の共済組合、大牟田市の共済組合等につきましては、非常に収支状況が悪化をしておるようでございまして、特に呉市共済組合におきましては、昭和五十三年度から単年度収支が赤字になるといふような状況も出ております。

そこで、こういうことが出てくるのは、やはり組合員数が非常に少ないとかいうようなことから、財政基盤が弱いために出来ておるわけでございします。現在の共済組合制度の仕組みといたしましては、三十の個々の組合が連合会を組織をするというようにいたしました。そして、連合会に長期給付積立金を積み立てて、そして個々の組合の収支が悪化した場合にこの積立金の方から所要の資金を交付する、こういう制度を設けておるわけでございしますが、まだ連合会から呉の共済組合等に対してこれが交付をされるという事態までには至っておりません。呉市自体については、単年度では赤字になってきておりますが、まだ積立金がございますので、そういう状況までには至っていないわけでございします。

一応こういう仕組をとって個別の組合の財政に対処をしようというようにいたしました。しておりますので、一応の機能はこれで果たせようと思っております。けれども、年金財政というものの将来といたしましては、年金財政といたしましては、いまのこういう連合会での長期積立金の仕組みだけで十分対応できるかという点、これは非常に問題があるところでございます。そういう点からいまして、共済組合の年金財政の将来にどういう対応の仕方をしていくべきかということが非常に大きな検討課題だといふふうに考えておるわけでございします。

○和泉照雄君 いま御答弁があったとおり、連合

会のそういう組織が果たして正しく機能するかどうかという点は大変な疑問があるということでございます。やはり相当検討を要することではないかと思ひます。

私が九十三国会の質問をした中で、地方公務員共済の年金單位は幾つあるのかということ質問したわけでございしますが、十六單位あるということとで実態をわかってございしますが、国家公務員共済は昨年の四月に四共済が連合会に加入することによって統合を進めておるようでございします。今回は改正案の中で地方団体関係の団体共済組合が地方職員共済組合に統合することになったとありますが、これはもっぱら行政改革という観点から行われておるようで、やはり單位は十六と改定いたしました。これは、この統合によるメリットといたしましては、行政改革といふよりも単なる員数合わせのような感じがするわけでございしますが、この統合によるメリットといたしましては、行政改革といふよりも単なる員数合わせのような感じがするわけでございします。

○政府委員(宮尾盛君) いま御質問の中にもございしましたように、団体共済組合を地方職員共済組合に統合することにしたところでございします。これは五十四年度の十二月二十八日の閣議決定に基づいたものでございまして、行政改革という観点から特殊法人を整理をする、この一環として行おうといたしております。

そこで、こういう統合をすることのメリットでございますが、特殊法人の数が減少すること、このほか、統合することによりまして役員の数も減少できまこと、それから団体共済組合に属する事業計画とか、あるいは予算等に関しましては、事務等が簡素化される、こういうことがそのメリットであらうかと考えております。

○和泉照雄君 いまの御答弁のとおり、共済年金の方にとってもメリットは余りないと、こういうふうには理解するわけでございしますが、先ほどの私の九十三国会の質問のときには、自治省の方としては、地方公務員共済の十六單位の統合なり一元化をする必要があると、このように答弁をされて

○政府委員(宮尾盛重) 附帶決議等で懲戒処分者に対する年金の給付制限を緩和すべきであるという点についてであります。これは、給付制限をしております考え方は先ほどたびたび申し上げたところでございますけれども、その給付制限について見直せという御議論は、これはかねがねそういう議論が出されておりましたこと、それから昭和五十四年の共済年金制度懇談会におきましても、「当面早急にとり上げるもの」という項目の中で、その点については再検討をしてみる必要がある、こういうふうな指摘をされまして、また附帶決議等でもそういうった御意見もちょうだいいたしましたので、今回この給付制限について、廃止は先ほど申し上げましたような理由からできないと考えたわけでございますが、緩和する方向で措置をすることにした、こういうことになりましたわけでございます。

○和泉照雄君 私はやはり共済年金を、企業年金としての共済年金の面と公的年金としての共済年金の面と、両方考えていかなければならない時代がもう来ておるのじゃないかと、こういうふうに思いますし、また、将来避けて通るわけにいかない問題ではないか、こういうわけで提起しているわけでございます。

そこで大臣、お尋ねをしますが、やはり共済年金を将来改正に向かっていろいろ考える場合に、この企業年金としての共済年金の面と公的年金としての共済年金の面とを分類して考えていかなければ

ればならない、そういうような方向づけも大事ではないかと思うんですが、大臣いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 私の方からちょっとお答えを申し上げたいと思いますが、いわゆる基礎年金構想というものを踏まえての御提言といえますか、御質問であらうというふうに考えるわけでございます。基礎年金構想につきましては、昭和五十二年十二月の社会保障制度審議会の建議におきまして、「基本年金」という名で提言されたものを初めとして、いろいろなものが提言をされておるわけでございます。そこで、そういうような問題を踏まえ、年金制度につきましても、制度がいろいろに分かれておる問題とかあるいは長期的な費用負担の問題とか、いろいろと公的年金制度全体を通じて解決しなければならぬ問題がたぐさあるわけでございます。

そこで、いまのそういう基礎年金構想というものの、今後の年金制度のあるべき姿というものを考える場合に、一つの非常に貴重な御意見というふうに考えるわけでございますが、そういった建議につきまして、現在の社会保険システムをとっておりまして、国の公的年金制度の基本にわたる非常に大きな問題でございますので、なお今後それにつきましては慎重に検討をしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いま部長から申し上げたのであります、私、そこまで突き詰めた年金についての検討をいたしておりますから自信を持ってお答えはできませんけれども、とにかくこれははっておける問題じゃないことだけは強く認識をしております。

それからまた、共済年金は公務員制度の一環であるということも私は理解できると思えます。しかし一面、おっしゃるとおり、企業年金のな色彩もあるんじゃないかという御指摘でございますが、その点も私は理解はできると思えます。その辺を十分に考慮いたしまして、今後における地方公務員共済制度の、何と申しますか、制度の改

善、確立というような問題には取り組んでいかないとはいえぬだろう。これは、統合の問題と両方あわせて、そういう問題はきわめて重要な問題だということをお認めをいたしているわけでございます。

○和泉照雄君 先ほど厚生省の課長から説明を受けたときに、民間の企業というものは厚生年金のほかにいろいろとやっておるわけですね。将来、共済年金との格差ということ等がいろいろ問題になってくるんじゃないかというようにおっしゃいますので、やはり検討事項として検討をしていただきたい。

次は、昨年の六月に共済年金制度基本問題研究会が発足をしておりますが、それからもう一年になろうとしております。この検討経過について御報告をお願いしたいと思います。

○説明員(野尻栄典君) 昨年の六月から大蔵省に共済年金制度基本問題研究会というのを設けまして、いま先生からお話ございましたとおり、ほぼ一年経過したわけでございます。この研究会では次のような三つの課題につきまして御検討をお願いしているわけでございます。

第一の課題は、年金財政を踏まえた職域年金制度としての今後の共済年金のあり方の問題。給付水準や給付要件に関する抜本的な見直しというテーマでございます。第二の問題は、いま申し上げては、他の公的年金制度との整合性やこれらの給付との調整を今後どうすべきかといったような問題でございます。三番目のテーマが、当面する国鉄共済の問題を含みます全体の共済年金財政の今後の問題、以上の三つでございます。

この研究会におきます検討状況につきまして、昨年の六月に発足して以来今日まで十二回の会合を重ねておりますが、現在までのところは共済年金制度の現状あるいはその問題点等について総論的な御検討をいただいている段階であります。今後回を重ねるに従いまして総合的視野からの細部にわたる専門的な検討を行っていただくとともに、制度改正のための基本的方向を見出していただくのではないかと、私も期待をいた

るわけでございます。

○和泉照雄君 発足当時には二年をめどに答申を出すという予定のようでありましたけれども、聞くところによるとことしの秋ごろに中間報告を出す、このように聞いておりますが、一説には国鉄共済組合収支計画策定審議会の答申が昨年の十二月に出されておりますけれども、これが五十九年度までの暫定計画しか組めなかった、つまり六十年年度以降の見通しが立たなかった、こういう状況であるために、研究会としてはとりあえず三つの検討課題の一つである年金財政問題についての中間報告を出す、こういうことであるようでありますが、果たしてそういうことであるのかどうか。

○説明員(野尻栄典君) 先ほど申し上げましたように、この研究会の検討期間のめどをいたしましては、おおむね二年程度が必要ではないかと当初考えていたわけでございますけれども、いまおっしゃいましたように、国鉄共済の年金財政の危機的な状況がより鮮明化したという事象が、昨年からことしにかけて参りまして、そういったことも考慮して研究会における検討を少しお急ぎにしたい、できればことしの秋ごろにその中間的な取りまとめをお願いできればありがたいということとを研究会で私どもの方からお願したことは事実でございます。ただ、その取りまとめは国鉄共済対策だけの取りまとめということでは必ずしもございません。

○和泉照雄君 次は、定年制法案との関係について御質問を申し上げますが、現在定年制法案が参議院に送られてきておるようでございますが、これが仮に通過した場合に、退職年金を受けることはできなくなる方が相当に出るのではないかとおっしゃいます。昭和六十年に定年制がしかれたがゆえに無年金者とならざるを得ない者が相当出てくるということになりまして、地方公務員の場合一体どれぐらいの人たちが定年制のために無年金者になるのか、お答え願いたいと思えます。

○政府委員(宮尾盛君) 定年制度が実施をされた

場合に、共済年金の受給権を有しない者がどの程度あるかということでございますが、共済年金の受給資格がない者はおおむね二・一％程度の方々であらうというふうに考えております。ただ、いわゆる無年金という場合に、先生も御承知のように、いわゆる通算退職年金の制度があるわけでございますので、通算退職年金の制度を適用してもなおその年金の受給資格がない方というのはこれらのうち非常に限られた数になってしまふ。ほとんどの方がそういう国民年金下の現在におきましては通算退職年金の受給資格を持っておる、こういうふうな考えられるわけでございます。そういう意味での無年金者というのは非常に限られた数になるというふうに考えております。

ただ、これは通算退職年金の受給資格があるかないかということにつきましては非常に詳細な調査をしませんと出てまいりませんので、具体的にそれがどれだけの数かということはお答えしにくいわけですが、非常に限定された数だというふうに私も考えておるわけでございます。

以上でございます。

○和泉照雄君 私が質問しておるのは、定年制法案がもしも通った場合、それが出されない場合には当然年金の受給の二十年というところで何とか食いつないでいったような人が、六十というところになりますと、それで共済年金の制度ぶつと打ち切られる人がどれだけ出てくるかと、通算とか通年とか何とかそういうことは論外にして、ただ定年制法案が出たためにそういうことになる人が何％、何人ぐらいいられるか。

○政府委員(宮尾盛君) 先ほどお答え申し上げましたように、共済年金については受給資格が二十年なければいけないわけでございますので、そういう意味で共済年金だけで受給資格がないということになると予想されますのは、六十年三月末において六十歳以上の職員で組合員期間が二十年未満の者と、それからそのときに六十歳未満でありましたが、六十歳まで在職しても組合員期間が二十年未満の方々、こういう人たちがあつて得るわけ

す。それを合せて大体全体の二・一％程度であらうと、こういうふうに考えております。

○和泉照雄君 何名ぐらいですか。

○政府委員(宮尾盛君) ですから、三百万の二・一％でございますから、数にいたしましたして約六万三千名程度であらうと推定をいたしておるわけでございます。ただ、先ほどつけ加えて申し上げましたように、通算退職年金制度があるわけでございますので、そういう制度が適用になつて通算退職年金が出る方がこのうちの大部分の方であつて、それも受給資格がないという方は非常に限定をされるということをおぼつてつけ加えて申し上げたわけでございます。

○和泉照雄君 いまの、この問題になつております無年金者については、自分の責任でそういうことになつたんじゃないかと、国の施策でそういうふうなことになるを得なかつたというふうになりますから、何らかの救済措置を考へていかなければならぬ、こういうふうに思つておるわけでございますが、厚生年金の特別措置としては、四十歳以降の十五年の組合員期間がある者に対する年金の支給の制度を考へておるようでございますが、地方公務員の場合はどういふようなことを考へておるのでしょうか。

○政府委員(宮尾盛君) 非常に限られた数だと思ひますが、定年制度が実施された場合にそういう方々も出てくるのが予想されますので、私どもといたしましては、これは国家公務員の場合と共通の問題でございますので、関係のところとも御相談をしながら、厚生年金制度におきまゝ継続、長期の制度等を参酌をしながら、経過的な共済法上の措置によりまして対処するよう措置をいたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○和泉照雄君 次は、寡婦加算と遺族年金の問題についてお尋ねをいたします。

九十三国会で寡婦加算の額の厚生年金と同様の引き上げを私は主張したわけでございますが、今回の改正案で本年の四月から実現することになつておつて、そのことは一歩前進だと評価するわけ

でございます。しかし、厚生年金や恩給など、いずれも昨年の八月から実施となつており、共済の方は八万四千円から四万円もおくれ損があるわけでございますが、このおくれ損を何とかできないものか。九十三国会の法案審議の際に私は、厚生年金や恩給と同じく五十五年の八月の実施を強く要求したわけでございますが、自治省もこの五十五年八月からの実施を政府部内で相当強く要求をされたように聞いておりますが、できなかった理由は何かあるのか、お伺いしたいわけでございます。

○政府委員(宮尾盛君) 寡婦加算についての経過を申し上げると少し長くなりますので、そこは先ほど御答弁を申し上げたわけでございますが、厚生年金等との比較におきまして、おくれる分についてさかのぼつて措置をすることができるといふか、これは、私どもといたしましては政府部内において真剣にいろいろ検討したわけでございます。しかしながら、こういう年金制度の改正につきましましては、さかのぼるということが非常に異例な措置であるといふことであります。それから、寡婦加算の引き上げ措置につきましましては、これは、御承知のように、本人が退職年金な

りあるいは老齢年金等をもつておられる場合には、その給付調整措置を講ずるといふことが厚生年金においても行われておるわけでございます。仮に、厚生年金の方で寡婦加算の引き上げが行われたときまゝさかのぼつてそういう措置を行うといふことになりまゝと、すでに裁定をしておる方々の年金について減額をしなければならぬといふケースも出てくるわけでございます。かえつてそういうことになりまゝと非常に法律的にも問題が出てくる、こういうこともございまして、それらを総合的にいろいろ考慮をいたしました結果、さかのぼることについては問題があるわけではございません、こういう結論に到達をいたしましたわけでございます。

この点につきましては、各共済組合同じ措置にいたしておりますし、また、それぞれの審議会に

おいてもこれにつきまして御了承を賜つて、こういう措置をいたしておるわけでございます。

○和泉照雄君 厚生年金では、加給年金額については、従来は国家公務員の扶養手当の額で定められたものを、昨年から変更して二倍から二・五倍の大幅な増額を行つたわけでございますが、共済年金の扶養加給については、国家公務員の扶養

手当の改善になつて引き上げておるだけであつて、今回の改正案に盛り込んでおらないわけ、自治省の方の答弁としては、関係省庁間で検討が詰めておるようでございますが、その後検討がなされたのか、今回の小増額引き上げが結論なのかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員共済年金制度におきまゝ扶養加給の問題でございますが、これは現行どおりに据え置くことにいたしております。

そこで、そういうことになつておる理由でございますが、昨年の厚生年金保険法の改正におきまして、加給年金の額について公務員の扶養手当の改善を上回る大幅な引き上げと給付調整ということが行われたわけでございますが、この考え方は、夫婦世帯の年金水準を充足する一方で、単身世帯と夫婦世帯との間の年金水準の分化を図るということを考へてそういう措置を行つたわけでございますが、こういうような考え方を直ちに共済年金制度の中に組み込むことについてはなお検討をする余地がある、検討すべき問題が非常に多い、こういうことが一つの理由でございます。

また、第二の理由といたしましては、共済年金制度におきましては遺族年金を除きまして加給年金制度は導入されていないわけでありまして、加給年金制度の導入をすべきかどうか、給付算定方式の見直しをすべきかどうかという問題につきましましては、これは共済年金制度の根幹にかかわる非常に基本的な問題でもございまして、相当期間にわたつて少し検討してみることが必要である、こ

うことであります。

そこで、そういう理由から、制度全体にわたる加給年金制度の問題を検討をしないで遺族年金の扶養加給のみを引き上げようといふことはいろいろ問題がある、こういうことから見送つたわけでございます。

なお、この加給年金制度というものを今後どういふふうにかつて共済年金制度の中で考へていくべきか、こういうことにつきましては、いま申し上げましたように、基本的な検討をしていかなければならぬので、この際、暫定的な措置といたしまして加給年金については従前どおり据え置くことが適当であるといふことで見送りをしております。この基本問題につきましましては、共済年金制度基本問題研究会において加給年金の取り扱ひを今後どういふふうにかつていくべきか、検討、研究が進められておるわけでございますので、その結果を見ながら関係省庁とも協議をして検討を進めていきたいと思つておるわけでございます。

○和泉照雄君 私は九十三国会で、やはり共済年金の場合でも厚生年金になつて寡婦加算の大幅な増額を早急に行うべきであると、このように主張したわけでございますが、これは、理由としては、遺族年金の水準がきつめて低い、本来遺族年金の改善は給付水準の引き上げによつて行うべきであるけれども、そういうふうな正法をやつておるならば、これはなかなか時日がたつというふうなことで、遺族年金の受給者の生活というところを考へれば待つたがかけられないといふ、そういうような考え方から主張をしたわけでございますが、寡婦加算の大幅な増額、二倍から二・五倍という大幅な増額の措置は、したがつてあくまで暫定措置といふにすぎない、このように理解するわけでございますが、遺族年金の改善の問題については、二倍から二・五倍という大幅な増額をしたのでこれ最終だとは思ひつてよろしいですか。

○政府委員(宮尾盛君) 遺族年金の支給水準の問題等につきましては、かねがねいろいろな御

意見を賜っており、また、附帯決議もいただいておりますので、これをどうするかということでございますが、たびたび申し上げておりますように、非常にこれは基本的な問題でもありまして、各共済年金制度あるいは他の公的年金制度にも通ずる問題でもありまして、やはりある程度の時間をかけて、基本的な検討をしなければならぬわけでございます。そういう意味から、今回寡婦加算の引き上げを行ったことにつきましては、遺族年金の改善はこれで終わったんだというふうに私どもは考えておるわけではございませんで、いま御指摘ありましたように、基本的な問題がある程度結論が出るまで時間がかかるので、他方で寡婦加算額が相当引き上げられているという現状にもあるのに共済年金だけはどうもおきくわけにはいかないと、そういうことから、ある意味では暫定といえますが、基本問題とは別に、当面の措置をそういうことでやったら、こういうふうに御理解をいただきたいと思っております。

○和泉照雄君 遺族年金の支給水準の改善の問題については、研究会でも取り組んでいることでもありますが、そういうところの検討結果を待って検討をしてみたいと考えております。

○和泉照雄君 ところで大臣にお尋ねをしますが、いまもちょっと言及をされたようにございまして、遺族年金の給付水準、これは国際的に見ても日本の場合は非常に低いようで、大体五割でございますが、外国の場合は六割から七割という例が多数見受けられるわけでございます。二人の世帯が、一人が亡くなるから単純に五割という、そういう算術計算ではなくて、二人世帯の場合でも、共通経費を考へて給付水準を引き上げるべきである、こういうふうに考へるわけでございますが、大臣の所見を。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私もそう思いますが、基本的な問題を検討するにつきましても、やはりそういう方向でいま検討されつつあるというふうに私は理解をいたしております。

なお、各般に影響のある問題でございするから、ある程度の時間はかかると思ひますけれども、そういう方向で検討をされておるものと承知をしております。

○和泉照雄君 今回、遺族の範囲の見直しが改正案に盛り込まれておるようでございますが、この改正は現状をかなり変更するものだけに相当重要な改正である、このように考へるわけでございます。何か非常に唐突な提案をされてきたような感じがしないでもないけれども、従来生計維持要件を必要としなかつた組合員期間が十年以上の者の妻に、なぜ生計維持要件を必要とする改正を行ったのか、それが第一点。

また、国家公務員共済組合審議会答申には、寡婦加算の大幅引き上げと短絡的に結びつけたものとしておられますけれども、この点についてはどのように考へるか。この二点についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮尾盛君) 共済年金制度におきましては、遺族となるための要件につきましては、現行制度におきましては、組合員期間が十年以上の者の配偶者につきましては、死亡した者の生計維持関係係を必要としなかつたという扱いになっておるわけでございますが、これを今回、組合員期間十年未満の者につきましては生計維持要件を必要とする、こういうふうになつておるわけでございまして、それと同様に生計維持要件を必要とするということにいたしましたわけでございます。

それで、こういうふうになつたのは、そもそものは共済年金制度におきまして遺族年金の給付要件は、原則的には死亡した者との生計維持関係を基礎的な要件としておるわけでございますし、また、組合員期間十年未満の者の配偶者との均衡を考慮する必要があることを考へまして、組合員期間が十年以上の者の配偶者につきましても、同じ制度内での整合性を図つていきたいという考へ方から、他の遺族とその要件を合わせることに適當だと、こういう考へ方でその要件を合わせることにいたしておるわけでございます。

そこで、今回、寡婦加算の額を引き上げることとあわせてこういう遺族年金の範囲の見直しをいたしましたわけでございますが、寡婦加算の額を引き上げることといたしましては、これは先ほども御答申申し上げましたように、遺族年金の基本的な問題の見直しについてはなお相当の時間がかかる、こういうことから、厚生年金等とのバランスも考慮いたしまして、寡婦加算の額を当面引き上げると、こういう措置に踏み切つたわけでございます。そして、この寡婦加算の引き上げと遺族年金の範囲の見直しというのは連動して行つたわけではございませんで、全く違つた観点からそういう改正措置を行つたわけでございます。まあ短絡的に結びつけるではないかという御批判はあるようでございますが、決してそういう考へ方ではないわけでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○和泉照雄君 御承知のとおり、公務員は共かせぎが非常に多いと、このように言われております。特に地方公務員は教員などに共働者が多くございします。また、奥さんが小さな商店を営んでおる場合もあると考へられるわけでございますが、遺族年金の場合、組合員が死亡したときに奥さんに相当の収入があり、一たん生計維持関係がないと判定をされまると、その後その奥さんの収入が急激に落ち込んだ場合であっても遺族年金は支給されないということになるわけでございます。ところが、同じ改正でも国家公務員共済審議会の答申が、この点についてかなり消極的な見解を持ったのも、そういう点を私は危惧しておるのじゃないかと、このように思ふわけでございます。こういうような改正をしたという中で、遺族の範囲は縮小すると私は思ふわけでございますが、生計維持関係の判定というのには相当な慎重さがあつてしかるべきだと思ひますが、こういうような事例が起つたときにはどういうような救済措置をとるのかということ等も含めていろいろと検討されなければならぬ問題ではないかと思ふんですが、御所見をお伺ひして私の質問を終わります。

○政府委員(宮尾盛君) 遺族の範囲を改正することに伴ひまして相当大きな変動が出るのではないかと御懸念だと思ひます。私どもも、そういう点については非常に大きな変動を来してはいかぬというところは十分考へたわけでございます。配偶者の生計維持関係の認定の具体的なやり方でございますが、死亡をいたしました組合員と生計をともした者のうちで、「当該組合員の死亡」当時の給与の額をこえる所得を将来にわたつて有すると認められる者以外の者その他これに準ずるものとして自治大臣が定める者」につきましては、生計維持関係があつたものとする、こととされておるわけでございます。

そこでこの場合の、「これに準ずるもの」として自治大臣が定める者」という取り扱ひでございますが、組合員の配偶者でありまして、その組合員が死亡したときに定められていた掛金の算定の基礎となる給料の最高限度額、これは今回の改正では月四十二万円になるわけですが、その十二倍、つまり一年間、十二月分に分けて相当する額以上の恒常的な収入を有すると認められる者以外の者がこれに該当する、こういうふうにしておるわけですが、少し法文に従つてややこしい説明を申し上げましたが、端的に申し上げますと、年収額が五百四万円未満の方につきましては実質的に遺族として認定をします、こういう取り扱ひをこれまでいたしてきておりまして、したがつて生計維持要件を必要とするというふうに改正をしたことによつてその遺族の範囲が非常に大きく動くということがほとんどないというふうに私どもは考へておるわけですが、全く影響がないわけではありませんが、そういうふうにも、非常に小さい範囲の変動である、こういうふうにも考へておるわけでございます。

○神谷信之助君 幾つかの点で具体的にお尋ねをしたいと思ひます。

第一の問題は、扶養親族の認定問題です。まず最初に、人事院の方にお伺ひしますが、「人事院細則九七一」扶養手当の支給手続」の

四項ですか、この共働きの家庭の場合ですね、ここで、「その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができ」とあります。「その職員が主たる扶養者である場合」というこの判断の基準ですね、この点について伺います。

○説明員(林博男君) 扶養手当についてのお尋ねでございますけれども、先生御承知のとおり、扶養手当は職員の届け出を待ちまして任命権者あるいはその委任を受けた者が認定する、こういうことになっておるわけでございます。その認定の基準につきましては細則で決めておるわけでございまして、これは、いま先生お示しのとおり、いわゆる共働きの場合は、職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合、この場合につきましては、主たる扶養者がだれであるかということとを基準として認定するわけでございまして、その場合に、主たる扶養者ということでございますけれども、これはやはりその家計の実態でございますかと社会常識と申しますか、そういうものを根拠にして判断する、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 それじゃ、自治省に伺います、自治省の主たる扶養者についての判断も、人事院のいまの見解と一緒にございまして。

○政府委員(宮尾盛君) 私ども地方団体を指導する場合、人事院の方から御答弁がありました。考え方に従って指導をいたしております。

○神谷信之助君 四十三年三月一日のこれに関する各省連絡協議会ですか、その通達がありますね。「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」、これの①の①ですか、これには、「被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として夫の被扶養者とする」と、こういうふうな、原則的には夫が扶養者であるという見解が出ています、これはまずこういう通達を出した趣旨、理由、その点をお伺いします。

○政府委員(宮尾盛君) 夫婦共かせぎの場合の被扶養者の認定につきまして、これは先ほど御答弁

がありましたように具体的な認定をしていかなければならないわけでございますが、そこで、いまお示しになりましたこの社会保険各省連絡協議会の四十三年の通知といえますか結果でございますが、これはいろいろ協議会で検討をいたしました結果、被扶養者につきまして、扶養手当あるいはこれに相当する手当の支給が行われている場合にはその支給を受けている者の被扶養者とする、これが基本的な考え方でございます。これをお持ちであれば、その①の③に記載をされておる事項でございまして、これを、そういう具体的な扶養手当等が支給されておればその支給を受けた者の被扶養者とする、その他の場合には、妻の所得が夫の所得を著しく上回る場合その他特別の事情がある場合にはこれは①の②でいく、それ以外の場合には原則として夫の被扶養者として取り扱う、こういうふうな考え方によって書かれておるといふふうに私どもは理解をしておるわけでございまして。

何でこういう取り扱いをするかということでございますが、これは夫婦が異なった被用者保険の被保険者である場合には、制度ごとにその認定の取り扱いが異なる場合も出てまいります。そうなりますと、ある場合にはその被扶養者として認定が受けられないという方が出てまいったり、場合によっては二重にその被扶養者となる、こういうような非常に混乱をした事態も出てまいることが予想されますので、そういう事態を回避するために、各社会保険制度間を通じて統一した取り扱いをしよう、こういうことでこの取り決めといえますか考え方の統一を図ったと、こういうふうな理解をいたしております。

○神谷信之助君 おっしゃる通りに、③のところでは「扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行なわれている場合には、その支給を受けている者の被扶養者とする」と、こうなっておりますね。そうすると問題は、扶養手当またはこれに相当する手当の支給が行われるかどうかということが問題になるわけです。だから、そのときに扶養

手当の支給を受ける者、扶養手当の支給を受けている状態ですね、だから逆に言う主たる扶養者はだれかということでしょう。その主たる扶養者というのは、それは先ほど人事院の方から答弁がございましたが、家計の実態とそれから社会的常識ですか、あるいは社会通念といいますが、そういうことですね。このところですが、家計の実態というのがなぜ主たる扶養者の一つの理由になるのか、ちょっとその点もひとつ、どちらからでもいいですけれども、お答えいただきたい。

○説明員(林博男君) これは、その認定を受けようとする者の生計をだれが主として維持しているか、こういうことでございまして、やはり家計の実態ということが一つの判断の基準になる、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 だれが、逆に言えばどちらがよい収入があるかということになるわけですね。で、夫の方が普通は収入が多いだろうと、それで大体夫を主たる扶養者と。それで、妻の方が収入が多いという場合、これらの基準というのはどういふように考えられているんですか。

○説明員(林博男君) これはやはりケース・バイ・ケースでございまして、その家計の実態、生活の状況というのは、これは職員の家庭家庭によつて違うわけでございまして、これは一律的にどうと、こういうことでございまして、あくまで個別に認定する、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 私は、それはもうちょっと先で聞きます。その点自治省の方は、そういう点について一定の何か基準なり何なりを示しておられますか。

○政府委員(宮尾盛君) 格別基準というものを示してはおりません。

○神谷信之助君 県によつて、この主たる扶養者の判断基準について、一定の、たとえば夫婦と子供一人の場合はどうかあるいは三人になった場合はどうかというものを標準生計費を基礎にして判断をするというふうなところは幾つかあるん

じゃないですか、どうですか。

○政府委員(宮尾盛君) 私どもとしては、一般的な指導をいたしまして人事院が指導をされておられますような一般的な考え方を地方団体に示しておるわけでございまして、具体的に個々の地方団体がどういふ取り扱いをしているのかという点については個別に承認をいたしておらないわけでございます。いまのようなところがあるのかどうか、ちょっとそこはつまびらかではございません。

○神谷信之助君 それではたとえば夫婦の子供が、妻の方が給与が高い、収入が上だということと妻の扶養家族になっている。そのうちに夫の方も昇給してきますから、そうするとあの標準生計費なんかで計算をして、三人の場合にはこれだけだと。その毎月の標準生計費と比べて夫の給料が妻の給料が上なんです、夫の給料がこの三人家族の標準生計費を上回るということになると、扶養家族はこっちは移れというふうな、扶養家族手当の支給は夫の方に変わるといふようなことはあり得るわけですか。

○政府委員(宮尾盛君) 具体的な事例といいますが、そういう個々の団体での取り扱いが非常に細部にわたることでございますので、私どもとしてはその点は承認をいたしていないわけでございまして。ただ、共かせぎの場合に、先ほどのような基本的な考え方によってどちらの方の被扶養者にするのかと、こういうことにつきましては、国の場合もそうでありまして、地方団体の場合にも、いろいろな書類等を提出をいたしまして、本人の申し立て書等も見ながら実態に合ったその判断といえますか、認定をしておるといふふうに私どもは考えておるわけでございまして。

○神谷信之助君 県の名前は別にいたしますが、一つ具体例がありますから申し上げます。これは県立高校の教員を奥さんがやっているわけですね。そういう場合ですね。昭和四十九年に子供二人の扶養を認められた、その際に夫の収入証

ただ、いま具体的な事例でいろいろ御質問があったわけでございますが、その事例にあるように、何か標準的な生計費というものを決めてやるというようなことが、果たしてそれが家計の実態なり社会の常識というものに合うようなものになっているのかどうか。そこが一つ議論があるところだというふうに思います。

それから、それについて監査の結果返還命令が出たとかというようにございしますが、そこらの問題につきましては非常に具体的な事例でありますし、どういう理由でそういう物差しをつくり、それがどういう経過でそういう事態になったのかということがわかりませんと責任ある御答弁はいまできませんので、その点はお許しをいただきます。

○神谷信之助君　そういうことになりましたから、それじゃ具体的に言いますが、大分県です。大分県の県立高校の婦人教師ですね。その場合です。大分県にはいま言ったようなこんな基準があるんですよ。基準は、標準生計費で四人世帯の場

それをもとにして、だから毎年人事院報告に基
いて数字自身は変わってくるのだらうと思ひます
が、それでやっておられるんですね。

いま申し上げましたように、私はちよつと先ほ
どのどちらが主たる扶養者かという認定の問題に
ついては異議ありますけれども、いづれにしても
人事院もおっしゃっているようにケース・バイ・
ケースだし、そしてこの場合は妻の扶養親族と説
定をしておりながら、それで夫の方の収入がぐつ
と上回つたというならまた別ですけれども、妻の
方が上であるにもかかわらず、それはいもう不当支
出だから返せといふところまでいくといふのはち
よつとこれは無理がある。少なくとも無理がある
と思ひますのでひとつ実態を調べていただいて善
処してもらいたいと思つてゐますが、いいですか。

○政府委員(宮尾盛君) 具体的な御質問でございますので、関係のところに事情を聞いてみたいと思っております。

○神谷信之助君 いまの言いますと、約三十万円は六月までに返せとかいうようになっておるようです。ですからいづれにしても、調査をしてしかるべき善処をしてもらいたいというように思います。

それから第二点は、先ほどから同僚議員が問題にしておりました寡婦加算の問題と遺族年金の給付水準の問題です。この寡婦加算の問題は私も、昨年の五月十三日ですか、当委員会では指摘をして、そしてもうすでに修正といいますが、そういう削除をされる厚生年金の方の動きもあるから、その点で不利益にならないようにという点をお願いしておいたと思っております。しかし結局、八月に遡及することはできない、またこの制度自身が遡及にならないという御回答ですから、結果としてはやむを得ないことになってしまった。私はだからもうそれ以上言いませんけれども、しかし、そのことはやっぱり事務当局に非常に大きな責任がある。遡及できるならまだ被害を与えずに済みますけれども、結局、結果として遡及できないということになったというところについては、非常に責任がある。先ほどから同僚議員が皆指摘をしたように、そういうことが起こる、修正になって削られますと、だからそのことは考えなさいよというのを事前に五月の段階で指摘をされておるわけですね。しているわけですが、われわれの方は、ところが、実際にはできないという結果になったということについてのこれは責任はひとつ十分考えてもらいたい。再びこういうことのないように、どうすればいいのか私はわかりませんけれども、十分考えてもらいたいということを申し上げておきます。

それからもう一つ、給付水準の引き上げの問題ですね。これも先ほどから同僚議員が指摘をしておりましたので繰り返すことはいたしません、ただ申し上げたいのは、この共済法の審議の議事録

をずっと見ていますと、附帯決議がしばしばやられて、それに対してどうだということや質問をすると、答弁は地味だけの問題ではないということや、いろいろ関係の共済の方と一緒に研究をしておりますということやと来ているんです。

よ。だから、そこに私は非常に大きな問題があるというように思っています。共済法の審議も毎年あるわけですが、その毎年の審議議事録をずっと見ても、まだ結論は出ないということになってしまふ。だから、この点、給付水準の引き上げの問題、それはいろいろ問題があることはわかります。しかし、国会として七割を目指してまず引き上げないで、それを検討しないといふところまで——七割だったですか、八割か七割、そういう決議までやっているわけですから、繰り返す。だから、この見通しですね、次の、来年の共済法の改正案を出すときまでにはできそうなのか、一体どの程度かかるのか、だからだらうといつてもかからざるを得ないという問題なのか。この辺はいいがですか。

人事院の方、結構です。どうもありがとうございます。

○政府委員(宮尾盛君) 附帯決議をちょうだいをして、たびたびこのことについて御答弁を申し上げておるわけですが、これもしばしば申し上げておりますように、遺族年金の給付水準をどうするかということにつきましては……

○神谷信之助君 いやいや理由はもう何遍も同じように聞いています。

○政府委員(宮尾盛君) いろいろやはり基本的に検討しなければならぬ重要な問題でありますし、直ちにその結論が出るというふうな、そういう問題ではないわけでございます。したがって、共済年金制度を通じて、さらには公的年金制度全体を通じて、遺族年金の水準というものをどういうふうにしていくのか。これは今後におきま

ていつまでということを上げられる状況ではないということや御理解いただきたいと思っております。研究会等でもこの問題は鋭意検討を進められておりますので、そういう状況を見ながらさらに検討を続けていきたいと思っております。

○神谷信之助君 研究会は二年をめどに、二年ぐらいいというところから、来年、五十七年ぐらいいは結論は出るわけでしょう。

いま、初めの方のお話を聞いてみると、この一、二年ではないということ、根本問題だからという話ですと、大体共済制度、年金制度全体をよほど大きく統合するなり、変えるなりという時期にしかそれはできないなど、だからこれは言うているだけあはみたくない話だという感じも受けるし、研究会の結論を待つと言われるなら、来年一応の結論は出る、そうすると、それに基づいて作業がもっと具体的に進むということになるのかどうか。その辺はいいがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 研究会での研究も、これはいわば専門家に集まっていたらだまして、貴重な御意見なり研究をしていただいております。貴重でございますが、いわゆる共済年金グループでの研究でございますが、他の厚生年金等を通じた公的年金制度全体として共済年金制度も整合性のある制度づくりをしていかなければなりませんから、研究会で仮に何らかの考え方が示されたとしても、直ちにそれでいいんだということにはならないというふうに考えるわけでございます。私どももいたしましては、仮にそういう研究会で何らかの考え方が出てくれば、さらにそういうものを土台にいたしまして、公的年金制度全体の検討方法等もいろいろ見きわめながら、遺族年金の問題についてさらに研究、検討を進めていくということにいたしたいと考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 それではなかなか百年河清を待つような話になってしまいますが、これは大臣、もう繰り返して言いません。ほかの各同僚議員もいままでこの問題に触れて、しかも重要な問題だということば強調されておりますから御理解いた

だいておると思うんですが。したがって、これ、他の公的年金制度との関連なんか出てきますから、この問題を早期に解決するという点ではきわめて政治的手腕が発揮されないと、そして関係閣僚の中でそれでいいという構えにならないとなかなか進まない。事務レベルでは進む問題ではないというように私は思っています。この点ひとつ大臣にお願いしておきたいと思うんですが、御所見を聞かしていただきたいと思っております。

○国務大臣(安孫子藤吉君) これは、言うまでもありませんが、大変複雑であり、財政の問題もある、それから負担の問題もある、そういうことが全部絡んでのことでございますから、いろいろ検討をいたしても、早急な結論というものはなかなか大変だろうと、こう私は思っております。しかしながら、国会の決議もあるものでございまして、その方向についてはその異存のある問題ではございませんから、それをどういうふうになしていくかということについては、自治省にいたしまして努力をしてみたいと思っております。

○神谷信之助君 それでは、次の第三番目の問題に移ります。

これもしばしば当委員会に取り上げてきた問題ですが、既給一時金控除の問題です。この研究というのは一体どうなっているんですか。前進しつつあるんでしょうか。まず、その辺からお聞きしたいと思っております。

○政府委員(宮尾盛君) 既給一時金の問題でございますが、これもたびたび御議論をいただいておりますが、結論的に申し上げますと、なかなか実現することはむずかしい問題だと考えておるわけでございます。

まず、地方公務員共済年金におきまして退職一時金の制度につきましては、御承知のように五十五年一月から廃止されたわけですが、それまでの間に退職一時金の支給を受けた者が再び組合員となつて再退職する、こういうような場合には、再退職して退職年金の受給権が発生した場合、ある

いは退職一時金の支給を受けた者が再び組合員となることなく廃疾年金の受給権が発生した場合、こういうようなときには、前後の組合員期間を通算をいたしまして算定したその退職年金の中から前に支給を受けた退職一時金を調整をする、こういうことになっているわけでございます。この調整につきましては、退職一時金の基礎期間一年につきまして一定率を控除する、こういうことになっています。この制度は国家公務員共済組合の制度と全く同じ仕組みをとっておりまして、その趣旨とするところは、重複支給の不合理を避けて受給者間の公平を図る、こういう見地から設けられておるわけでございますので、この控除方法を地方公務員の共済制度だけに変えるということは、国家公務員共済組合制度との関係からいきましても、これは困難であるわけでございます。

それから、これもかねがね御議論のあります旧年金制度において支給された一時金の取り扱いの問題でございますが、これにつきましても現行制度では、従前の年金制度の適用期間につきましても、新しい新制度の組合員期間に通算をしようとする。これは通算する方が有利になるわけでございます。これは通算する方が有利になるわけでございます。それから、そういう措置を講ずることによりまして、ただしその場合に、従前の分については従前の制度のルールによりまして算定した額というものを合算しますが、すでに支給された一時金については同じルールで控除をする、こういう仕組みをやはり設けておるわけでございます。

こういうようにいたしております関係で、この違った仕組みというものを控除する際にとれないか、こういうかねがねの御意見でございますけれども、これは合算するときと同じルールで差引いておるわけですから、これはそういう意味では制度の体系を崩すという意味で非常に困難だということに考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 まあ困難なことはわかるんですがね。大臣、これは去年のときに具体的に申し上げたんですけれども、ちょっと聞いてもらいたい

んですがね。

去年の三月三十一日に勤続二十九年半で五十六歳で退職した。この人が、昭和三十五年の七月に一たん退職して、そしてその退職一時金を十六万二千六百円受け取った。退職一時金を三十五年にももらったのは、だからこの十六万二千六百円、三十五年当時、それが再就職して、そして先ほど言いましたように昨年三月末でやめた。ところが引かれる方は、年に二十六万七千六百二十八円を年金から控除される。もらったのは三十五年当時の物価ですから、三十五年からのインフレになつていきますから、貨幣価値が違ふかもしれぬけれども、少なくとも十六万円ももらったのが二十六万円引かれるわけですから、去年は、ことしはそれ以上に引かれます。毎年この金額は上がっていくんです。死ぬまで続くのです、ずうっと。年金の支給を受ける限り、こういう状況なんです。それから、この退職一時金は去年の法改正でなくなつたわけですね。だから去年から以降はこういう人は出てこないけれども、去年まででやめた人は、こういう人がこれからますます出てくるわけです、当分の間。

あるいは、いまも宮尾さんから話があったように、廃疾一時金もあるんですね。病気になる場合に、廃疾一時金、これも同じように引かれていく。しかもそれは、たとえば病気で二十年未満で退職した五十二歳の人ですが、四十九年の十二月の三日に初診を受けて、五十一年の三月末に退職して、そのときは一時金はもらっていない。一年半たないと廃疾年金の認定がないわけですから、その後廃疾年金が認定される。そしてそのときに返還一時金が七十二万四千二百円おりました。ところがその控除が五十二年が十四万九千何がし、五十四年はさらにふえていく。大体五年たてば七十二万円分は返還することになるだけけれども、これもずっと続くわけですね。

この退職一時金も廃疾一時金の場合も、これはそんなになるんやたらかなわぬからもらいまへんと言つて断つてもあかんです。いやおうなし

に受け取られるわけですね。これはもらわなしようがないでしょう。そうなっているんですよ。それでもらつたら最後、ずうっと今度は年金をもらうときに控除されるというのですよ。最後に宮尾さんが言いました旧年金の場合は、もらうかもらわぬかという選択がありました。だから、もらわぬかった人はこういう被害はないけれども、当時やっぱもらつた人の方が多かったんですよ。ね。もらつたら損やという話はだれもしてくれへんものやから、もらえるものもろうとくかと、こうなります。これがずうっといま続いているんです。

確かに私はこれを解決するのは非常にむずかしい問題があるかもしれぬけれども――ぼくは、だからゼロにしないとは言わぬ、そのときももらった金額を、その後の物価上昇といふんです、インフレ率を掛けて一定の額を出して、そしてそれを何年かで払う。五年なら五年、十年なら十年で控除してもらふ。あとはもうよろしいというようにするのがきわめて合理的ではないかと言つておるんです。

これは結局全共済に関係するんですか。国公と地共だけですか。
○政府委員(宮尾盛君) これは、共済年金制度全体に通ずる共通問題であります。
○神谷信之助君 これはほかの共済では問題にならないのですか。地共済の皆さんの方がやいやい言っているだけでほかのところは余り問題にしてい

ないんですか。
○政府委員(宮尾盛君) 私ども、他の共済年金制度でこれが非常に議論されているというのを聞いてはおります。
○神谷信之助君 聞いていない。
○政府委員(宮尾盛君) はい。

○神谷信之助君 私が三年か四年前に一遍取り上げて「赤旗」で報道したときには、国鉄の退職者の人たちが相当がきが来ましたが、どうしてもこれはやめてほしいと。ところが、国鉄共済自身の問題だからそうならぬ。私は、国会でもう三回か

四回目になるでしょう。だから他の共済の方にもこの問題を出して、実際にそのようなことは合理性があるのかどうか検討してもらわないと、事務的には困難かもしれぬが、しかし方法はいふ言つたようにあるわけですよ。年金受給資格があつて年金がもらえるというときにその時点でやめて、それで前の一時金を一定の計算をして――これは計算できるわけですから、その金額を決めて、そしてその分を控除していくと、これはわかりやすい。とにかく十六万でも五十万でも金ももらった、それを死ぬまでオーバーしようが何しようが払い続けなきゃならぬ、これはちよつと道理に合

わぬというふうに私は思ふんです。
この点、去年は後藤田さんが大臣でしたが、事務方の方からはなかなかむずかしいんだという説明を私は聞かされておるけれども、聞いてみると不合理じゃないかという気もする、困難だけれども一遍研究してみようという話が去年もあつたんですけれどもね。だから地共済の方は、国会でも地行でしか問題になっていないというならば、ほかの共済にも一体どうなのかという問題をかけ、もう少し私は親身になってやってもらわないと、どんな物価が上昇すれば金額がふえていくわけですから。そういう仕掛けになっているんです。この辺ひとつ大臣いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 御指摘の問題は、附帯決議の中にもある問題でございますので、もちろん他の共済年金を担当しておる省庁としても承知をしておるわけでございます。私ども、そういうことが附帯決議につけられて、こういうことについては、その関係のところ十分話をし全額の手を打つ。ただ、この問題については、いま申し上げましたように共済年金制度全体に絡む問題であるということと同時に、その在職期間を通算するということから出てきた問題でございますので、そういう点から出た問題でございまして、すでにもつておる一時金について控除をする際にどういうやり方が一番合理的か、こういう考え方のもとに一つの割り切り方をした、割り切つておる制度だと

いうふうな考えでおるわけでございます。そういう際に、もっと有利な方法、年金受給者の立場から見れば有利な方法があるではないかというのが御指摘の点だと思ひますけれども、そういう点について、総合的に勘案した場合になかなかむずかしい問題だということを申し上げておるわけでございますが、共済年金制度の中ではこういう問題が提起されているということは他の省庁も知っておることでございまして、さらにこの点について研究をしてみろという点につきましては、私どもも研究をすることはやぶさかでないと考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 ちよつとしつこいようですが、もうちよつと私は気に食ふぬのですがね。前に一時金をもらつておいてまた年金をもらつたら二重取り、通算すれば二重取りになります、それはわかるのです。だから、その前にもらつたやつを返してもらうたらいんでしよう。前に払つたやつをまた戻してもらうたらいんでしよう。十萬圓借りた金をいつまでも、百萬圓になるのが二百萬圓になるのが返し続けなければいかぬというばかな話はない。十年前の十萬圓がいま百萬圓になつておるのやつたら、その百萬圓を返せばいいんでしよう。そしてそれ以後は切つたらいい。死ぬまでそれが続くという考え方が私はどうも、サラ金よりひどいじゃないですか。どんどんふくらんでいく。毎年毎年控除されておつても、毎年返す金はふえていくんだから、死ぬまでは。だから、それは不合理でしよう。それは不合理じゃない、合理的やとおっしゃるのですかね。もう一遍ひとつその点はきりきりしてもらいたい。

○政府委員(宮尾盛君) すでに支給を受けた一時金をどういう方法で返していくか、この返し方の問題でございまして、先生のおっしゃるような一定の額を基礎にしまして何らかの補正をしてやつたらどうかと、そういうお考えも一つはあろうかと思ひますが、これは、一時金を受けた期間というものを一つの根拠にいたしまして、一定のルールで返すと、こういう方法もいとつてある一つ

の方法でありまして、そういう方法もあり得るわけでございます。確かに両方の考え方があるわけでございますが、この点については、一つの御意見として、それは私も研究をいたしてみたいと思ひますが、現在の方法自体をいたしまして、それが、法律それ自体が一つの非常に合理的なといひますか、考え方になつたルールであるという点もこれは否定できないわけでございます。そういう点についてなお御議論を参考としながら研究をいたしてみたいと考えております。

○神谷信之助君 どうも宮尾さん、自分が一たん決めたものがもうすべて絶対合理的なものだといふ考え方というのは、ぼくは思ひ上がりだと思ひますよ。一時金もらつても、それ返したらいいんでしようが。だから、それがいまの貨幣価値にして幾らになるか。そして、その金額を返すのに五年かかる、十年かかる、それはそれだけの人の年金額によつて違ひますわね。だから返し方はこのルールでやればいいと思ふ。それでその人が借りた金というか、先にもらつたやつをもう返したら、それ以上取るといふような都合なことはないでしよう。しかしあんたの方では、中には途中で亡くなる方があるかも知れない、そうしたらそれは取れへんやないか、おかしいじゃないか、そうすると年金財政からどうやると。それはそうや、破産して、破産になつた場合にはどうにもならぬでしようが。だから債権が幾らあつたつて、その何分の一でどうするかというの、これは債権者会議で決めるわけだ。特にこの場合は、本人が、受給者が亡くなればしょうがないわけだ。長生きすればそれはいつまでも年金はもらえるかも知れないけれども、長生きしなかつたら打ち切られる。これはもう権利があつたが亡くなつたからあとの十年分よこせというわけにもいかぬと思ひますよ。それはそういうものだから、途中で亡くなつたりして年金の受給資格が喪失するといふ場合が起これば、返済は途中でとまつてしまふ、それはしょうがないわけでしょう。しかし、やめてから二十年も三十年もずっとやつて、その

まま二十年でも三十年でも払い続けているんだ。とうにその一時金でもらつた金額をいまの貨幣価値に直しても払つてゐるのに、それ以上取るというのはいささか金にやとやということになりませんか。

○政府委員(宮尾盛君) まあ考え方の問題ではなからうかと思ひわけでございますが、年金の額といふのは先生も御承知のように、組合員期間といふものを基礎にいたしまして、それに、その最終といひますかの段階での給料月額を掛けるわけでございます。したがつて、ある期間公務員として在職をいたしまして、そしてやめて、そこで一時金をもらつて、それから再就職をした場合、こういう場合には、そこですべて切つていきますとこれは非常に不利な形になりますので、全部つなげて計算をする。この場合に、すでにその年金の額を計算するときには、前の期間も一応最終の給料が基礎になるわけでございます。そしてその期間について控除する場合にもその前の期間分を控除する。要するに期間控除といふ考え方でございますから、そのときに計算される控除額が、当然それはまあやむを得ないことでございまして、そういうふうな期間通算をすることの方がメリットがあるからこそそういうつなぎ方、期間をつなげて支給をするという仕組みをとつたわけですから、そこは一つの考え方としてやはり、こういう制度の考え方というものが、絶対に申し上げるわけではありませんが、一つの考え方になつた制度であるといふふうには私も理解をしておるわけでございます。

そういう意味で、これを当時もらつた金額と比べると非常に多くの額が控除されるのではないかと、これもまあ一つの立場からの議論といひますか、考え方ではありますが、いまの制度もそれなりの一つの考え方になつたものだといふことでありますので、直ちにこれをそういうふうにおつしやるように改めなければ不合理であるといふふうにはまあ言えないのではないかと。

なお、そういう点については一つの御意見として承つて、さらに研究する点については研究をしてみたいと、こう考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 こればかりやつてゐるわけにいきませんから、次に移りますがね。

ただ、もう一点ちよつと申し上げておきますが、退職一時金をもらつたわけでしょう。そして、それはそれまでの組合員期間の掛金に見合つて退職一時金は出ますわね。それはそれで一応清算は済んだと、こうなります。再就職して、今度は通算しますからね。だから、確かに退職一時金もらつた分は、ぼくならぼくが払つた掛金の分はもう済んでゐるわけだ。だから、通算をするといふならもう一遍掛金を払つてもらわなきゃいかぬと、こういう理屈はあるわけでしょう。だからその分は結局退職一時金になつてゐるわけでしょう、結論といたしたら。そうしたら、その退職一時金に見合う貨幣価値の上昇分、それに見合つたものを、その額もありますが、何年かでは返させりやいわけ、それがいつまでも、二十年でも三十年でも続くといふのは、そんな理屈はどうしたつて成り立つはずはない。

だから、十年働いてやめて退職一時金をもらつた。それで掛金の分は済んだと。それを通算する場合、この組合員期間の掛金に相当する分といふのは、言うならば退職一時金の金額で計算をされているわけだ。だからその分を、二十年かかるのか何年かかるのか知りませんが、一定額がくればやめて、切ればいいわけだ。だから、五十五なら五十五でやめた人が、三十年やつたとして八十五ですわね。このごろずつと寿命が延びていきますから。そうすると、八十五になつても九十になつてもまだ払い続けていなきゃならぬという理屈にはならないはずだ。仮に百歩譲つて、その掛金の分がさらにあるんだと、退職一時金だけじゃなしに掛金の分もあるんだとおつしやつても、それはもう十五年なり二十年なりすれば清算されるはずではないか。それが三十年でも四十年でも、生きてゐる限りは続くといふのは、そんな

計算方法というのはあり得ない。それは、大体いままで退職金のいろいろな給付、年金のやつが、当初は七十ぐらいの年齢で、六十五ですか、大体それぐらいの年齢を平均的寿命として計算されている。そうしていろいろとされていきますからね。それがますますと高年齢になっていきますから、いろいろ変わってくるでしょうね。そういうことも、返す方もそういう点は変わってきていますからね。だから、それらを含めてやっぱり検討をしてみたいというように思います。

もうこれ以上これで時間とれませんから次にいきます。

次の問題は、最低保障の適用者といいますが、いわゆる三十七年の新共済になる以前に、旧共済時代に退職をした人の問題です。これもいままの問題にしておりますからわかると思いますが、市町村共済で結局最低保障額が適用されておるとい

う人が、旧法関係ですね、これは約九四％ぐらい、地共済の場合でも約九〇％ぐらいというように聞いておられるわけですね。これが新法になってからは、先ほどもちょっと出ていましたように、厚年ルールとの選択権がありますから、先ほど御指摘があったように大体みんな厚年ルールに変わっていきますからね、最低保障額の適用は免れると、こうなります。ところが、旧法時代の人は選択ができないのですから、こういう状況になってくる。特に市町村共済になりますと、当時の、三十七年以前の市町村の状態といまの市町村の状態とは大きく変貌していますからね。だからそういう時代の人たちというのは、さっきもあつたように、給料月額自身が低い、したがって最低保障額の適用者が非常に多くなるという問題です。私、九割なり九四％の人が最低保障額を受けるを得ないという状態というのは、これはちょっと余りにも不自然過ぎるのではないかと、このとで前回も申し上げたんですけれども、これ、そういう制度の移り変わりがあつてそういうことが出てきたのでやむを得ないんだとおっしゃられればそれまでですけれども、これを解決していく方

法というものはないのかどうか、この辺はいいかでしょう。

○政府委員(宮尾盛君) 地方職員共済組合が支給をしております旧年金制度の退職年金受給者のうちで、最低保障の適用者が非常に多い旧国共済法及び旧市町村共済法の退職年金受給者につきましては八六％程度となっております。それから、新法の退職年金受給者の場合に比べて非常に多いというのは御指摘のとおりでございます。

そこで、これらの旧年金制度の年金の引き上げ額につきましては、これまでも恩給受給者等との均衡等を考慮しながらそれに準じた改正を行ってきておりました、今回もそういう改定措置を行ってきておるわけでございます。さらに、そういう退職年金等最低保障額につきましても、恩給の最低保障額の引き上げ措置と同様に措置をしてきておる、こういうことについておるわけでございます。

それで、多いということとは問題ではないかというところでありますが、この旧共済法の退職年金者についての支給水準というのは、低いからこそのいう最低保障という制度を導入したしまして引き上げ措置を講じておるわけでございます。これの該当者が多いからこその割合を低めるようにというものはなかなかこれはむずかしい御注文であるというふうな私どもも考えておるわけですが、いま申し上げましたように、恩給制度の改正措置等に準じながらそれなりの改善措置をしておりまして、特に最低保障額についてはそういうことを従来からやってきておりますので、そういうことでこれを御理解をいただきたいと思うわけでございます。

なお、この旧年金制度にも通年方式を導入できないかというところがございますが、これは恩給制度に通年方式というものが導入されていないというのとは先生も十分御存じのことだろうと思ひます。そういう意味からいたしまして、この旧年金制度というのが恩給制度に準じた制度であるということから、それとのバランス上これは、恩給制

度が導入しないならこちらでやるというのはこれまた非常にむずかしいわけでございます。そういう意味で、大変困難な問題だということをぜひ御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○神谷信之助君 恩給制度の問題とも絡むということは前回もおっしゃっているもので、だからその絡みもあるけれども、さらに私は、やっぱり八割なり九割の人たちが全部最低保障額の適用をやらなきゃならぬという事象というのは、それでそういうことが起こってきた原因というのはわかって

いるんだから、それを改善していく、困難ではあろうけれども、それこそいろいろ工夫をしてもらわないとできてこないわけですね。これはひとつさらに引き続いて検討してもらおうということをお願いをしておきたいと思ひます。

その次の問題に移りますが、その次は共済組合の責任準備金の移換の問題です。

もう時間がありませんから少し早くやります。が、本法の四十一條、それから施行令二十二條の第一項、これで共済組合責任準備金の移換の問題が規定をされております。施行令十五條の三項で「この準備金率は「自治大臣の定める方法により算定する」、こうあつて、実際はこれが決ま

っていない、まだ自治大臣が定めておられない。したがって、この共済組合の責任準備金の制度といいますが、移換の問題というのは実際には実施をされていらないというように伺ひしていますが、いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 御指摘のとおりでございます。

○神谷信之助君 なぜこれはできないわけでしょう。

○政府委員(宮尾盛君) 法律でその責任準備金の移換をすべきだということが定められておるわけでございますが、これには実際問題といたしましていろいろなむずかしい問題があるわけでございます。従来からもいろいろ検討をしまいたしたわけでございますが、そのむずかしい理由といたしまして、一つには、責任準備金の移換額を計算を

す。

なお、最低保障額につきましてはこれまでも努力しておりますが、今後もさらに引き続き努力をしていきたいと思っております。

○神谷信之助君 恩給制度の問題とも絡むということは前回もおっしゃっているもので、だからその絡みもあるけれども、さらに私は、やっぱり八割なり九割の人たちが全部最低保障額の適用をやらなきゃならぬという事象というのは、それでそういうことが起こってきた原因というのはわかって

いるんだから、それを改善していく、困難ではあろうけれども、それこそいろいろ工夫をしてもらわないとできてこないわけですね。これはひとつさらに引き続いて検討してもらおうということをお願いをしておきたいと思ひます。

その次の問題に移りますが、その次は共済組合の責任準備金の移換の問題です。

もう時間がありませんから少し早くやります。が、本法の四十一條、それから施行令二十二條の第一項、これで共済組合責任準備金の移換の問題が規定をされております。施行令十五條の三項で「この準備金率は「自治大臣の定める方法により算定する」、こうあつて、実際はこれが決ま

っていない、まだ自治大臣が定めておられない。したがって、この共済組合の責任準備金の制度といいますが、移換の問題というのは実際には実施をされていらないというように伺ひしていますが、いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 御指摘のとおりでございます。

○神谷信之助君 なぜこれはできないわけでしょう。

○政府委員(宮尾盛君) 法律でその責任準備金の移換をすべきだということが定められておるわけでございますが、これには実際問題といたしましていろいろなむずかしい問題があるわけでございます。従来からもいろいろ検討をしまいたしたわけでございますが、そのむずかしい理由といたしまして、一つには、責任準備金の移換額を計算を

いたしますためには、その組合のすべての組合員、ですから年金受給者及び通年待機者につきましての責任準備金の総額と、それから異動者個人の責任準備金の額を計算をしなければならぬわけですが、それをやるということになります。これは、毎年度すべての組合員の前歴とか給料等並びにすべての年金受給者及び通年待機者の年金額等の実態をきつとつかないければならぬということがあります。そして、そういう資料を基礎にいたしまして、財源率の再計算と同じ程度の非常に複雑な再計算を実施をしなければならぬわけでございます。こういうことが必要となつてまいりますので、そうなりますと非常に膨大な事務量と多額の経費が必要になるわけでございます。

それから、第二の理由といたしましては、具体的な移換額につきましては、異動者個人の責任準備金の額に、その組合が年度末において積み立てるべき責任準備金の総額に対して現実にとれだけ積み立てているかという割合を掛けて計算をするということになっていくわけですが、積み立てるべき責任準備金の額と現実と積み立てている額というものの割合が、これは組合ごとに非常に格差があるわけでございますので、そこでそういう格差がある状態で移換をするということになりますと、いわばもう過ぎたところ——もう過ぎたところ、不足をするところ、それから多くなるところ、こういつた問題が出てまいりまして、そこに組合間でのいろんな不均衡が出てまいります。こういう状況がありまして、現実問題としてこれはどういうやり方で実施をしていいかということの具体的な方法がまだ煮詰まっていないうわけでございます。ただ、いづれにしてもこれは法律で定められていることでもありますし、具体的な方法等につきましても関係省庁とも協議をしながら引き続き検討をしてみたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 これは引き続き検討をするところ、これは引き続き検討をしてみたいというふうに思います。いまのお話を聞いていますとね、これはちょっとやそつと検討してもできそうもないような話なんです。そうすると、実際にできないことを法律で決めたということになるのかどうか。この辺はどうなんですか。

○政府委員(宮尾盛君) 非常に厳密なやり方をしていくということになると、事務的にも、あるいは経費の面から言いますと、とてもできないような状態だろーと思ひます。何らかの簡便措置が設けられないかどうかが、これが一つの研究課題でありますし、そういうことで各関係の共済組合間でもよろしいという合意ができればこれは実現できないことはないわけでございます。そこらところを目下模索中という状況でありまして、果たしてそういうことがうまくいくかどうか、まだ自信はないわけでございますが、引き続き検討をしてみたいという、かように考えております。

○神谷信之助君 これは全国的にそうだろうと思ひますが、たとえば府県なんかをやめて市町村で総務課長になったりあるいは収入役なり助役になる人も大分ふえてきています。特に、学校の校長先生をやっているという方が市町村の教育長になっていくというのが大分あるんですね。これはそういう点で、京都で言いますと、聞いてみると、京都府の共済あるいは市町村共済聞いてみると、やっぱり市町村共済が一番被害が大きくなっている。学校の校長さんですとずっと高くなつてきます。そうすると、その掛金は全部教育共済に行くんでしょ。だから、市町村の方に来はつてからわずかの間にしてそしてやめはつたら、通算してやらないかぬ。そうすると持ち出しちゃう。これは高齢化社会が進むにつれてどんどんふえてくる。そういう事例が大きくなつて、いままでのままではおいてはどうにもこうにもしょうがない事態が近く予想されるということ、それそれの共済の中で、連絡会議なんかでは最近問題になってきているようすがね。いまおっしゃったように、余り精緻にやろうとすると事務量が膨大になつて実際上は不可能になつてしまふ。だから、ある程度の平均でいくか、簡便な方

法を考へざるを得ない。やっぱりそれを早くやつてもらいたいというのが非常に現場、単位組合では強いんですね。

せつかく法律で決めておきながら、自治大臣はこれを定めるとなっているのに、自治大臣が定めぬとほつたらかしにしておつたら、またそんな役に立たぬ法律を国会ででないして決めたんやと言われても困るんですね、これは。

だから、ひとつこれは早急に、いまおっしゃつたように研究してもらつて不安のないように——もう不安を感じておられるようですから、早急に結論を出していただきたいというふうに思ふんですが、その点よろしいですか。

○政府委員(宮尾盛君) 早急にといひますが、非常に早くそういうものができるといふ自信は、先ほど申し上げましたように、率直に言つてないわけですが、できるだけそういう方法を早く生み出すように努力をする、こういうことではないかと考えておるわけでございます。

○神谷信之助君 では、その次の問題、これはいろいろ聞き方がありますが、給与所得のみに限定をされている高額停止措置の問題ですね。この高額停止措置を給与所得のみに限定をされている理由というのはどこにあるわけですか。

○政府委員(宮尾盛君) 高額所得者につきまして年金の支給を一部停止をすると、こういう措置をいたしておるわけでございますが、この給与所得に限定をした理由といたしましては、御存じのように、共済年金の制度は給与所得者が将来一定の年齢に達したとき以後その生活の安定のためにあらかじめ予定することができると保障の制度でありますから、給付の制限を行う場合におきましても、やはり給与所得の金額によって判定をするのが適当だと、こういう考え方が一つ。

それから、仮に給与所得以外の他の所得を含めて高額所得者である組合員の年金受給に対する期待給与所得者を定めるということになりますと、権というものを制約することになるのではないかと、こういう考え方から、給与所得に限定をして

と、こういう考え方から、給与所得に限定をしてこういう措置を講じておるわけでございます。

○神谷信之助君 昭和五十四年度の「勤しう退職者の再就職の状況調査」、自治省の勧奨退職に関する調査ですね、この資料を見ますと、勧奨退職者数が四万五千五百九十五人、これに対して再就職した人が一万六千七百九十四人です。だから三六・八%なんですね。大体六割余りの人が結局再就職しないで年金その他の収入で生活をやつておられるということになりますね。だから、この人たちが全部が給与所得以外の所得が相当あるというように言い得ないとは思ひけれども、いづれにしても給与所得以外の所得で生活をなさっているわけですね、六割ぐらいの人が。ですから、こうなりますと、たとえば給与所得が六百万円以上で年金が百二十万を超す場合にその半額をカットする、全額カットではないわけですが、そういう措置がとられる。しかし、それはいろいろ不合理な問題をやっぱり生ずるのではないだろうか。たとえばAさんは、給与所得が六百万円で他の利子所得とか不動産所得などがゼロだといひますと、これは高額停止が適用されるわけですね。ところが、Bさんの場合に、給与所得が五百万で、利子所得、配当所得、それらが仮に二百万あるところ仮定しますと、この場合は高額停止は適用されない。Cさんの場合は、自営業に転じて、事業所得が六百万円、利子所得が百万円あったとすると、この場合も高額停止が適用されない。だから、退職後の所得が他の不動産所得とか利子所得とかあるいは自営業ですね、事業収入とか、そういうことであつた場合には、仮に六百万円以上の所得があつてもこの高額停止は適用されないということですね。だから、理屈としては就職をして給料を基礎にして老後の所得をある程度保障をするということ、年金はそれを対象にしているんだからそれだけでいいじゃないかということもありませんが、実際の実生活のそういう感覚から言つと、この点では非常に理解できない。そういう事例というのも起こっているんですよ、実際に。

そこで、簡単に言いますが、所得税法では所得には給与所得のほかにも利子所得とか配当所得、不動産所得、事業所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得、こういうようにあるもので、だからこういったものを含めた総合的な考え方、これをひとつの問題で考える必要があるのじゃないだろうかという点を問題の提起をしてみたいと思うんです。

だから、給与所得以外に他の所得を加えるとか、あるいは給与所得に一定の所得を加える、あるいは総合所得にする、そういう改善を考える余地はあるのではないかと、その点についてひとつ検討してもらいたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮尾盛君) 高額所得者について一定の年金の支給停止を行うというこの措置の考え方のご意見ですが、いま御質問の中にありましたように、公務員として退職をいたしました、さらに同じ給与所得者として再就職をするような方々で、相当程度の月給といえますか給料、給与を現に受けておられる人たちについては、これがいかにも共済グループから離れたといえます、その共済年金の支給については、満額でなく何らかの制限をしていいのではないかと、こういう考え方からこの制度ができておるわけでございます。したがって、先ほど申し上げましたように、その制度のつくる目的がそういうことでございますので、給与所得に限定をする、こういうことがやはり合理的であろうと、こういうふうに考えておりますし、その他のいろいろな、いまお述べになりましたような所得まで含めてこれを適用するという点につきましても、やはり公務員を退職をした場合に、退職年金がどれだけもらえるかという一つの年金受給に対する期待権というものを大幅に損なうおそれがありますので、そこまでの制度を伸ばすことがいいのかどうか、そこは非常に疑問があるところだといふふうに考えておるわけでございます。したがって、現段階で給与所得以外の所得まで含めるといふ考え方は私どもも持っ

ておりませんし、他の共済制度を所管しておるところでもそういう考え方はいまいちと考えておる次第であります。

○神谷信之助君 これは私は、おっしゃるように高額停止措置というのは、当然といえますかね、必要な措置だといふふうに思っていますね。たとえば、よくマスコミでも問題にされるように、高級官僚が渡り鳥でそして非常に大きな給与所得を得ながらまた退職金はその都度もうととか、そして片方でまた年金ももらっているというようなことが批判をされておるわけですから、この点はひとつそういう意味では、所得が六百万を超えるときは、年金額の百二十万を超える部分についての二分の一ということですから、わずかなことだといふふうに思っていますけれども、しかし、給与所得以外の所得がどれだけあっても適用されないという、この点でまだもう一つそういう点では国民の理解を得るということにならぬのではないかと。年金の原資が五七・五％が地方公共団体の支出ですからね。そういう点からいっても、そういう住民の納得が得られる内容にする必要がある。だから、対象にする者をどれだけ以上は対象にする、あるいは対象の部分と額をどうするかというものはこれは検討課題だけれども、やっぱり一定の歯どめというのをつけるということが必要ではないかというふうに私は思っています。これは問題の提起をしておいて、そういう批判も起こっておるわけですからひとつ検討をしてもらいたい。われわれも、どれだけ対象にしないとい、あるいはたとえば利子所得だったならば以上は対象にせいかというふうなところまで具体的にはまだ考えていないんですけれども、そういう点をひとつ考えてもらいたい。グリーンカード制をやって総合所得で踏み切っていくわけですから、そういう時期でもありませんから、把握するのにはそう不便は把握できる条件というのは近い将来でできるわけです。だから、その辺を含めて検討をしてもらいたか。いというふうに思っていますが、その点いかがですか。

○政府委員(宮尾盛君) 年金制度というのは、これは申すまでもないことでありますが、保険集団から離脱をしたときに一定の仕組みによる年金を受けることができるというものを組合員は期待をしておるわけでございますし、また、そういうことによりまして、いわゆる老後の人生設計というものも立てておるわけでございます。そういう中で、保険グループから離脱をした、つまり退職をした人に対して何らかの支給制限、支給停止の措置を講ずるということになりますと、やはりそれなりの範囲内でなければならぬというふうな考へておるわけでございます。ただ、いまの御提案のようなところまで広げていくことがいいのかどうか、これは年金制度のあり方の問題ともやっぱり絡んで相当議論があるところだといふふうに思っております。問題提起という意味で承っております。と存じます。

○神谷信之助君 最後に申し上げておきますが、最低保障額の適用を受けるような人たちが、言うなればばきわめて年金額がわずかしかなかったり人たちの問題についてはなかなかいかにぬけれども、収入、所得のようがある人、給与所得以外にもある人についてもやっぱりある程度のことを歯どめにしたらどうだという問題については盛んに期待権とおっしゃる。やっぱり期待権というのは、年金に入っておれば、やめても老後一定の生活水準が保障できるというのが期待権であって、それ以上の大きなものを全部保障するということがなしに、低い人たちがも含めてそれらの期待権にこたえ得るようなことを私は考える必要があるというふうに思っているんです。もう時間もなんですから、一応研究をしてみようように要請をして、私のきよりの質問を終わります。

○委員長(亀長友義君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時十八分散会

〔参照〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(志苦裕君提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六条第一項中「百分の三十二」を「百分の三十七」に改め、同条第二項中「百分の三十二」を「百分の三十七」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第一条のうち附則第八条の改正規定中「第六項まで」の下に、「第八項若しくは第九項」を加え、「又は附則第八条の第三項から第六項まで」を「附則第八条の第三項から第六項まで、第八項若しくは第九項又は附則第八条の四」に、「千三百六億円」を「九千八百四十三億円」に改める。

第一条中附則第八条の三の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第八条の三の次に次の一条を加える。

第八条の四 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、前二条に定めるもののほか、昭和五十七年度から昭和七十六年度までの各年度に限り、毎年度、昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債に係る昭和五十七年度から昭和七十六年度までの当該各年度において支払うべき元利償還金の額に相当する額として予算で定める額の臨時地方特別交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

第一条のうち別表の改正規定のうち道府県の項中

改め、市町村の項中											
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口	一人につき	六二七	に、
5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、三〇〇	を	5	その他の教 育費	人口	一人につき	二、八二〇	に、
2	社会福祉費	人口	一人につき	二、六二〇	を	2	社会福祉費	人口	一人につき	四、三六〇	に、
(1)	経常経費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	(1)	経常経費	人口	一人につき	四、九四〇	に、
(2)	投資的経 費	人口	一人につき	五一一	を	(2)	投資的経 費	人口	一人につき	〇〇〇	に、
3	衛生費	人口	一人につき	二、四〇〇	を	3	衛生費	人口	一人につき	二、二二〇	に、
4	労働費	人口	一人につき	二、九五〇	を	4	労働費	人口			

(2) 投資的経費	学級数	一学級につき	七三九、〇〇〇
	学校数	一校につき	五、〇九、〇〇〇
	学級数	一学級につき	四七四、〇〇〇

4 その他の教育費	人口	一人につき	三、九三〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	一六三
(2) 投資的経費	人口	一人につき	

4 その他の教育費	人口	一人につき	四、八二〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	二〇〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	

2 社会福祉費	人口	一人につき	二、七四〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	五一一
(2) 投資的経費	人口	一人につき	
3 保健衛生費	人口	一人につき	一、一一〇
4 清掃費	人口	一人につき	三、五七〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	四六五
(2) 投資的経費	人口	一人につき	
5 労働費	失業者数	一人につき	四九四、〇〇〇

2 社会福祉費	人口	一人につき	三、三六〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	六二七
(2) 投資的経費	人口	一人につき	
3 保健衛生費	人口	一人につき	一、三六〇
4 清掃費	人口	一人につき	四、三八〇
(1) 経常経費	人口	一人につき	五七一
(2) 投資的経費	人口	一人につき	
5 労働費	失業者数	一人につき	六〇六、〇〇〇

を に を に を

改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。

ただし、第三条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、第一条中地方交付税

法第六条の改正規定及び附則第三項中交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第四条の改正規定は昭和五十七年四月一日から施行する。

附則第二項を次のように改める。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。第十二条、第十三条、附則第三条、附則第八條から第八條の三まで及び別表の規定は昭和五十六年度分の地方交付税から、新法第六條及び附則第八條の四の規定は昭和五十七年度分の地方交付税から、次項の規定による改正後の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四條の規定は昭和五十七年度分の予算から適用する。

附則第三項中「(昭和二十九年法律第百三十三号)」を削り、附則第三項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第四條中「百分の三十二」を「百分の三十七」に、「こえて」を「超えて」に改める。

附則第三項のうち附則第八項の改正規定中「千三百六億円」を「九千八百四十三億円」を加算した額とし、昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分にあつては第八号に掲げる額をそれぞれ「第二号に掲げる額と第三号に掲げる額」の下に「と第八号に掲げる額と」を加え、「第二号から第五号までに掲げる額」の下に「と第八号に掲げる額と」を加え、「第一号から第七号まで」を「第二号から第八号まで」に、「第三号から第七号まで」を「第三号から第八号まで」に、「第四号から第七号まで」を「第四号から第八号まで」に、「同号に掲げる額」を「同号に掲げる額を」と、「第五号から第七号まで」を「第五号から第八号まで」に、「第六号に掲げる額と第七号に掲げる額との合算額」を「第六号から第八号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和七十二年分度から昭和七十六年度までの各年度分にあつては同号に掲げる額をそれぞれ」に改める。

附則第三項のうち附則第八項に二号を加える改正規定中「次の二号」を「次の三号」に改め、同項第

七号の次に次の一号を加える。

八 昭和五十七年度から昭和七十六年度までの各年度において当該各年度の予算で定める地方交付税法附則第八條の四に規定する臨時地方特例交付金の額

この修正の結果必要となる経費は、本年度約八千五百三十七億円の見込みである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に対する修正案(神谷信之助君提出)

地方交付税法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十二條の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第六條第一項中「百分の三十二」を「百分の四十」に改め、同条第二項中「百分の三十二」を「百分の四十」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第一条のうち附則第八條の改正規定中「第六項まで」の下に、「第八項若しくは第九項を加え」を「第四項から第六項まで」を削り、「千三百六億円」を「九千八百四十三億円」に改める。

第一条中附則第八條の二の改正規定を次のように改める。

附則第八條の二中「次条に定めるもののほか」を削り、「昭和五十五年分度から昭和六十二年分度まで」を「昭和五十五年分度及び昭和五十九年度から昭和七十一年度まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該年度ごとの臨時地方特例交付金の額については、前条第二項の規定を準用する。

第一条中附則第八條の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第八條の二の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年分度	三百九十億円
昭和五十九年度	二千五百八十億円
昭和六十年分度	五千四百八十億円
昭和六十一年度	六千五百九十億円
昭和六十二年度	七千三百二十億円
昭和六十三年度	八千三百億円
昭和六十四年度	八千八百二十億円
昭和六十五年度	九千七百九億八千万円
昭和六十六年度	八千八百七十一億円
昭和六十七年度	七千六百九十億円
昭和六十八年度	六千八百五十億円
昭和六十九年度	四千六百七十億円
昭和七十年分度	四千八百八十億円
昭和七十一年度	二百億円

第一条中附則第八條の三の改正規定を次のように改める。

附則第八條の三を次のように改める。

第八條の三 政府は、地方財政の状況にかんがみ、交付税の総額の確保に資するため、前条に定めるもののほか、昭和五十七年度から昭和七十六年度までの各年度に限り、毎年度、昭和五十一年度から昭和五十六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行

を許可された地方債に係る昭和五十七年度から昭和七十六年度までの当該各年度において支払うべき元利償還金の額に相当する額として予算で定める額の臨時地方特例交付金を、交付税及び譲与税配付金特別会計法の定めるところにより、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

第一条のうち別表の改正規定のうち道府県の項中

5	5	2	3	4
その他の教 育費	その他の教 育費	社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経 費	衛生費 労働費	労働費
人口	人口	人口	人口	失業者数
一人につき 二、三〇〇	一人につき 二、八二〇	一人につき 二、六二〇 五二一	一人につき 二、四〇〇 四三六	一人につき 四九四、〇〇〇
を	に、	を	を	を

附則第一項ただし書を次のように改める。 ただし、第三条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、第一条中地方交付税法第六条の改正規定及び附則第三項中交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）第四条の改正規定は昭和五十七年四月一日から施行する。 附則第二項を次のように改める。 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十二条、第十三条、附則第三条、附則第八条、附則第八条の二及び別表の規定は昭和五十六年度分の地方交付税から、新法第六条及び附則第八条の三の規定は昭和五十七年度分の地方交付税から、次項の規定	改める。 附則第一項ただし書を次のように改める。 ただし、第三条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、第一条中地方交付税法第六条の改正規定及び附則第三項中交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）第四条の改正規定は昭和五十七年四月一日から施行する。 附則第二項を次のように改める。 2 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十二条、第十三条、附則第三条、附則第八条、附則第八条の二及び別表の規定は昭和五十六年度分の地方交付税から、新法第六条及び附則第八条の三の規定は昭和五十七年度分の地方交付税から、次項の規定	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数	2 社会福祉費 (1) 経常経費 (2) 投資的経費	人口 人口 人口	費 人口 人口 人口	3 保健衛生費 4 清掃費	人口 人口 人口	5 労働費 失業者数
--	--	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------	---	-------------------------------	--	-----------------------------	-------------------------------	--------------------------

に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額を加算した額とし、昭和六十年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和六十一年度分及び昭和六十二年分にあつては第二号から第五号までに掲げる額の合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十三年分から昭和六十八年度までの各年度分にあつては第三号から第五号までに掲げる額の合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和六十九年度分にあつては第四号に掲げる額と第五号に掲

げる額との合算額を加算した額とし、昭和七十年分分にあつては同号に掲げる額を「昭和五十九年度から昭和七十一年度までの各年度分にあつては第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額をそれぞれ加算した額とし、昭和七十二年分から昭和七十六年度までの各年度分にあつては第三号に掲げる額をそれぞれ」、「又は第三号から第五号まで」を「又は第二号」に改め、同項第二号の表を次のように改める。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和五十五年	三百九十億円
昭和五十九年	二千五百八十億円
昭和六十年	五千四百八十億円
昭和六十一年	六千五百九十億円
昭和六十二年	七千三百二十億円
昭和六十三年	八千三十億円
昭和六十四年	八千八百二十億円
昭和六十五年	九千七百九億八千万円
昭和六十六年	八千八百七十一億円
昭和六十七年	七千六百九十億円
昭和六十八年	六千八百五十億円
昭和六十九年	四千六百七十億円
昭和七十年	千四百八十億円
昭和七十一年	二百億円

千五百三十七億円の見込みである。

附則第八項第三号を次のように改める。
三 昭和五十七年度から昭和七十六年度までの各年度において当該各年度の予算で定める地方交付税法附則第八条の三に規定する臨時地方特例交付金の額
附則第三項に次の改正規定を加える。
附則第八項第四号及び第五号を削る。

この修正の結果必要となる経費
この修正の結果必要となる経費は、本年度約八

昭和五十六年六月十九日印刷

昭和五十六年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局